



令和7年度

みんなの 市税



目 次

税からのお知らせ

個人市県民税・所得税の見直し等について … 3

第1章 福岡市の予算と市税収入

- 1. 福岡市の令和7年度の当初予算(一般会計) … 5
- 2. 令和7年度当初予算の特色 … 7
- 3. 令和6年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介 … 10

第2章 福岡市の市税

- 市税のあらまし … 11
- 1. 市民税 … 12
 - 個人の市民税(個人住民税) … 12
 - 個人の市民税を納める方(納税義務者) … 12
 - 個人の市民税が課税されない方 … 12
 - 個人市県民税の申告 … 13
 - 納税の方法 … 13
 - 税額の算出方法 … 16
 - 所得金額 … 17
 - 所得控除額 … 19
 - 所得割の税率 … 22
 - 税額控除額 … 22
 - 所得割額の計算の特例 … 25
 - 個人の市県民税を計算してみましょう! … 27
 - 法人の市民税 … 37
- 2. 固定資産税 … 39
 - 課税の対象となる固定資産 … 39
 - 固定資産税を納める方(納税義務者) … 39
 - 申告が必要となる固定資産 … 39
 - 税額の算出方法 … 40
 - 納税の方法 … 41
 - 評価替え … 41
 - 固定資産の縦覧制度 … 41
 - 固定資産の評価額についての審査の申出 … 41
 - 土地に対する課税 … 42
 - 家屋に対する課税 … 47
 - 償却資産に対する課税 … 49
- 3. 都市計画税 … 50
- 4. 軽自動車税 … 57
- 5. 市たばこ税 … 64
- 6. 入湯税 … 64
- 7. 事業所税 … 65
- 8. 宿泊税 … 66

第3章 市税の納付など

- 窓口で納める場合 … 67
- インターネット(地方税お支払いサイト)を利用した納付 … 68
- スマートフォン決済アプリで納付 … 69
- 口座振替 … 70
- 納期内納付と滞納 … 72
- 納税の猶予と市税の減免 … 73
- 納税管理人 … 73
- 市税に疑問があるとき … 74
- 不服申立て … 74
- 市税に関する証明・閲覧 … 75
- コンビニ等での市税に関する証明の交付 … 76
- 市税に関する証明の電子申請 … 77
- 区役所などの窓口での市税に関する証明の請求・受取 … 78
- 市税に関する証明の郵送請求 … 79
- eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告・電子納税 … 81

第4章 国税・県税

- 国税の種類とあらまし … 85
- 県税の種類とあらまし … 86

第5章 暮らしと税金

- 家族と税金 … 87
- 高齢者と税金(年金と税金) … 88
- 退職金と税金 … 89
- 株式と税金 … 90
- マイホームと税金 … 91
- マイカーと税金 … 94

第6章 税に関するお問い合わせ先など

- 令和7年度の主な税の納期月など … 95
- 国税・県税等に関するお問い合わせ … 96
- 市税に関するお問い合わせ … 97

福岡市からのお知らせ

- 市税の便利な納付方法について … 100
- 税金の制度や手続きなどをLINEで案内します! … 100

Q&A 質問にお答えします。

個人市民税(個人住民税)について

- Q. 1 年途中で転出した場合の個人市県民税の申告や納税は・・・? ... 29
- Q. 2 所得税の確定申告が不要な場合に、個人市県民税の申告は・・・? ... 29
- Q. 3 扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額は・・・? ... 29
- Q. 4 所得税が0円のと看、市県民税の課税は・・・? ... 30
- Q. 5 配偶者がパート・アルバイトで働いた場合の所得税と個人市県民税は・・・? ... 30
- Q. 6 年途中で死亡した父の個人市県民税は・・・? ... 31
- Q. 7 事務所のある区からも個人市県民税の納税通知書が・・・? ... 31
- Q. 8 日本国外に居住する扶養親族の申告は・・・? ... 32
- Q. 9 勤め先を退職した後に、個人市県民税の納税通知書が2通も・・・? ... 33
- Q.10 特別徴収の対象となる年金の種類は? ... 34
- Q.11 65歳未満で公的年金を受給していますが、個人市県民税は公的年金からの特別徴収の対象者になりますか? ... 34
- Q.12 給与から個人市県民税を特別徴収されていますが、公的年金等に対する個人市県民税も給与からの特別徴収に含めることはできませんか? ... 34
- Q.13 今まで個人市県民税を口座振替にしていたが、65歳になれば年金から特別徴収されるのですか? ... 34
- Q.14 株式等の配当および売却益の税金は・・・? ... 35

固定資産税・都市計画税について

- Q.15 すでに売却した固定資産の納税義務は・・・? ... 51
- Q.16 住宅を取り壊してコインパーキングにしたら、土地の固定資産税が上がったのですが・・・? ... 51
- Q.17 土地の評価額は変わらないのに、どうして固定資産税は上がるのですか? ... 52
- Q.18 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは・・・? ... 52
- Q.19 宅地の評価額と課税標準額はどのように推移していますか? ... 53
- Q.20 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが・・・? ... 54
- Q.21 償却資産申告書が送られてきたのですが・・・? ... 54
- Q.22 固定資産税・都市計画税の税額計算方法は? ... 55

軽自動車税について

- Q.23 譲ったバイクの納税義務は・・・? ... 62
- Q.24 事業所構内においてのみ使用されるフォーク・リフトは軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか? ... 62
- Q.25 車検を受けるにあたり、軽JNKSに納付情報が反映されているか確認したいのですが・・・? ... 62
- Q.26 電動キックボード(定格出力0.6kw)を購入しましたが、軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか? ... 63

証明・納税について

- Q.27 口座振替は、毎年手続きをする必要がありますか? ... 80
- Q.28 私は専業主婦で収入もなく、夫の扶養に入っていますが、私の所得証明(非課税証明)を受け取ることはできますか? ... 80
- Q.29 妻の所得証明を夫が受け取りに行きたいのですが、委任状が必要ですか? ... 80

税務手続きのオンライン化について

- Q.30 オンラインでどのような手続きができますか? ... 83

税からのお知らせ

個人市県民税・所得税の見直しについて

(1) 給与所得控除の見直し ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

給与収入金額190万円以下の方の給与所得控除の最低保障額が引き上げられます。

【改正前】		【改正後】	
給与収入	控除額	給与収入	控除額
162万5千円以下	55万円	190万円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円		

※360万円超は改正なし

(2) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件が引き上げられます。

【改正前】 48万円 → 【改正後】 58万円

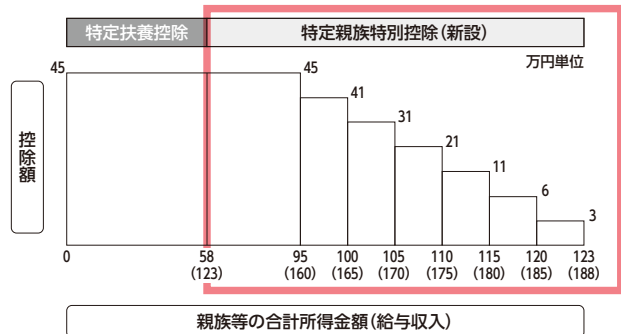
(3) 特定親族特別控除の創設 ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く)を有する場合に、当該親族等の所得に応じて控除することができる特定親族特別控除が創設されました。

特定親族特別控除(新設)

親族等の合計所得金額		控除額	
		個人市県民税	所得税
58万円超 85万円以下		45万円	63万円
85万円超 90万円以下		45万円	61万円
90万円超 95万円以下		45万円	51万円
95万円超 100万円以下		41万円	41万円
100万円超 105万円以下		31万円	31万円
105万円超 110万円以下		21万円	21万円
110万円超 115万円以下		11万円	11万円
115万円超 120万円以下		6万円	6万円
120万円超 123万円以下		3万円	3万円

見直しのイメージ(個人市県民税の場合)



(4) 基礎控除額の引き上げ ※所得税のみの改正で、令和7年分から

合計所得金額が2,350万円以下の方について、所得税のみ、基礎控除額が引き上げられます。

【改正前】		【改正後】	
合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額
2,400万円以下	48万円	132万円以下	95万円
		132万円超 336万円以下	88万円(※)
		336万円超 489万円以下	68万円(※)
		489万円超 655万円以下	63万円(※)
		655万円超 2,350万円以下	58万円
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円

※132万円超 655万円以下については令和9年分以後は58万円

定額減税について

令和7年度の個人市県民税所得割について、定額減税(特別税額控除額)が適用されます。

対象者	令和7年度の合計所得金額が1,805万円以下で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する方
控除額	1万円 ※特別税額控除適用前の所得割額が限度となります。

※令和7年度の個人市県民税におけるふるさと納税の特例控除額の上限について、定額減税による影響はありません。

二輪車の車両区分の見直しについて

令和7年4月1日以降に登録する二輪の原動機付自転車で、「総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの」にかかる軽自動車税(種別割)の税額は2,000円となります。

区 分	税 額	ナンバープレートの色
イ 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下(ハおよびホを除く)	2,000円	白色
ロ 二輪で、総排気量50cc超、90cc以下(ハを除く)または定格出力0.6kw超、0.8kw以下	2,000円	黄色
新設 ハ 二輪で、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円	白色
ニ 二輪で、総排気量90cc超、125cc以下(ハを除く)または定格出力0.8kw超、1.0kw以下	2,400円	桃色
ホ 三輪以上のもの(一部を除く)で、総排気量20cc超、50cc以下または定格出力0.25kw超、0.6kw以下	3,700円	薄青色

原付バイクの手続き等について

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます！

(オンライン申請できる手続き)

- 新規登録 ○廃車申告 ○名義変更(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請 ○納税通知書の送付先変更手続き

詳しくは福岡市ホームページをご確認ください。

福岡市 原付バイク オンライン申請

検索



福岡市 軽自動車税 送付先変更届

検索



2 軽自動車等の各種手続き窓口

車種	軽自動車税(種別割)の申告		車検の手続き	
	窓口	電話番号	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課	050-1808-6411 (自動音声による電話案内)		
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所	092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主管事務所	050-3816-1750
二輪の軽自動車(125cc超、250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室	092-410-8090 (福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局	050-5540-2078

市税に関する証明(所得証明等)について

① コンビニ交付

コンビニのマルチコピー機で所得証明書などが取得できます！

<取得できる証明書>

- 令和6・7年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和6・7年度 納税証明書(個人市県民税分)

※調整控除などの税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

<利用できる方>

- ・発行日現在、福岡市に住民登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要)
- ・1月1日(令和7年度の証明書を必要とする場合は令和7年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方
- ・その他利用できる方の条件、各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

申請に必要なもの

①マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)

福岡市 税証明 コンビニ

検索



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる！
利用時間：午前6時30分～午後11時00分



窓口で申請するより、
手数料が50円安い！

② オンライン申請(郵送受取)

市税の証明書をオンラインで申請できます！

マイナンバーカードとクレジットカードがあれば証明書をスマートフォンやパソコンから申請することができ、証明書はご自宅に郵送します。

<利用できる方>

本人、相続人、親権者・成年後見人などの法定代理人、法人の代表者

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード(英数字6～16文字の暗証番号の入力が必要です。)
- ②クレジットカード(手数料決済用)
- ③個人認証に必要なアプリのダウンロード
- ④(必要に応じて)戸籍謄抄本、登記事項証明書、商業登記簿など確認資料

福岡市 税証明 オンライン

検索



窓口に行かなくても、
いつでも申請！



申請後、
最短当日に、
証明書を発送！



普通郵便料金
が無料！
(令和8年3月末まで)



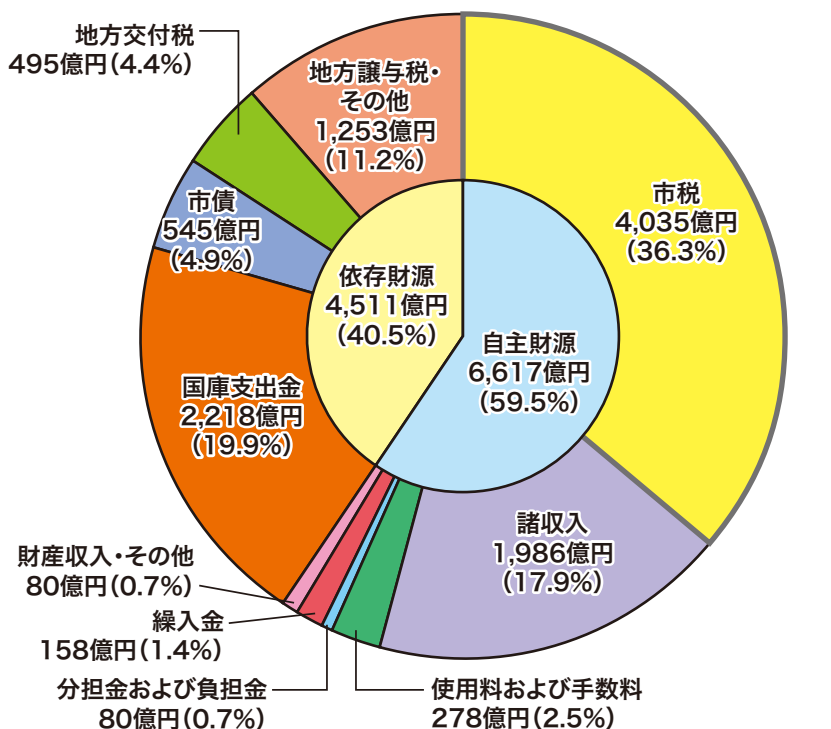
窓口申請より、
手数料が
50円安い！

第1章 福岡市の予算と市税収入

1. 福岡市の令和7年度の当初予算(一般会計)

福岡市の令和7年度の一般会計歳入予算は、1兆1,128億円となっています。一般会計とは、子育てや健康福祉など暮らしに関わりの深い事業を進める中心的な会計です。福岡市の令和7年度の一般会計歳入予算に占める市税の割合は、36.3%(4,035億円)で、市税は最も主要な財源となっています。

歳入
総額 **1兆1,128億円**



市税

福岡市には、納められた税金の使いみちが特別に決まっておらず、どのような経費にも充てることができる**普通税**と、税金の使いみちが特定されている**目的税**の、**8種類**があります。(P11)

諸収入

他の収入科目に含まれない収入をまとめたものであり、主なものは、貸付金の返済金、宝くじの収益事業収入、預金利子、延滞金等です。宝くじは、都道府県と政令指定都市が共同で発行しており、各都道府県ごとの売上に応じて収益金が福岡県に配分されたあと、福岡市へ交付されます。

宝くじを購入される際は、ぜひ福岡県内でお求めください。

宝くじマスコット
キャラクター
「クーちゃん」



国庫支出金

国が地方公共団体の特定の事務事業に対して、その事業実施の経費にあてることを条件として、交付する給付金であり、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類されます。

市債

地方公共団体が、公共施設の整備事業などの資金とするために借り入れる財源です。

地方交付税

地方公共団体の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体に一定の行政サービスを実施するために、国税として徴収した税金を地方公共団体へ交付するものです。

地方譲与税・交付金・その他

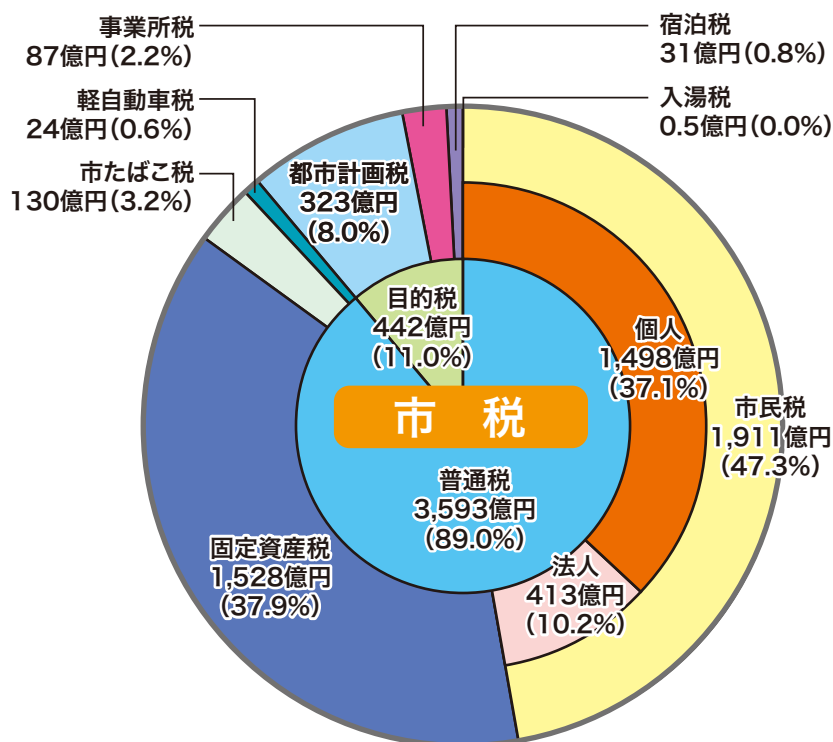
国(県)が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方公共団体に譲与(交付)するものを地方譲与税(交付金)といいます。福岡市は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方消費税交付金、軽油引取税交付金などの歳入があります。

自主財源

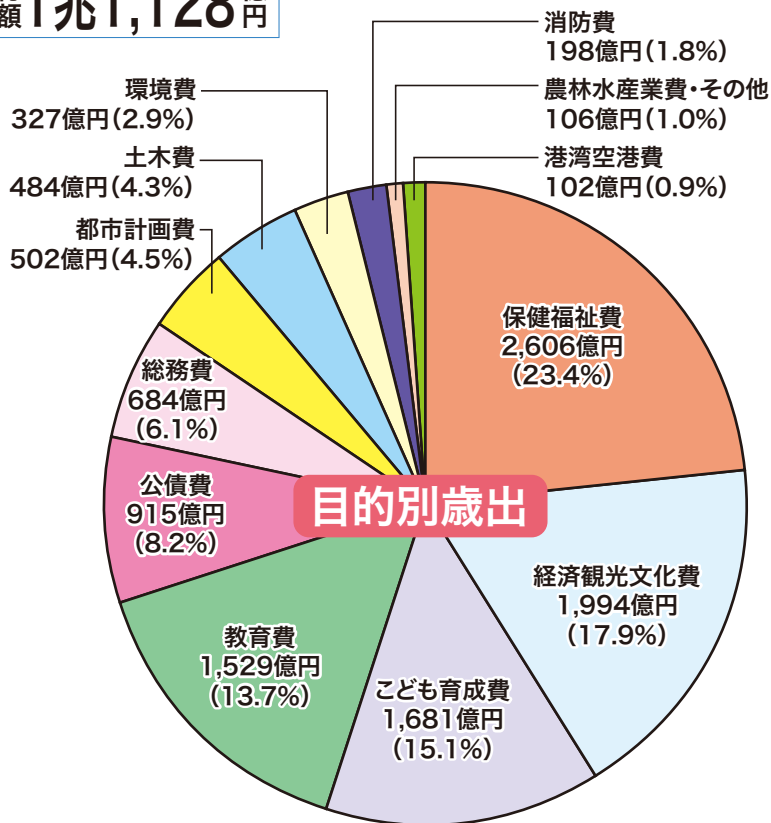
福岡市が自分の手で確保することができる収入で、市税をはじめとして諸収入や使用料、手数料などが該当します。**市税は福岡市の自主財源の約60%を占めています。**

依存財源

国や県から割り当てられる財源のことで、国庫支出金や地方交付税などが該当します。



歳 出
総額 1兆1,128億円



保健福祉費

保健医療や高齢福祉などの社会福祉施策に要する経費

経済観光文化費

商工業、観光、文化の振興などに要する経費

子ども育成費

こどもと子育て家庭支援などに要する経費

教育費

市立小中学校などの学校教育、図書館や生涯学習などの社会教育に要する経費

公債費

市立小中学校や市営住宅などの建設財源として借り入れた市債の返済などに要する経費

総務費

コミュニティ活動の支援、市税の賦課徴収や市の一般行政運営に要する経費

都市計画費

街路、公園、広場や区画整理などの都市施設の整備に要する経費

土木費

道路、河川、市営住宅などの整備、管理に要する経費

環境費

ごみ処理費や清掃工場などの生活環境の整備に要する経費

消防費

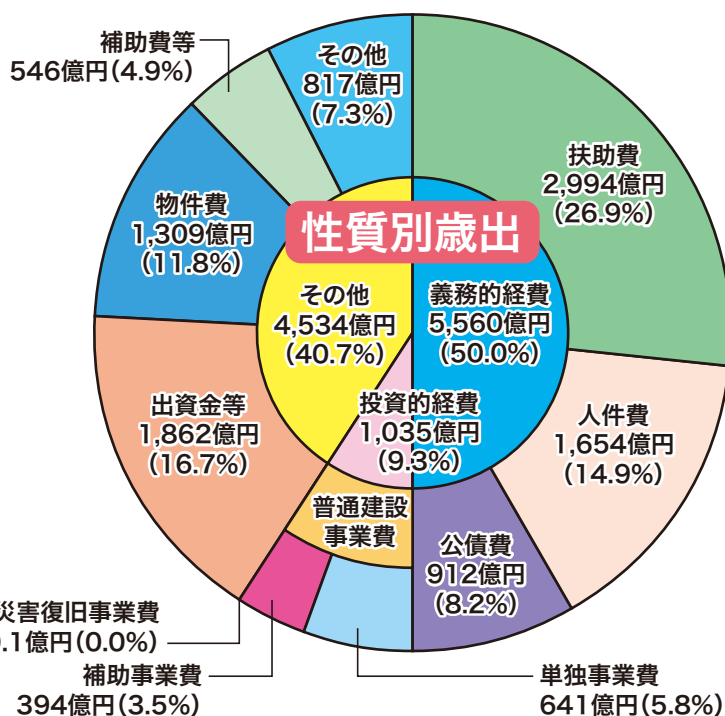
消防、救急活動に要する経費

農林水産業費・その他

農林水産業の振興などに要する経費、議会費、予備費など

港湾空港費

港や海岸環境、空港等の整備に要する経費



扶助費

生活保護費や保育所などの運営費など

公債費

市債の元金、利子の支払いに要する経費

出資金等

公営企業や外郭団体へ出資する経費など

物件費

庁舎の光熱水費、備品や消耗品の購入費など

補助費等

公営企業や外郭団体、その他各種団体等に対する負担金や補助金など

構成比等は、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2.令和7年度当初予算の特色

ま ち に 「 み

花・緑・アート

都市の緑化

★市役所・区役所・市民利用施設や
地下鉄天神・博多・空港駅等の緑化

★都心部オフィスビルやマンションの
ベランダ緑化助成制度の創設

★Fukuoka Flower Show

花をテーマとしたMICEとして2026年3月に開催

☆アジア美術館を都心部へ

展示機能を警固公園地下に

★アートなベンチの設置

天神・博多の3カ所にアーティストがデザインしたベンチを設置

★福岡城・鴻臚館

福岡城天守の文献・発掘調査や、鴻臚館の復元整備

防 災

★学校体育館エアコン

災害時に避難所となる
学校体育館に令和9年度末
までに全校整備完了

★避難所の改善(TKB)

T:トイレカーを各区に配備
K:キッチンカー等との連携強化
B:段ボールベッドや間仕切り等を配備

どり」を

★：新規 ☆：拡充

子ども・若者

★学校給食費の無償化

子育て世帯のさらなる負担軽減、2学期からスタート

★学校体育館エアコン

教育環境の向上のため、令和9年度末までに全校整備完了

★奨学金返還支援

中小企業等で働く従業員の奨学金返還を支援

★通級指導教員による巡回

サポートを必要とする児童生徒に担当教員による巡回を試行実施

★ドリームナイト・アクアリウム

障がいのある子どもと家族を対象に夜の水族館を貸し切り

財政状況

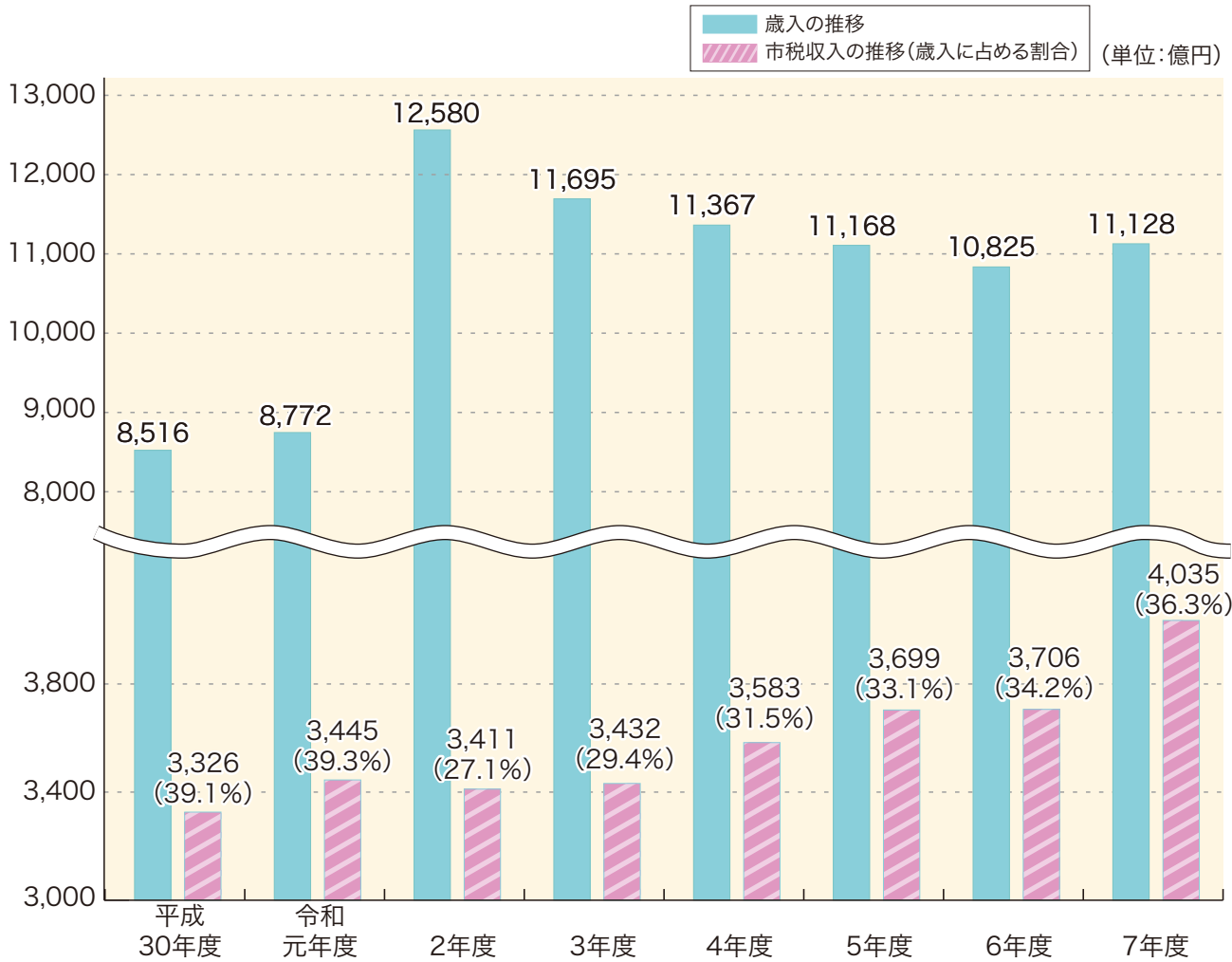
・市税収入初の

4,000億円超(過去最高)

・一人あたり市債残高は

ピーク時の半分以下に

● 福岡市の一般会計の歳入と市税収入の推移



(注) 令和5年度までは決算額、令和6・7年度は当初予算額になります。

()内は、各年度における、一般会計の歳入に占める市税収入の割合です。

一般会計の歳入においては、市税の占める割合が一番高く、市税の役割は重要なものとなっています。

税金には
どんな役割が
あるんですか？



教育、福祉、消防・救急、ごみ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。地方税は、こうしたサービスを賄うための財源であり、その地域に住む住民などが皆で負担し合うもの(地域社会の会費)です。



3. 令和6年度 中学生の「税についての作文」 受賞者紹介

中学生の税についての作文募集事業は、税を正しく理解し、税について考える機会を持つことを目的として、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催で実施しています。令和6年度は、福岡市内で54校、6,465名もの応募の中から、下記のとおり入賞作品が決定しました。※学年は受賞当時のものです。

福岡市長賞

「国民と国との約束」

福岡市立高宮中学校3年 井熊 日奈子 さん

「地域社会と税金」

福岡市立片江中学校3年 大村 梨紗 さん

福岡市教育委員会賞

「祖父の死から学んだ税金のこと」

福岡市立香椎第3中学校3年 田代 衣月 さん

「助け合いという名の投資」

福岡教育大学附属福岡中学校3年 安樂 達斗 さん

福岡市議会議長賞

「小さな税金と大きな学び」

福岡教育大学附属福岡中学校3年 佐藤 佳奈 さん

本年度及び過去の受賞作品は、福岡市HPでご覧いただけます。

福岡市 税の作文

検索

第2章 福岡市の市税

市税のあらまし

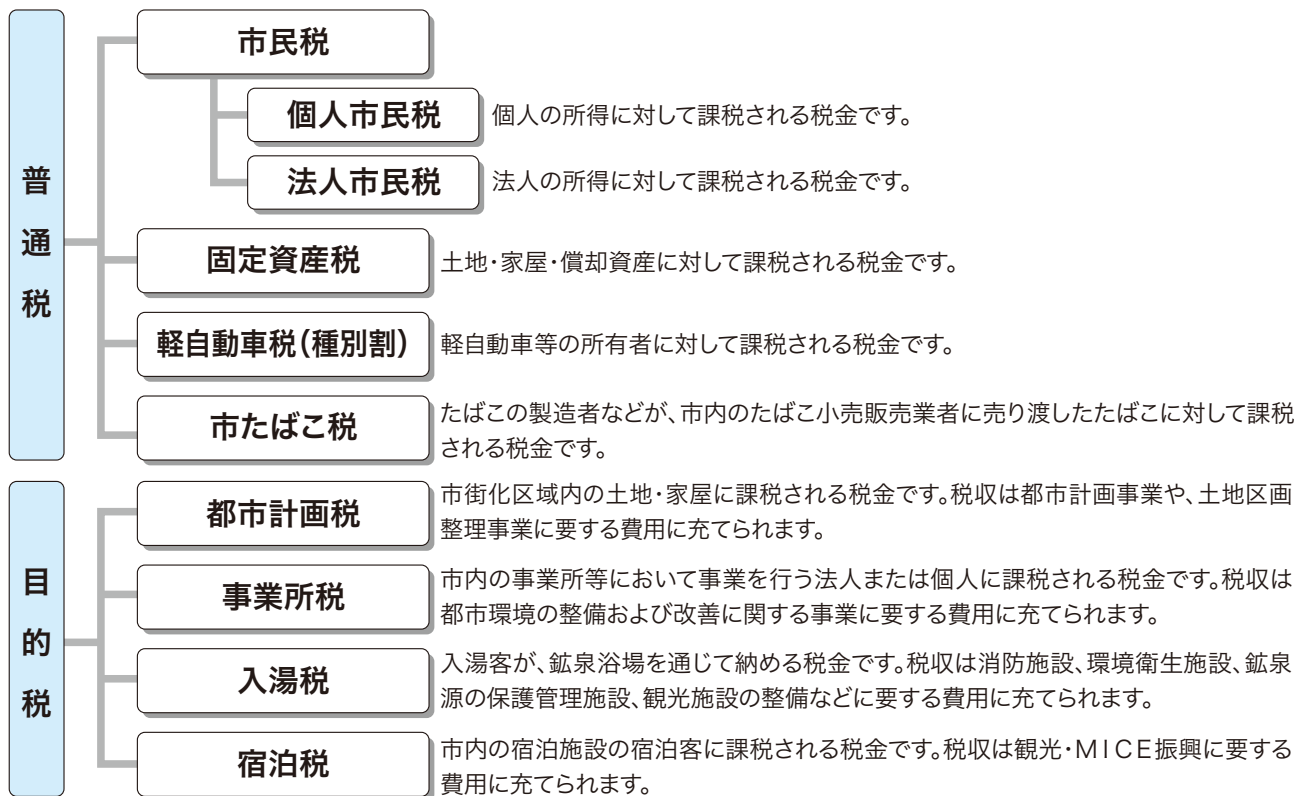
福岡市の市税には、次の8種類のものがあります。

福岡市の市税

普通税と目的税

普通税とは納められた税金の使い道が特別に決まっておらず、どのような経費にも充てることができる税金のことです。

目的税とは、その税金の使い道が法律や条例により特定されている税金のことです。



◎目的税の使い道(令和7年度)

◆都市計画税◆

(単位:千円)

事業名	金額
都市計画債償還金	22,208,695
下水道事業債償還金	4,380,000
下水道事業繰出金(雨水減価償却費)	4,200,000
公園整備	950,000
街路橋りょう整備	552,540
貝塚駅周辺土地地区画整理	23,000
合計	32,314,235

◆入湯税◆

(単位:千円)

事業名	金額
消防施設整備	54,827

◆宿泊税◆

P 66に記載しています。

◆事業所税◆

(単位:千円)

事業名	金額
文教施設整備	6,767,670
環境施設整備	570,000
道路橋りょう整備	467,000
河川水路改良	272,000
こども育成施設整備	150,000
保健福祉施設整備	40,000
公園整備	10,000
街路橋りょう整備	10,000
その他	436,141
合計	8,722,811

1. 市民税

個人の市民税(個人住民税)

個人の市民税は、**前年1年間(1月～12月)**の所得に対して課税される税金であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。税額は広く均等に負担していただく均等割と所得に応じて負担していただく所得割との合計額です。

※なお、前年1年間の所得に対しては、別途所得税(P85をご覧ください。)も課税されます。



個人の市民税を納める方(納税義務者)

個人の市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	○	○
区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない個人	○	

*その区内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の**1月1日**現在の状況で判定します。

個人の市民税が課税されない方

均等割も所得割も 課税されない方	■生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
	■前年中の合計所得金額^{※1}が135万円以下(給与所得者の年収になおすと204万4千円未満)で次に該当する方 ◆障がい者 ◆未成年者 ◆寡婦 ◆ひとり親
	■前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族^{※2}がいない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる方 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 本人) + 21万円 + 10万円$
所得割が課税 されない方 (ただし、均等割は 課税されます。)	■課税総所得金額(所得金額の合計額-所得控除額の合計額の1,000円未満切捨て)が0円以下の方
	■前年中の総所得金額等^{※1}の合計額が次の算式で求めた額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族がいない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる方 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 本人) + 32万円 + 10万円$

※1 「合計所得金額」および「総所得金額等」の説明は以下のとおりです。

「総所得金額」……利子所得、配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当を除きます。)、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額(所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額)で、損失の繰越控除(原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額を翌年の所得から差し引くこと)後の金額をいいます。

「総所得金額等」…損失の繰越控除後の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分を除きます。)の合計額をいいます。

「合計所得金額」…上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読みかえたものをいいます。

※2 「扶養親族」とは、同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の方を含みます。)をいいます。同一生計配偶者や扶養親族には、生計を一にする配偶者やその他の親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。

個人市県民税の申告

1月1日現在で市内に住所のある方は、その年の3月15日までに、1月1日現在の住所地の区役所課税課に申告する必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。
(収入状況等の確認のため、区役所から申告をお願いする場合があります。)

- (ア) 前年中の合計所得金額が43万円以下の方
※ただし、非課税証明書等が必要な場合は個人市県民税申告書の提出が必要です。
- (イ) 前年中の所得が給与のみで、勤め先から市に給与支払報告書が提出された方
- (ウ) 前年中の所得が年金・恩給などの公的年金等のみで、医療費控除や社会保険料控除等がない方
- (エ) 所得税の確定申告書(還付申告書を含む)を提出した方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする義務はありません。

ただし、所得税の確定申告が不要となった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税の申告が必要です。

- 公的年金等にかかる雑所得金額とそれ以外の所得金額の合計金額が43万円を超える場合
- 医療費控除および社会保険料控除などの所得控除や寄附金税額控除などの税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合

※個人市県民税の申告書は、福岡市ホームページで作成、オンライン提出することができます。

福岡市 市民税 オンライン

検索

納税の方法

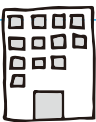
納税の方法には、普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。いずれの納税の方法も地方税法の規定に基づく制度となっています。

普通徴収の場合

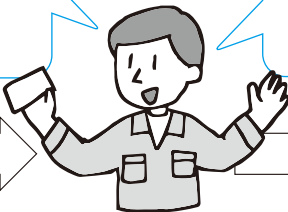
事業所得者などの場合は、区役所から送付する納税通知書(納付書)により、通常年4回(6月、8月、10月および翌年の1月)に分けて納めていただくことになっています。これを普通徴収といいます。

コンビニエンスストア、キャッシュレス決済
などでも納付できます。
(P67をご覧ください。)

納税は安心、便利な
口座振替をおすすめします。
(P70をご覧ください。)



納税通知書



納付



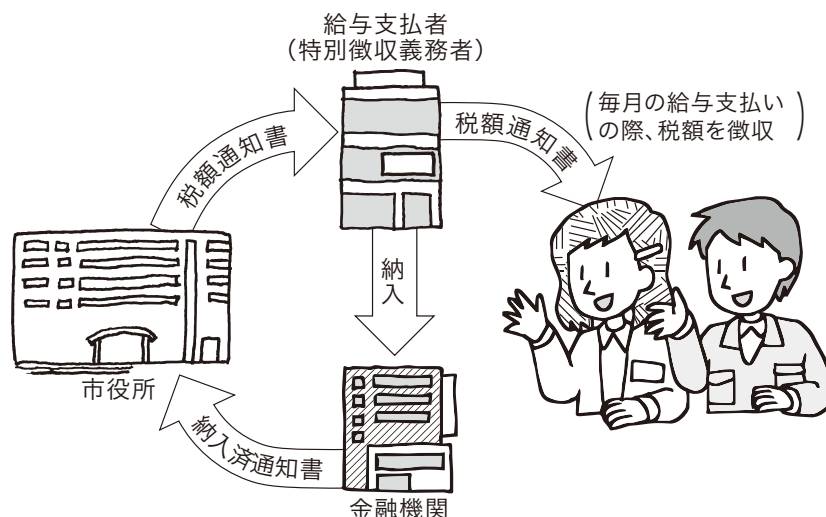
金融機関等

納付済通知

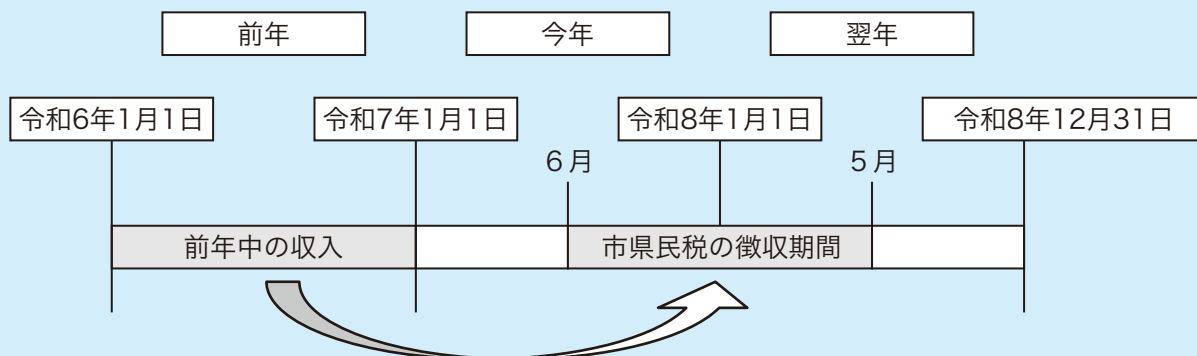
納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月	8月	10月	1月

給与からの特別徴収の場合

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者(特別徴収義務者)が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を引き去り、それを取りまとめて各月分を翌月10日までに納めていただくことになっています。これを給与からの特別徴収といいます。なお、納税者には給与の支払者を通じて税額を通知します。



※令和7年度の個人市県民税を例にして特別徴収の仕組みを図示すると次のようになります。



令和6年中の収入に対する個人市県民税を、令和7年6月～令和8年5月の給与から給与の支払者が引き去って納めます。

<年の中で退職した場合の徴収> (P33をご覧ください。)

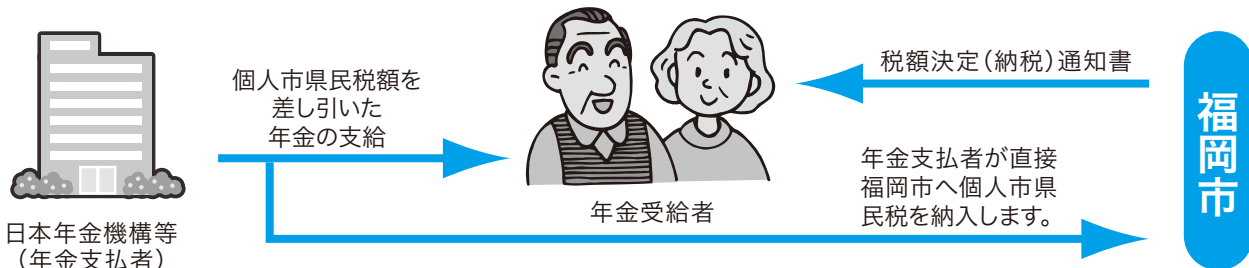
毎月の給与から個人市県民税を特別徴収されていた方が、退職により給与の支払いを受けなくなった場合には、退職した月の翌月以降の個人市県民税の額は、普通徴収の方法によって納めていただくこととなりますが、次のような場合には特別徴収されます。

- (ア) 退職した方が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを給与の支払者に申し出た場合
- (イ) 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの個人市県民税額を給与または退職手当等からまとめて特別徴収されることを給与の支払者に申し出た場合
- (ウ) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、(ア)に該当しない方の場合(この場合、本人の申し出がなくても、残りの個人市県民税の額は、給与または退職手当等からまとめて特別徴収されます。)

公的年金からの特別徴収の場合

年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、かつ個人市県民税が課税となる方の場合、公的年金等の所得に対する税額を、年金支払者が公的年金の支払額から引き去り、それを取りまとめて年金支給月の翌月10日までに納めていただくことになっています。

なお、公的年金の所得以外に、給与所得や事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額は、給与からの特別徴収または普通徴収の方法で納めていただきます。



<納付方法> (P34をご覧ください。)

○ 前年度から継続して公的年金からの特別徴収になっている方

4月より年金からの引き去りが開始されます。

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度分の公的年金等にかかる税額(年税額)の2分の1の			年税額から4・6・8月に引き去った額を差し引いた残額の		
	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3

○ 新しく公的年金からの特別徴収になる方または公的年金からの特別徴収が再開される方

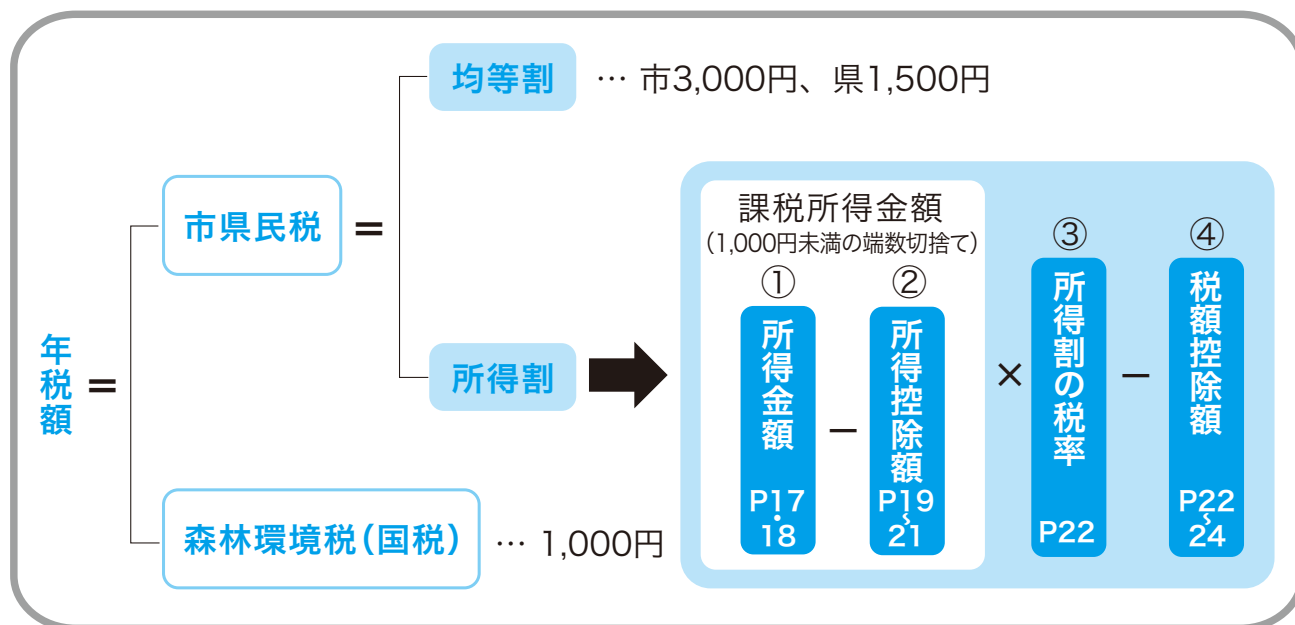
6・8月は納付書で納付し、10月より年金からの引き去りが開始されます。

納付月	4月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
納付額		年税額の約 1/4	年税額の約 1/4	年税額の約 1/6	年税額の約 1/6	年税額の約 1/6

また、以下の条件に該当する方等は、公的年金からの特別徴収が中止されます。特別徴収できなくなった税額については、改めて、納付書をお送りしますので、その納付書で納付してください。(口座振替をされていた方は納期月に引き落とされます。)

- ・公的年金からの引き去りを継続すると、本来納めるべき税額よりも多く納税いただくことになってしまう方
- ・年度途中で引き去りの対象となっている公的年金の受給が停止になった方
- ・年度途中で公的年金等の所得に対する税額が変更となった方で、変更後の税額を特別徴収できない方
- ・年度途中で市外へ転出された方(ただし、転出日によって取り扱いが異なります。)
- ・年金保険者(日本年金機構等)から、引き去りを行うことができない旨の通知があった方

税額の算出方法



均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の皆さまに負担していただく趣旨で設けられているもので、個人市民税3,000円、個人県民税1,500円※¹となっています。

※1 個人県民税均等割のうち、500円は福岡県森林環境税相当額です。

所得割

所得割は前年1年間（1月～12月）の所得をもとに計算されます。

（令和7年度の所得割は、令和6年中の所得をもとに計算されます。）

所得割の計算は、
所得控除額や税率などが
所得税と異なるから、税額も
違ってくるんだよ！



森林環境税(国税) ※令和6年度から

【税の用途】 森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、全額が都道府県・市区町村へ譲与されます。

【納税義務者】 個人市民税均等割の納税義務者

【税率】 年間1,000円

【納付方法】 個人市県民税とあわせて納付していただきます。

※なお、令和5年度までの均等割の臨時措置（市と県あわせて1,000円の加算）がなくなりますので、原則、令和6年度以降の負担額は変わりません。

※森林環境税の制度に関する詳細は、総務省ホームページをご確認ください。

① 所得金額

所得金額とは、下表の所得の種類に応じて、それぞれ前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額をいいます。

[所得の種類と所得金額の算出方法]

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金の利子など	収入金額=利子所得
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額-必要経費=不動産所得
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額-必要経費=事業所得
5	給与所得	給料、俸給など	収入金額-給与所得控除額=給与所得(P18をご覧ください。)
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額) ^{※1} ×1/2=退職所得
7	山林所得	山林の伐採や譲渡により生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額=山林所得
8	^{※2} 譲渡所得	資産を売った場合に生じる所得	収入金額-資産の取得価格などの経費-特別控除額=譲渡所得
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額-必要経費-特別控除額 ^{※3} =一時所得
10	雑所得	公的年金など	収入金額-公的年金等控除額=公的年金等にかかる雑所得(P18をご覧ください。)
		原稿料や食料品の配達などの副収入	収入金額-必要経費=業務に係る雑所得
		個人年金などで他の所得にあてはまらないもの	収入金額-必要経費=その他の雑所得

※1 勤続年数が5年以下である場合は計算方法が異なります。詳しくはP89をご確認ください。

※2 土地・建物等の譲渡所得の課税の特例についてはP25～26をご覧ください。

※3 税額を算出する際には、1/2を乗じた金額を用います。

●非課税所得

下記のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、個人市県民税の課税対象にはなりません。

〈代表的な非課税所得〉

- ・ 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は最高月額15万円まで)
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険失業給付
- ・ 障がい者等の少額預金および少額公債の利子
(各々元本350万円以下・平成6年1月1日以後の預入から)
- ・ 災害支援金、災害見舞金

●給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額になりますが、具体的には下表の「給与所得の計算表」にあてはめて計算します。

(給与所得の計算表(令和7年度))

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) =A	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		A × 2.8 － 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		A × 3.2 － 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入 × 0.9 － 1,100,000円	
8,500,000円	給与収入 － 1,950,000円	

◇特定支出の控除について◇

給与所得者が職務の遂行上直接必要な通勤費、転居費、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰省費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)などの合計額が給与所得控除額(上の表の「給与等の収入金額」－「給与所得の金額」)の2分の1を超えるときは、申告により、その超える金額を「特定支出控除」として給与所得控除後の金額(上の表の「給与所得の金額」)から差し引ける特例があります。

◇所得金額調整控除について◇

下記の(1)または(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引きます。

※特定支出控除がある場合は特定支出控除後の金額から差し引きます。

(1) 給与収入が850万円を超える方で、下記の1～3のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 特別障害者である同一生計配偶者または前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する
3. 23歳未満の前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を限度)－850万円) × 10%

(2) 給与所得および公的年金等にかかる雑所得がある方で、給与所得と公的年金等にかかる雑所得の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得(10万円を限度) + 公的年金等にかかる雑所得(10万円を限度))－10万円

※(1)にも該当する場合は、(1)の控除後の金額から差し引きます。

●公的年金等にかかる雑所得の金額

公的年金等にかかる雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額になります。具体的には下表にあてはめて計算します。

(公的年金等にかかる雑所得の計算表(令和7年度))

年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等にかかる雑所得の金額		
		(A) 以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	～ 3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

② 所得控除額

所得控除額は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮した一定の額を、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

なお、個人の市県民税(住民税)における所得控除額は、前年1年間の状況(扶養控除等については、前年12月31日の状況)により計算されます。

(下表における「総所得金額等」「合計所得金額」はP12の※1をご覧ください。)

種 類	令和7年度 個人市県民税(住民税)		令和6年分 所 得 税 (参 考)			
雑 損 控 除	災害などによる損失の金額 − 保険金などで補てんされる金額 = A ① Aの金額 − (総所得金額等 × 10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 − 5万円 ①と②のいずれか多い方の金額					
医 療 費 控 除 (①もしくは②の どちらか一方)	①通常の医療費控除 (※限度額200万円)	支払った医療費等の金額	保険などから補てんされた金額	総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない額		
	②セルフメディケーション税制 (※限度額8万8千円)	特定一般用医薬品等の購入費	保険などから補てんされた金額	1万2千円		
社会保険料控除	支払った社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)の金額					
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金・確定拠出年金法に規定する個人型年金制度に基づく掛金等を支払った金額					
生 命 保 険 料 控 除	控除額は、一般分・介護医療分・個人年金分それぞれ保険契約を締結した年ごとに個別に計算した控除額の合計額(限度額7万円)となります。 ※旧契約:平成23年12月31日以前に契約したもの ※新契約:平成24年1月1日以後に契約したもの ※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合、旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は28,000円となります。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円を限度に旧契約のみ控除を受けることができます。		控除額は、一般分・介護医療分・個人年金分それぞれ保険契約を締結した年ごとに個別に計算した控除額の合計額(限度額12万円)となります。 ※旧契約:平成23年12月31日以前に契約したもの ※新契約:平成24年1月1日以後に契約したもの ※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合、旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は40,000円となります。ただし、旧契約の控除額が40,000円を超える場合は、50,000円を限度に旧契約のみ控除を受けることができます。			
		保険料の支払額	控除の金額		保険料の支払額	控除の金額
	旧契約	15,000円以下	支払額の全額	25,000円以下	支払額の全額	
		15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	25,000円超 50,000円以下	支払額×1/2+12,500円	
		40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	50,000円超 100,000円以下	支払額×1/4+25,000円	
	新契約	70,000円超	35,000円(限度額)	100,000円超	50,000円(限度額)	
		12,000円以下	支払額の全額	20,000円以下	支払額の全額	
		12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	20,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+10,000円	
		32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	40,000円超 80,000円以下	支払額×1/4+20,000円	
	56,000円超	28,000円(限度額)	80,000円超	40,000円(限度額)		
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料、旧長期契約それぞれ個別に計算した控除額の合計額となります。 ※限度額2万5千円 旧長期契約: 平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの		地震保険料、旧長期契約それぞれ個別に計算した控除額の合計額となります。 ※限度額5万円 旧長期契約: 平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの			
		保険料の支払額	控除の金額		保険料の支払額	控除の金額
	地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円以下	支払額の全額	
		50,000円超	25,000円(限度額)	50,000円超	50,000円(限度額)	
	旧長期契約	5,000円以下	支払額の全額	10,000円以下	支払額の全額	
		5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	10,000円超 20,000円以下	支払額×1/2+5,000円	
		15,000円超	10,000円(限度額)	20,000円超	15,000円(限度額)	
寄 附 金 控 除	P24をご覧ください。		①特定寄附金の支出額 ②総所得金額等の40% ①と②のいずれか少ない額 − 2,000円 ※政党・認定NPO法人分等については別途計算あり			

種 類	要 件	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所 得 税	人的控除額 の 差 額
障 害 者 控 除	本人またはその同一生計配偶者や扶養親族が障がい者の場合	26万円	27万円	1万円
	本人またはその同一生計配偶者や扶養親族が特別障がい者の場合 (重度の精神障がいがある方または身体障害者手帳1級・2級の方など)	30万円	40万円	10万円
	同居特別障がい者の場合、右の額を上記の額にそれぞれ加算します	23万円	35万円	12万円
寡 婦 控 除	次の①②いずれにも該当し、右の要件に該当する場合 ①前年の合計所得金額が500万円以下 ②住民票に「妻(未届)」または「夫(未届)」の記載がない 下記のひとり親控除の要件に該当せず、次の①または②に該当する場合 ①夫と離婚後に婚姻しておらず、子以外の扶養親族※1を有する ②夫と死別後に婚姻していないまたは夫が生死不明	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	次の①②いずれにも該当する場合 ①配偶者と死別、離婚後に婚姻していない、配偶者が生死不明、または未婚 ②前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者または扶養親族である場合を除く)を有する	30万円	35万円	5万円 ※ただし、調整控除算出の際は男性の場合1万円とします。
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生の場合	26万円	27万円	1万円
配 偶 者 控 除 ※1	P21をご覧ください。			
配 偶 者 特 別 控 除 ※1				
扶 養 控 除 ※1※2 (扶 養 親 族)	生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下(給与のみの方は、収入金額が103万円以下)の場合	年少扶養親族(16歳未満)平成21年1月2日以降生まれ	0円	0円
		特定扶養親族一人につき(19歳以上23歳未満)平成14年1月2日から平成18年1月1日生まれ	45万円	63万円
		老人扶養親族一人につき(70歳以上)昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	48万円
		老人扶養のうち同居の父母などの扶養親族一人につき	45万円	58万円
		一般扶養親族一人につき(上記の者以外の場合)	33万円	38万円
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が	2,400万円以下	43万円	48万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円
		2,500万円超	0円	0円

※1 他の納税義務者の扶養親族とされる方、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および事業専従者は除きます。

※2 国外居住親族にかかる扶養控除等については、P32をご覧ください。

●配偶者控除

要件：前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下（給与のみの方は、収入金額が103万円以下）の場合

本人の合計所得金額	配偶者の年齢	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所得税	人的控除額の差額
～900万円以下 (～1,095万円以下)	70歳未満	33万円	38万円	5万円
	70歳以上	38万円	48万円	10万円
900万円超～950万円以下 (1,095万円超～1,145万円以下)	70歳未満	22万円	26万円	4万円
	70歳以上	26万円	32万円	6万円
950万円超～1,000万円以下 (1,145万円超～1,195万円以下)	70歳未満	11万円	13万円	2万円
	70歳以上	13万円	16万円	3万円

※（ ）内はすべて給与収入で算定した場合の収入金額。

●配偶者特別控除

要件：前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下（給与のみの方は、収入金額が103万円を超え201万6千円未満）の場合

配偶者の 合計所得金額	本人の 合計所得金額		～900万円以下 (～1,095万円以下)		900万円超～950万円以下 (1,095万円超～1,145万円以下)		950万円超～1,000万円以下 (1,145万円超～1,195万円以下)	
	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所得税	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所得税	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所得税	令和7年度 個人市県民税	令和6年分 所得税
48万円超～95万円以下 (103万円超～150万円以下)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円		
95万円超～100万円以下 (150万円超～155万円以下)	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円		
100万円超～105万円以下 (155万円超～160万円以下)	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円		
105万円超～110万円以下 (160万円超～166.8万円未満)	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円		
110万円超～115万円以下 (166.8万円以上～175.2万円未満)	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円		
115万円超～120万円以下 (175.2万円以上～183.2万円未満)	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円		
120万円超～125万円以下 (183.2万円以上～190.4万円未満)	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円		
125万円超～130万円以下 (190.4万円以上～197.2万円未満)	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円		
130万円超～133万円以下 (197.2万円以上～201.6万円未満)	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円		

配偶者特別控除の人的控除額の差額は以下のとおりです。

配偶者の 合計所得金額	本人の 合計所得金額	～900万円以下 (～1,095万円以下)	900万円超～950万円以下 (1,095万円超～1,145万円以下)	950万円超～1,000万円以下 (1,145万円超～1,195万円以下)
配偶者の合計所得金額 48万円超～50万円未満 (103万円超～105万円未満)		5万円	4万円	2万円
配偶者の合計所得金額 50万円以上～55万円未満 (105万円以上～110万円未満)		3万円	2万円	1万円

※（ ）内はすべて給与収入で算定した場合の収入金額。

※配偶者の合計所得金額が55万円以上（110万円以上）の場合は、人的控除額の差額は0円です。

③ 所得割の税率

所得金額から所得控除額等を差し引いたものを課税総所得金額といいます。この課税総所得金額に所得割の税率を乗じて所得割額を算出します。

※土地の譲渡所得など分離課税の税率については、P25～26をご覧ください。

$$\boxed{\text{課税総所得金額}} \times \begin{matrix} \boxed{\text{個人市民税 8\%}} \\ \boxed{\text{個人県民税 2\%}} \end{matrix} = \begin{matrix} \boxed{\text{個人市民税所得割額}} \\ \boxed{\text{個人県民税所得割額}} \end{matrix}$$

※政令指定都市以外は個人市民税6%、個人県民税4%と税率が異なります。

④ 税額控除額

税源移譲による負担増の解消、配当所得や外国の源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨などにより定められており、上記③で算出した所得割額から一定の額が差し引かれます。

●調整控除(前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合のみ)

所得税と個人市県民税では、扶養控除などの人的控除額が異なります。(P20～21をご覧ください。)平成19年から、所得税と個人市県民税の税率が変更されたことによって控除額の差により個人の負担が変更前よりも増える場合がありますので、これを調整するため、個人市県民税所得割額から一定の額が差し引かれます。(計算方法についてはP28をご覧ください。)

●配当控除

株式の配当所得がある方で総合課税の適用を受ける方は、算出された所得割額から次の額が差し引かれます。配当所得を申告しなかった場合、または分離課税を選択して申告した場合は適用されません。

区 分	控 除 額	
	個人市民税	個人県民税
課税総所得金額等の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	配当所得金額の2.24%	配当所得金額の0.56%
課税総所得金額等の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	配当所得金額の1.12%	配当所得金額の0.28%

※私募証券投資信託等の収益の分配にかかる配当所得等については控除額が異なります。

●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市県民税に相当する税が課された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

個人県民税配当割(または株式等譲渡所得割)が課された配当所得(または株式等譲渡所得)を申告した場合には、所得割額から個人県民税配当割(または株式等譲渡所得割)相当額が差し引かれます。

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成26年から令和7年12月までに入居された方で、所得税で住宅ローン控除(特定増改築によるものを除く。)を受けており、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の個人市県民税所得割額から次のA、Bいずれか少ない方の金額が差し引かれます。

A: 下記の①から②を控除した金額

①前年分の所得税にかかる住宅借入金等特別控除額(=住宅借入金等特別控除可能額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

B: 前年分の所得税にかかる課税総所得金額等の額の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)

※ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居された方のうち、消費税率8%または10%で住宅を購入された方、または令和3年1月から令和4年12月までに入居された方のうち、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する方は、前年分の所得税にかかる課税総所得金額等の額の100分の7に相当する金額(136,500円を限度)

●確認の手続き: 給与支払報告書または確定申告書を市が確認します。

市に対する「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は原則不要です。

●特別税額控除(定額減税) ※令和7年度のみ

令和7年度の個人市県民税所得割について、下記のとおり定額減税(特別税額控除)が適用されます。

1.対象者 令和7年度の合計所得金額が1,805万円以下で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除く。)を有する方

2.控除額 1万円

※特別税額控除適用前の所得割額が限度となります。

3.税額の計算方法

各種税額控除を適用した後の所得割額から特別税額控除額を控除します。

特別税額控除額の市と県の内訳については、下記の計算方法により算出します。

$$\begin{array}{lcl} \text{特別税額控除額} & = & \text{特別税額控除額} \times \frac{\text{所得割額(県)}}{\text{所得割額(県)} + \text{所得割額(市)}} \\ \text{(県)} & & \text{(1万円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{特別税額控除額} & = & \text{特別税額控除額} - \text{特別税額控除額} \\ \text{(市)} & & \text{(1万円)} \quad \text{(県)} \end{array}$$

※所得割額: 特別税額控除前の所得割額

※特別税額控除額(県)に1円未満の端数がある場合は切り上げます。

4.その他

- ・ 令和8年度分の公的年金からの特別徴収にかかる仮徴収税額については、定額減税(特別税額控除)後の令和7年度の税額により算出します。
- ・ 令和7年度分の個人市県民税におけるふるさと納税の特例控除額の上限については、定額減税による影響はありません。

●寄附金税額控除

地方公共団体に対する寄附金など、控除の対象となる寄附金のうち、2,000円を超える部分については、一定額を限度に所得割額から控除されます。また、地方公共団体(総務大臣が指定する団体に限る。)に対する寄附金(いわゆるふるさと納税)については、控除額の加算があります。

また、ふるさと納税には所得税の確定申告を行う以外に、ふるさと納税先団体に申告特例の申請書を提出することにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税についての寄附金控除を受けることができます。(ふるさと納税ワンストップ特例制度)

【控除の対象となる寄附金】

- ア. 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)
- イ. 福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部への寄附金のうち政令で定めるもの
- ウ. 県・市条例により指定した寄附金^{※1}

【控除額の計算】

1.基本控除額、2.特例控除額 および 3.申告特例控除額の合計額が、算出された所得割額から控除されます。ただし、2.特例控除額はふるさと納税を、3.申告特例控除額はふるさと納税ワンストップ特例の申請をした場合に限り適用されます。

1.基本控除額

- ① 上記控除の対象となる寄附金ア～ウの合計額
 - ② 総所得金額等の合計額の30%
- いずれか少ない金額をAとします。

A - 2千円

- × 8% = 個人市民税控除額
- × 2% = 個人県民税控除額

2.特例控除額(総務大臣が指定する団体へのふるさと納税のみ)

ふるさと納税額 - 2千円

× (下表から求めた割合)

- × 4/5 = 個人市民税控除額
- × 1/5 = 個人県民税控除額

※ただし、個人市民税・県民税控除額はそれぞれ個人市民税・県民税所得割(調整控除後)の20%を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額 ^{※2} を控除した額	特例控除額の割合	申告特例控除の割合
0円以上195万円以下	84.895/100	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下	79.790/100	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下	69.580/100	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下	66.517/100	23.483/66.517
900万円を超え1,800万円以下	56.307/100	33.693/56.307
1,800万円を超え4,000万円以下	49.160/100	
4,000万円超	44.055/100	
0円未満(課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合)	90/100	
0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める額	

3.申告特例控除額

ワンストップ特例の申請をした場合に限り適用されます。

上記 2.特例控除額

× 上表の申告特例控除の割合

- × 4/5 = 個人市民税控除額
- × 1/5 = 個人県民税控除額

※1 市条例により指定した寄附金については、福岡市ホームページでご確認ください。県条例により指定した寄附金については、福岡県ホームページでご確認ください。

※2 人的控除差調整額とは5万円+人的控除額の差の合計額(P28をご覧ください。)をいいます。

ふるさと納税の控除額の目安は福岡市ホームページで試算できます。

福岡市 税額試算

検索

所得割額の計算の特例(分離課税にかかる所得割額の計算方法)

退職所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得等、先物取引にかかる雑所得等は、他の所得と分離して個別に所得割額を計算します。

退職所得	退職金や一時恩給などに対する所得割額は、退職金などの支払いを受けるときに引き去ることになります。他の所得と区分し、原則として退職所得の発生した年に課税されます。 $\left(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} \times \begin{cases} \text{個人市民税} 6\% \\ \text{個人県民税} 4\% \end{cases}$ ※勤続年数が5年以下である場合は計算方法が異なります。詳しくはP89をご確認ください。 [退職所得控除額] <table><tr><th>勤続年数</th><th>控除額</th></tr><tr><td>20年以下の場合</td><td>40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)</td></tr><tr><td>20年を超える場合</td><td>70万円×(勤続年数-20年)+800万円</td></tr></table> ※勤続年数が1年に満たない期間は切り上げます。 ※障がい者になったことで退職した場合は、控除額に100万円を加算します。	勤続年数	控除額	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)	20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円												
勤続年数	控除額																		
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)																		
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円																		
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物等の譲渡に対する所得割額は、その所有期間により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区別されて次のとおり計算されます。 <table><tr><td>短期譲渡所得</td><td>譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得</td></tr><tr><td>長期譲渡所得</td><td>譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得</td></tr></table> (譲渡所得の計算) 譲渡所得 必要経費 譲渡の収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 = (課税短期譲渡所得金額 課税長期譲渡所得金額) 譲 渡 所 得： 分離課税にかかる長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額が譲渡所得になります。 取 得 費： 売った土地や建物を買入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額控除後の金額)や購入手数料などです。実際の取得費が分からないときや実際の取得費よりも譲渡収入の5%の方が多いときは、譲渡収入金額の5%とします。 譲 渡 費 用： 土地や建物を売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用などです。 特別控除額： 政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。主なものは次のとおりです。 <table><tr><th>譲渡所得の内容</th><th>控除額</th></tr><tr><td>収用などによる資産の譲渡</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>特定土地区画整理事業等での譲渡</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>特定住宅地造成事業等での譲渡</td><td>1,500万円</td></tr><tr><td>農地保有合理化のための農地等の譲渡</td><td>800万円</td></tr><tr><td>低未利用土地等の譲渡</td><td>100万円</td></tr></table> ※被相続人の居住用財産(空き家)の譲渡の控除額は、一定の場合は2,000万円になります。 ※ケースによって控除額が変わることがあります。	短期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得	長期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得	譲渡所得の内容	控除額	収用などによる資産の譲渡	5,000万円	自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)	3,000万円	特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円	特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円	農地保有合理化のための農地等の譲渡	800万円	低未利用土地等の譲渡	100万円
短期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得																		
長期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得																		
譲渡所得の内容	控除額																		
収用などによる資産の譲渡	5,000万円																		
自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)	3,000万円																		
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円																		
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円																		
農地保有合理化のための農地等の譲渡	800万円																		
低未利用土地等の譲渡	100万円																		

土地・ 建物等の 譲渡所得	短期譲渡所得の税額の計算 1. 一般の短期譲渡所得の税額の算出方法 $(\text{課税短期譲渡所得金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 7.2\% \\ \text{個人県民税} 1.8\% \end{array} \right)$ 2. 国または地方公共団体等に対する土地等の譲渡にかかる短期譲渡所得の税額の算出方法 $(\text{国等に対する譲渡にかかる課税短期譲渡所得金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 長期譲渡所得の税額の計算 1. 一般の長期譲渡所得の税額の算出方法 $(\text{課税長期譲渡所得金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 2. 国や地方公共団体等に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額の算出方法(特別控除額を用いる場合は一般の長期譲渡所得の税率で計算します。) 1 優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 $(\text{優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 3.2\% \\ \text{個人県民税} 0.8\% \end{array} \right)$ 2 優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 $(\text{優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right) + (\text{個人市民税} 64\text{万円} + \text{個人県民税} 16\text{万円})$ 3. 所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額の算出方法 1 居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 $(\text{居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 3.2\% \\ \text{個人県民税} 0.8\% \end{array} \right)$ 2 居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 $(\text{居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額} - 6,000\text{万円}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right) + (\text{個人市民税} 192\text{万円} + \text{個人県民税} 48\text{万円})$
株式等の 譲渡 所得等	1. 上場株式等を譲渡した場合の算出方法 $(\text{株式等にかかる課税譲渡所得等の金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 2. 一般株式等を譲渡した場合の算出方法 $(\text{株式等にかかる課税譲渡所得等の金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$
上場株式 等の 配当所得等	申告時に分離課税の適用を受けることを選択した場合の算出方法 $(\text{上場株式等にかかる課税配当所得等の金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$
先物取引 にかかる 雑所得等	$(\text{先物取引にかかる雑所得等の金額}) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$

個人の市県民税を計算してみましょう！

令和7年度 個人市県民税計算例

● 所得等の内容

給 与 収 入	5,000,000円
給 与 所 得 (P18参照)	3,560,000円
不 動 産 所 得	300,000円
社 会 保 険 料 支 払 額	500,000円
生 命 保 険 料 支 払 額	100,000円
地 震 保 険 料 支 払 額	4,000円

● 扶養家族

妻	40歳 所得なし
長男	17歳 所得なし
長女	13歳 所得なし
父	70歳 所得なし 同居、特別障がい者

(※生命保険料は旧一般生命保険分とし、地震保険料は旧長期契約分を含まない。)

税額試算システム、申告書のオンライン送付に関するお知らせ

福岡市ホームページに個人市県民税の税額試算から申告書の作成、送信ができる便利なインターネットサービスを提供しています。

給与や年金の源泉徴収票を基に、所得や控除等の情報を入力することで、個人市県民税の税額計算やふるさと納税等の控除額の目安を試算することができます。

さらに、税額試算システムで作成した申告書をオンラインで提出することもできます。

詳しくは福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 税額試算

検索

福岡市 市民税 オンライン

検索

区 分			計算例	あなたの場合
所得金額 (P17 P18 参照)	1	営 業 等		
	2	農 業		
	3	不 動 産	300,000	
	4	利 子		
	5	配 当		
	6	給 与	3,560,000	
	7	雑		
	8	一 時 ・ 譲 渡		
	9	総 所 得 金 額 (1 ～ 8 の 合 計)	3,860,000	
所得控除額 (P19 P21 参照)	10	雑 損 控 除		
	11	医 療 費 控 除		
	12	社 会 保 険 料 控 除 等	500,000	
	13	生 命 保 険 料 控 除	35,000	
	14	地 震 保 険 料 控 除	2,000	
	15	障 害 者 控 除	530,000	
	16	寡 婦 ・ ひ と り 親 控 除		
	17	勤 労 学 生 控 除		
	18	配 偶 者 控 除	330,000	
	19	配 偶 者 特 別 控 除		
	20	扶 養 控 除	一 般	330,000
	21		特 定	
	22		老 人	450,000
	23	基 礎 控 除	430,000	
	24	所 得 控 除 額 (10 ～ 23 の 合 計)	2,607,000	
	25	課 税 総 所 得 金 額 (9 - 24) 1,000円未満切捨て	1,253,000	

区 分			計 算 例		あなたの場合	
			個人市民税	個人県民税	個人市民税	個人県民税
税額等	26	税額控除前所得割額 (25×税率(市8%、県2%))	100,240	25,060		
	27	調 整 控 除 (下 記 を 参 照)	20,000	5,000		
	28	税額控除 (27および29を除く)	0	0		
	29	特別税額控除 (定額減税)	0	0		
	30	所得割額 (26-27-28-29) 100円未満切捨て	80,200	20,000		
	31	均 等 割 額	3,000	1,500	3,000	1,500
	32	森 林 環 境 税 額	1,000		1,000	
	33	年 税 額 (3 0 + 3 1 + 3 2)	105,700			

調整控除の計算方法

● 人的控除額の差

所得控除額 (P20～21参照)			計 算 例			あ な た の 場 合		
			個人市県民税 A	所 得 税 B	所得税と個人市県 民税の差額 B-A	個人市県民税 A	所 得 税 B	所得税と個人市県 民税の差額 B-A
15	障 害 者 控 除		530,000	750,000	220,000			
16	寡婦・ひとり親控除※							
17	勤 労 学 生 控 除							
18	配 偶 者 控 除※		330,000	380,000	50,000			
19	配偶者特別控除※							
20	扶 養 控 除	一 般	330,000	380,000	50,000			
21		特 定						
22		老 人	450,000	580,000	130,000			
人的控除額の差の合計額(ア)			1,640,000	2,090,000	(ア)450,000			

※P20～21の人的控除額の差額の表でご確認ください。

(1) 合計課税所得金額^{*}が200万円以下の方の計算方法

区 分			計 算 例		あなたの場合	
A	5万円+人的控除額の差の合計額(ア)		500,000			
B	合 計 課 税 所 得 金 額 [*]		1,253,000			
C	A と B の い ず れ か 小 さ い 金 額		500,000			
27	調 整 控 除 (C × 率 (市 4 % 、 県 1 %)) 上記27の欄に転記してください。		個人市民税 20,000	個人県民税 5,000	個人市民税	個人県民税

(2) 合計課税所得金額^{*}が200万円超の方の計算方法

区 分			計 算 例		あなたの場合	
A	5万円+人的控除額の差の合計額(ア)					
B	合 計 課 税 所 得 金 額 [*] - 200万円					
C	A - B の 金 額					
27	調 整 控 除 (C × 率 (市 4 % 、 県 1 %)) ただし、(市2,000円 県500円)未満およびCがマイナスの場合は(市2,000円 県500円) ※上記27の欄に転記してください。		個人市民税	個人県民税	個人市民税	個人県民税

※課税総所得金額(25の金額)、課税退職所得金額(総合課税分)、課税山林所得金額の合計額

Q&A 質問にお答えします。

Q.1 年途中で転出した場合の個人市県民税の申告や納税は・・・？

私は令和7年2月10日に福岡市からA市に転出しました。令和7年度の個人市県民税の申告はどちらの市にすればよいのですか？また、税金はどちらの市に納めなければならないのですか？

A 個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が課税することになっています。

あなたの場合は、2月10日にA市に転出されたとのことですが、1月1日現在の住所は福岡市にありましたので、令和7年度の申告や納税は福岡市にしてくださいとなります。

Q.2 所得税の確定申告が不要な場合に、個人市県民税の申告は・・・？

A 所得税の確定申告が不要な場合であっても、下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税申告書の提出が必要です。

- 給与または公的年金にかかる所得のみの方で医療費控除等の所得控除や寄附金税額控除等の税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合
- 給与または公的年金以外の所得があり、前年中の合計所得金額が43万円を超える場合

Q.3 扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額は・・・？

A 個人市県民税が非課税となる所得金額は下記のとおりです。
具体的な計算方法はP12をご覧ください。

扶養親族の人数※	非課税となる合計所得金額	給与収入のみの場合
0人	45万円以下	100万円以下
1人	101万円以下	156万円以下
2人	136万円以下	206万円未満
3人	171万円以下	256万円未満
4人	206万円以下	306万円未満

※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族を含みます。

ご自身が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方は、合計所得金額135万円と上記の金額のいずれか高い方の金額となります。

Q&A 質問にお答えします。

Q.4 所得税が0円の時、個人市県民税の課税は・・・？

A 個人市県民税においては、所得税が課税されない方についても、一定額以上の所得があれば、均等割と森林環境税が課税されます。

(市民税3,000円、県民税1,500円、森林環境税1,000円)

また、個人市県民税は所得税よりも各所得控除額が少ないため、同じ控除の適用を受けた場合、所得金額から所得控除額を差し引いた残額が、所得税では0円となり課税されない場合でも、個人市県民税では課税対象所得が生じ、所得割が課税される場合があります。

その他、以下の場合等にも個人市県民税のみ課税となる場合があります。

- ・土地・家を売却し、特別控除の適用を受けた場合
- ・繰越控除の適用を受けた場合

Q.5 配偶者がパート・アルバイトで働いた場合の所得税と個人市県民税は・・・？

A パートやアルバイトによる収入は通常給与収入として扱われます。

<令和6年分(令和6年1～12月の収入)>

給与収入が年間100万円を超えると個人市県民税が課税され、年間103万円を超えると所得税が課税されます(所得税は控除の額により課税されない場合もあります)。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の控除の適用関係

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
100万円超103万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
103万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

<令和7～8年分(令和7年1～12月および令和8年1～12月の収入)>

給与収入が年間110万円を超えると個人市県民税が課税され、年間160万円を超えると所得税が課税されます(所得税は控除の額により課税されない場合もあります)。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の控除の適用関係

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
110万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
110万円超123万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
123万円超160万円以下	非課税	課税	受けられない	受けられる
160万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

※1 配偶者控除(扶養控除なども)の判定は12月31日現在の現況で判断します。

※2 配偶者控除および配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

Q&A 質問にお答えします。

Q.6 年の中で死亡した父の個人市県民税は…？

私の父は令和7年4月に亡くなりましたが、父の令和7年度の個人市県民税は納めなければなりませんか？

A

個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が、前年中(1月から12月まで)の所得に基づいて課税することになっていますので、年の途中の令和7年4月に亡くなった方にも課税されます。年の途中で納税義務者が亡くなった場合の市県民税は、相続人の方に納税義務が承継され、相続人の方が納めていただくことになります。

なお、翌年度の個人市県民税は課税されません。

Q.7 事務所のある区からも個人市県民税の納税通知書が…？

私は、個人商店を営んでおり、住まいは博多区、店舗は中央区にあります。今年の3月に博多区役所で申告を行いました。

ところが、個人市県民税の納税通知書が博多区役所と中央区役所から送られてきました。なぜ、中央区役所から納税通知書が届いたのでしょうか？

A

個人市県民税では、住所地で均等割が課税される方で、かつ、住所地以外の市町村に事務所または事業所等を有する方に対して、その事業所などの所在する市町村でも均等割が課税されます。

なお、福岡市は政令指定都市であるため、区の区域が1つの市の区域とみなされます。

そのため、あなたの場合は、住所地の博多区で均等割および所得割が、店舗(事業所)のある中央区で均等割のみが課税されることになります。

Q&A 質問にお答えします。

Q.8 日本国外に居住する扶養親族の申告は…？

日本国外に居住する扶養親族がいるのですが、市県民税の申告の際にはどのような書類が必要でしょうか？

A

日本国外に居住する親族にかかる扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含む。)の適用または非課税限度額制度の適用を受ける場合は、下記の書類を申告書に添付または提出の際提示が必要となります。

なお、下記の書類が外国語により作成されている場合には、翻訳文の添付等が必要です。

<扶養控除に係る確認書類>

非居住者である親族の年齢等の区分		必要書類
30歳未満または70歳以上		親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所および居所を有しなくなった者	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2) 留学ビザ等書類(※3)
	②障がい者	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
	③あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類(※1)、 38万円送金書類(※4)
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)

<配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除に係る確認書類>

適用を受けようとする控除	必要書類
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
障害者控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)

※1 親族関係書類とは、① ②のいずれかの書類をいいます。

①戸籍の附票の写しと日本国外に居住する親族の旅券(パスポート)の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で日本国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するもの(親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限りま。

※2 送金関係書類とは、例えば金融機関への送金依頼書など日本国外に居住する親族の生活費または教育費に充てるための支払いを、必要の都度、行ったことを明らかにするものになります。

※3 留学ビザ等書類とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証(ビザ)に類する書類や在留カードに相当する書類の写しで、留学をもってその外国に在留することにより国内に住所を有しなくなったことを証するものをいいます。

※4 38万円送金書類とは、※2の送金関係書類のうち、申告者から日本国外に居住する親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

Q&A 質問にお答えします。

Q.9 勤め先を退職した後に、個人市県民税の納税通知書が2通も・・・？

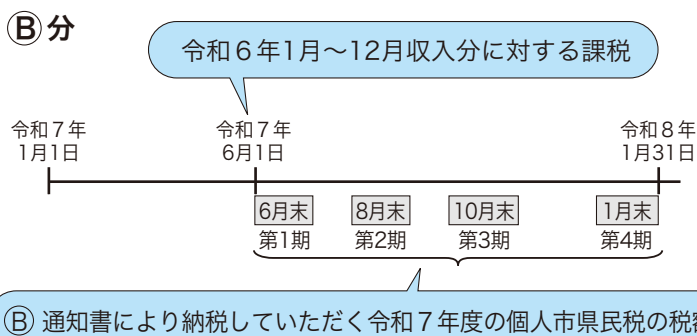
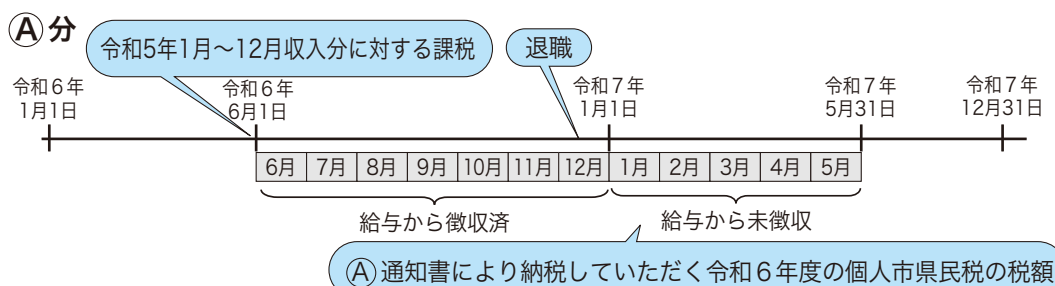
私は、令和6年12月に都合により会社を退職しました。その後、無職なのですが、今年の6月に区役所から個人市県民税の納税通知書が2通送られてきました。私は、勤めている時、各月の給与から個人市県民税が引き去られていましたが、なぜ2通も納税通知書が送られてきたのでしょうか？

A

給与所得にかかる個人市県民税は、前年の給与所得に対して課税され、その年の6月から翌年の5月までの各月の給与から給与支払者が税金を引き取り納める特別徴収の方法と、区役所から送られてきた納税通知書により本人が税金を直接納める普通徴収の方法のいずれかにより納めることになっています。

2通の納税通知書について説明しますと、1通(①分)は、令和5年中の給与所得に対する個人市県民税です。これは、令和6年6月から令和7年5月までの年12回で給与から税金を引き去ることになっていたものですが、令和6年12月に退職されたことにより、令和7年1月から令和7年5月までに給与から引き去る予定であった税額を、個人で納めていただくためにお送りしたものです。

また、もう一通(②分)については、令和6年中の給与所得に対する個人市県民税として普通徴収の方法により納めていただくためにお送りしたものです。



Q&A 質問にお答えします。

個人市県民税の公的年金からの特別徴収について

Q.10 特別徴収の対象となる年金の種類は？

A 国民年金、厚生年金、共済年金の老齢基礎年金および退職年金等が対象となります。障害年金や遺族年金は対象になりません。

なお、複数の年金を受給されている場合には、特別徴収の対象となる年金は法令により定められるため、選択することはできません。

Q.11 65歳未満で公的年金を受給していますが、個人市県民税は公的年金からの特別徴収の対象者になりますか？

A 公的年金からの特別徴収制度においては、その対象者を65歳以上と限定しておりますので、65歳未満の方については、公的年金からの特別徴収はありませんので、納付方法に変更はありません。

なお、65歳になられた方については、翌年度の10月から特別徴収の対象となります。

Q.12 給与から個人市県民税を特別徴収されていますが、公的年金等に対する個人市県民税も給与からの特別徴収に含めることはできませんか？

A 65歳以上の方は、地方税法の規定により、公的年金等の所得に対する税額は、給与からの特別徴収に含めることができないことになっています。このため、公的年金等の所得に対する税額については、公的年金からの特別徴収または普通徴収の方法で納めていただくことになります。

なお、年度の中で市外へ転出されるなどの理由により公的年金からの特別徴収が中止となった場合には、特別徴収ができなくなった税額を普通徴収の方法で納めていただくことになります。

Q.13 今まで個人市県民税を口座振替にしていたが、65歳になれば年金から特別徴収されるのですか？

A 今まで、口座振替で納めていただいていた方についても65歳になられた場合、公的年金からの特別徴収となります。健康保険料のように口座振替を選択することはできません。

Q&A 質問にお答えします。

Q.14 株式等の配当および売却益の税金は・・・？

私は、前年中に株式等にかかる配当所得や譲渡所得がありましたが、個人市県民税の課税はどうなりますか？また、申告した場合には税金が還付されることがあるそうですが、どのようになるのでしょうか？

A 株式等の配当所得について

上場株式等の配当（以下「特定配当等」といいます。）については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、申告時に総合課税の適用を受けることを選択した場合には、配当控除等が適用されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税および森林環境税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。また、申告時に分離課税の適用を受けることを選択した場合で、株式等に係る譲渡損失がある方は、配当所得と損益通算することが可能です。（ただし、配当控除の適用は受けられません。）

なお、特定配当等以外の配当所得については、申告が必要です。

区 分	申告の選択		配当所得に対する税率	配当控除	株式等にかかる譲渡損失
上場株式等の配当等にかかる配当所得	申告しない場合		—	—	—
	申告した場合	総合課税を選択	個人市民税 8% 個人県民税 2%	適用あり	損益通算不可
		分離課税を選択	個人市民税 4% 個人県民税 1%	適用なし	損益通算可能

Q&A

質問にお答えします。

A 株式等の譲渡所得について

証券会社等に開設された「源泉徴収あり」を選択している特定口座内で売買される上場株式等の譲渡所得(以下「上場株式等の譲渡所得」といいます。)については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、その場合には、分離課税されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税および森林環境税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。

なお、源泉徴収を選択されていない特定口座および一般口座内で売買された上場株式等の譲渡所得、ならびに一般株式等にかかる譲渡所得については、申告が必要です。

区 分	口 座	申 告	譲渡所得に対する税率	
上場株式等の 譲 渡 所 得	一般口座	必要	個人市民税 4% 個人県民税 1%	
	特定口座 (簡易申告口座)	必要		
	特定口座 (源泉徴収口座)	選択可能	申告した場合	個人市民税 4% 個人県民税 1%
			申告しない場合	—
一般株式等の譲渡所得		必要	個人市民税 4% 個人県民税 1%	

※特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告される場合の注意点
(扶養控除が否認される場合等もあります。)

○特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告された場合には、申告されなかった場合に比べて税負担が少なくてすむ場合がありますが、申告された所得は「合計所得金額」に算入されます。「合計所得金額」は配偶者控除や扶養控除の認定または非課税などを判定する際の所得基準となりますので、申告されたことで扶養控除の対象からはずれる場合や国民健康保険の算定等に影響する場合があります。

○税制改正により、令和6年度(令和5年分所得税)から上場株式に係る配当所得や譲渡所得について、市県民税と所得税で異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

法人の市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などを有する法人等に課税される税金で、法人の資本金等の額と従業者数に応じた均等割額と法人税の額によって算出する法人税割額との合計額です。

法人の市民税を納める方(納税義務者)

納税義務者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に寮、保養所などを有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの	○	
市内に事務所や事業所を有する公共法人および収益事業を行わない公益法人等	○	
市内に事務所や事業所を有する個人で、法人課税信託の受託者		○

※公益法人等または人格のない社団等で市内の事務所等において収益事業を行うものは、「市内に事務所や事業所を有する法人」と同じ扱いになります。
 ※人格のない社団等で収益事業を行わないものについては、法人市民税(均等割)が非課税となります。

税額の算出方法

●均等割額

均等割額は、区ごとに課税されます。2以上の区に事務所等を有している場合は、それぞれの区ごとに下表を適用してください。

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{税率(年額)} \times \text{事務所・事業所などを有していた月数} \div 12 \\ &\text{(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

〔均等割の税率〕

法人等の区分	従業者数	税率(年額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
資本金等の額が1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」となります。

●法人税割額

$$\begin{aligned} \text{法人税割額} &= \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率} \\ &\text{(100円未満切捨て)} \qquad \qquad \text{(1,000円未満切捨て)} \end{aligned}$$

〔法人税割の税率〕

法人等の区分	平成26年10月1日より前に開始した事業年度	平成26年10月1日以後、令和元年9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始した事業年度
資本金等の額が1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者	14.7%	12.1%	8.4%
資本金等の額が1,000万円以下の法人等	13.9%	11.3%	7.6%

※2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割額を従業者数であん分して計算します。
 ※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」となります。

申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人等が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人等がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納めること(申告納付)になっています。

区 分	申告期限・納付期限と納付税額
中間申告 (予定申告)	申告・納付期限……事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額……次の(1)または(2)の額 (1) 予定申告 - 均等割額 = 年間の均等割額 × $\left[\frac{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}}{12} \right]$ - 法人税割 = 前事業年度の法人税割額 × 6 / 前事業年度の月数(1年の場合は12) (2) 仮決算による中間申告 - 均等割額 = 年間の均等割額 × $\left[\frac{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}}{12} \right]$ - 法人税割 = その事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額①を課税標準として計算した額 ※(1)(2)ともに前期基準額が10万円以下の場合には申告の必要はありません。 ※(2)は、①の額が前期基準額を超える場合にはできません。 ※前期基準額: 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額
確定申告	申告・納付期限……事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額……均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額
均等割申告	対象法人……公共法人および収益事業を行わない公益法人等 ※人格のない社団等で収益事業を行わないものについては、法人市民税(均等割)が非課税となっており、均等割申告の必要はありません。 申告・納付期限……毎年4月30日 納付税額……均等割額

申告場所 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課(法人市民税係)

設立・異動の届け出

法人等の設立、開設や名称、所在地などの異動(変更)があった場合は、以下のとおり届け出を行ってください。

区 分	届け出事項等	提出先
設立申告書	市内において法人等が設立または事務所や事業所などの設置を行った場合は、10日以内に設立申告書を提出してください。	財政局 法人税務課 TEL: 292-3249
異動届	法人等が事業年度、名称、所在地、代表者、組織および資本金等の額などの変更を行った場合、または事務所や事業所などの廃止、法人の解散、休業などを行った場合は、異動届を提出してください。	

※法人等の設立申告書および異動届には、定款または寄附行為の写し、および登記事項証明書の写しを添付してください。

◎設立申告書や異動届の様式は、福岡市ホームページからダウンロード(印刷)できます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索

電子申告の義務について

事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等が提出する申告書等は、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)により提出しなければなりませんのでご注意ください。

電子申告についての詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX

検索

2. 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、固定資産といいます。）を所有している方に、その固定資産の評価額に応じて負担していただく税です。

なお、固定資産税は都市計画税（P50をご覧ください。）とあわせて納めていただくことになります。

課税の対象となる固定資産

土地 …… 田、畑、宅地、山林、雑種地など
家屋 …… 住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
償却資産 …… 事業のために用いることができる構築物、機械、工具、器具、備品など

固定資産税を納める方（納税義務者）

固定資産税を納める方は、毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

このように、固定資産税は、登記簿または課税台帳に登記、または登録されている方が納税義務者になります。したがって、売買などによって固定資産の実際の所有者が新所有者に変わっていても、1月1日現在、まだ登記簿などの名義変更手続きが完了していない場合は、旧所有者が納税義務者になります。

申告が必要となる固定資産

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。工場・商店などの設備や備品だけでなく、個人の方が貸駐車場・賃貸マンションなどに設置するフェンスなどの外構、舗装、駐車設備も、償却資産の申告対象です。（P49をご覧ください。）

課税明細書をご利用ください

課税対象の土地、家屋については、その所在・地番・地積・家屋番号・床面積・評価額および課税標準額等を表示した課税明細書を納税通知書に添付していますのでご確認ください。

また、課税明細書のうち事業用資産にかかる部分は、所得税等の確定申告にご利用いただけます。

家屋の新築・取り壊しなどの場合は登記をお忘れなく

土地の地目変換・家屋の新築・増改築および取り壊しなどをされたときは、1か月以内に登記をしなければならないことになっています。

土地・家屋の所有者が亡くなられたときは

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、相続登記の手続きをお願いします。令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した場合の登記申請が義務化されました。令和6年4月1日より前の相続も、義務化の対象になります。登記は法務局（P96をご覧ください。）で取り扱っています。

福岡法務局 相続登記

検索

相続登記の手続きがお済みでない場合は、固定資産現所有者申告書の提出が必要です。詳しくは、区役所課税課へご連絡ください。

税額の算出方法

評価額の決定方法と課税標準額

評価額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により、適正な時価を求める方法によって決定します。

土地	原則として、売買実例価額をもとに算出した正常売買価格により、その土地の現況に応じて決定しますが、宅地の評価は、地価公示価格および不動産鑑定評価価格の7割を目途に均衡化を図っています。
家屋	再建築価格（その家屋と同一のものを新築した場合における建築費）をもとに、建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等の補正を行って決定します。
償却資産	取得価額をもとに、その取得後の経過年数に応じた減価を考慮して決定します。

このようにして求められた評価額が、原則として固定資産税の課税標準額になります。

ただし、土地については、住宅用地や市街化区域農地に対する課税標準の特例措置や負担調整措置などの適用がある場合は、これらの特例適用後の額（P43～P46をご覧ください。）が課税標準額となります。

税額計算のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決まります。

① 固定資産の評価額を決定し、その評価額をもとに課税標準額を算定します。



② 課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。



③ 課税標準額や税額を記載した納税通知書を納税義務者の方に送付します。

固定資産税の税額は、土地、家屋、償却資産とも、課税標準額に税率を乗じて計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率(1.4\%)}$$

●免税点

同一区内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の場合には、固定資産税は課税されません。

土地	_____	30万円未満
家屋	_____	20万円未満
償却資産	_____	150万円未満

納税の方法

区役所や市役所から送付した納税通知書(納付書)で、年4回(4月、7月、12月および翌年の2月)に分けて納めていただくことになっています。

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	4月	7月	12月	2月



コンビニエンスストア、キャッシュレス決済などでも納付できます。(P67をご覧ください。)

納税は安心、便利な口座振替をおすすめします。(P70をご覧ください。)

評価替え

土地と家屋については、原則として、3年ごとに評価の見直し(評価替え)を行います。この評価を見直す年度を基準年度といいます(令和6年度、令和9年度など3の倍数年度)。

基準年度の評価額は、本来3年度間据え置きますが、土地の地目変換や家屋の増改築などがあった場合は、基準年度以外の年度でも評価の見直しを行います。

また、令和7・令和8年度において、地価の下落があり、令和6年度の評価額を据え置くことが適当でない土地は評価額の修正を行います。

なお、償却資産については、毎年評価額の見直しを行っています。

固定資産の縦覧制度

土地または家屋の納税者の方は、自分の資産(土地または家屋)の評価額と比較するために縦覧期間中に限り、同じ区内の他の土地または家屋の評価額を縦覧することができます。

縦覧期間は、毎年、通常4月1日からその年度の最初の納期限の日(通常4月30日)までです。

なお、縦覧の際には納税者本人であることが確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示が必要です。また、納税者本人以外の方(代理人)が縦覧される場合には、ご家族であっても委任状(作成日から3か月以内のもの)および委任者と代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等(※委任者は写しでも可))が必要です。

固定資産の評価額についての審査の申出

固定資産の評価額について不服がある場合は、福岡市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。申出期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録した旨を公示した日(通常4月1日)から、納税通知書を受け取った日後3か月までの間です。

なお、償却資産については、毎年度全資産の評価額が審査の申出の対象となりますが、土地・家屋については、基準年度(評価替えが行われた年度)以外の年度は、審査の申出の対象が次の項目に限られます。

- 地目変換等があった土地の評価額
- 新築または増・改築、一部取り壊し等があった家屋の評価額
- 地価下落等に伴い減額修正した土地の評価額
(なお、評価額の修正を行わなかった土地については「地価が下落しているのに修正を行わなかったこと」を理由に審査の申出ができます。)

土地に対する課税

評価のしくみ

固定資産評価基準により、地目別に定められた評価方法により評価します。

●地 目

地目は、宅地、田および畑（あわせて農地といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。

●地 積

地積は、原則として登記簿に登録されている地積によります。

●評価額

評価額は、宅地の場合、地価公示価格や不動産鑑定士が算定した鑑定評価価格を基礎とした標準宅地の適正な時価に基づき決定します。

宅地評価の仕組み（市街地宅地評価法の場合）

1 用途地区および状況類似地域の区分

商業地や住宅地など利用状況に応じて用途地区を区分し、それを街路の状況や、公共施設等からの距離などを考慮して状況が類似する地域に区分



2 標準宅地の選定

状況類似地域の中から奥行、間口、形状等が標準的な宅地を選定



3 主要な街路の路線価付設※1

標準宅地の面する街路に付設



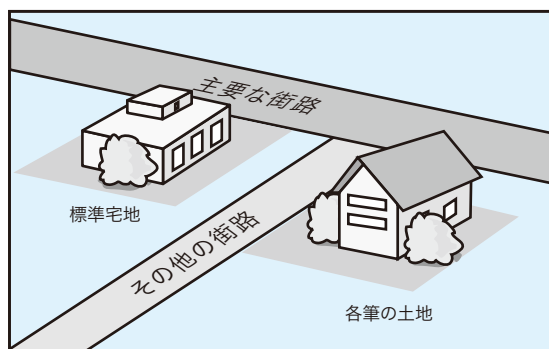
4 その他の街路の路線価付設

状況類似地域内の各街路は、主要な街路と比較して路線価を付設



5 各筆の土地の評価

各筆の土地の評価を、その土地が面する街路の路線価を基礎として、形状等に応じて補正を行う手続きにより決定



地価公示価格※2、鑑定評価価格を活用

●路線価図を公開しています。
[閲覧場所] 各区役所課税課
市役所内情報プラザ
※インターネットでも閲覧できます。
(7月下旬頃更新予定)
「全国地価マップ」
URL <https://www.chikamap.jp/>

全国地価マップ

検索

地価下落地域に所在する土地は、
時点修正をおこなっています。

※1 路線価と呼ばれるものには、各市町村が算定する「固定資産税路線価」のほかに、相続税や贈与税の算出の基礎となる「相続税路線価」があります。「相続税路線価」は、各国税局（税務署）が算定します。

※2 地価公示価格は特殊な事情などが取り除かれた、自由な取引において通常成立すると考えられる1平方メートルあたりの価格を示しており、国土交通省の土地鑑定委員会が決定しています。

課税標準額の算出

【住宅用地に対する課税標準の特例措置】

住宅用地（現実に住宅の敷地に利用されている土地）は、課税標準の特例措置により固定資産税・都市計画税が軽減されます。（都市計画税についてはP50をご覧ください。）

●住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。（専用住宅の場合でも延床面積の10倍までが限度です。）

	家 屋 の 内 容	居 住 部 分 の 割 合※4	住宅用地の率
ア	専 用 住 宅※3	全 部	1.0
イ	ウ 以 外 の 併 用 住 宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ウ	地 上 5 階 以 上 の 耐 火 建 築 物 で 有 る 併 用 住 宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

※3 「専用住宅」とは、全て住宅として利用されている家屋をいい、「併用住宅」とは、その一部が住宅として利用されている家屋をいいます。たとえば、1階が店舗で2階が住宅となっている家屋などです。

※4 「居住部分の割合」は、家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合をいいます。

●住宅用地の区分および軽減割合

住宅用地は小規模住宅用地とその他の住宅用地に区分され、その区分に応じて税負担が異なります。

〈小規模住宅用地〉

住宅1戸につき200㎡までの部分をいいます。

課税標準額 = 評価額 × $\frac{1}{6}$ の額 ($\frac{5}{6}$ が減額されます。)

〈その他の住宅用地〉

住宅1戸につき200㎡を超える部分をいいます。

〔例〕 一戸建住宅の敷地が300㎡の場合、200㎡が小規模住宅用地で、残りの100㎡がその他の住宅用地となります。

課税標準額 = 評価額 × $\frac{1}{3}$ の額 ($\frac{2}{3}$ が減額されます。)

●住宅用地の申告

住宅用地に対する課税標準の特例の適用等にあたっては申告が必要です。

■住宅用地の申告をしなければならない場合

- 住宅を新築・増築した場合
- 住宅を建て替える場合
- 住宅を取り壊した、または家屋の用途を変更（事務所・店舗など↔住宅）した場合
- 住宅用地を所有し、または新たに所有することになった方で、まだ申告をされていない場合

申告期限 1月31日

申告先 所有する物件がある区役所の課税課

※申告期限が土曜日または休日の場合は、翌開庁日が申告期限となります。

【負担調整措置】

土地の課税標準額の算出にあたっては、急激な税負担の増加を避けるため、あるいは、税負担の公平を図る趣旨から従来より調整措置がとられており、令和7年度については次のように計算します。

1 宅地等

今年度の課税標準額を求めるには、今年度の評価額と前年度の課税標準額の割合（以下「負担の割合」といいます。）により、次の方法で計算します。

ただし、昨年中に地目変換、分合筆、地積更正及び用途変更（住宅用地↔住宅用地以外）等の事情があった土地については、別の方法により課税標準額の見直しを行います。

負担の割合（負担水準）について

負担の割合（負担水準）は次の方法で求めます。

$$\text{負担の割合（負担水準）} = \frac{\text{令和6年度の課税標準額}}{\text{令和7年度の評価額（×住宅用地特例率※(1/6又は1/3)）}}$$

※小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額に住宅用地特例率を乗じます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{小規模住宅用地} \cdots \cdots 1/6 \\ \text{その他の住宅用地} \cdots \cdots 1/3 \end{array} \right)$$

① 商業地等（商業地等とは、店舗、事務所などの敷地や有料駐車場などをいいます。）

ア 負担の割合が70%を超える商業地等については、令和7年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担の割合が60%以上70%以下の商業地等については、令和6年度の課税標準額を据え置きます。

ウ 負担の割合が60%未満の商業地等については、令和6年度の課税標準額に令和7年度の評価額の5%を加えた額を令和7年度の課税標準額とします。

〈ウの場合〉

$$\text{令和7年度の課税標準額} = \text{令和6年度の課税標準額} + \text{令和7年度の評価額} \times 5\%$$

上記により求めた額が、評価額の60%を上回る場合には60%とし、評価額の20%を下回る場合には20%とします。

※詳しくはP46をご覧ください。

② 住宅用地

- ア 負担の割合が100%以上の住宅用地については、令和7年度の評価額に住宅用地特例率($\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{3}$)を乗じて得た額(以下「特例適用後の額」といいます。)を課税標準額とします。
- イ 負担の割合が100%未満の住宅用地については、令和6年度の課税標準額に、特例適用後の額の5%を加えた額を令和7年度の課税標準額とします。

〈イの場合〉

令和7年度の課税標準額

=

令和6年度の課税標準額

+

令和7年度の
評価額

×

住宅用地特例率
(1/6又は1/3)

×

5%

上記により求めた額が、特例適用後の額を上回る場合には特例適用後の額とし、特例適用後の額の20%を下回る場合には20%とします。

※詳しくはP46をご覧ください。

2 農地（一般農地および市街化区域農地）

令和7年度の課税標準額

=

令和6年度の課税標準額

×

負担調整率

〈負担調整率表〉

負担の割合（負担水準）	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上～90%未満	1.05
70%以上～80%未満	1.075
70%未満	1.10

●市街化区域農地については課税標準の特例措置があります。

課税標準額 = 評価額 $\times \frac{1}{3}$ （上記計算式により求めた額と比べ、いずれか小さい額が課税標準額になります。）

※負担の割合(負担水準)（P44をご覧ください。）

3 その他（一般山林等）

令和7年度の課税標準額

=

令和6年度の課税標準額

+

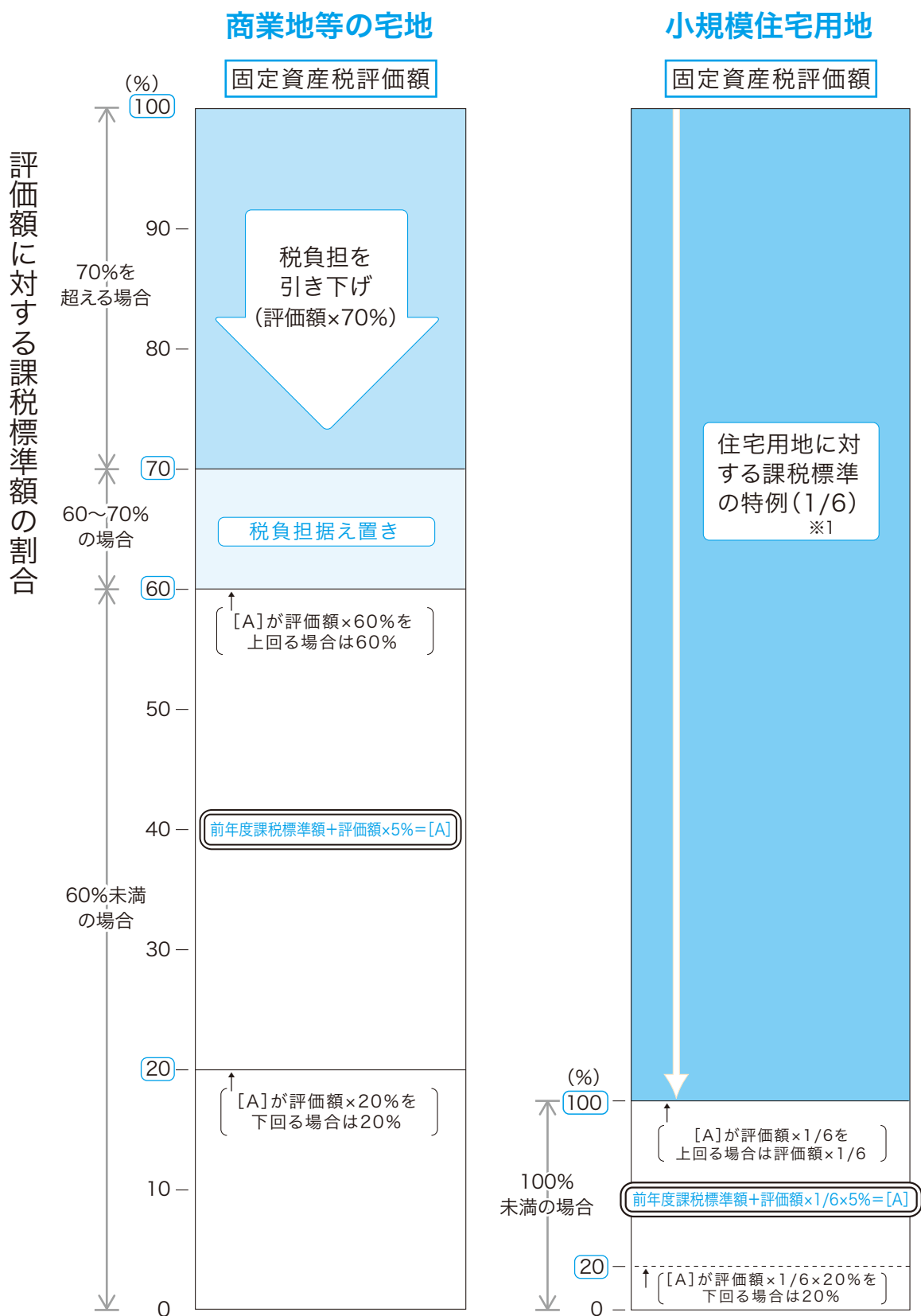
令和7年度の評価額

×

5%

上記により求めた額が、評価額を上回る場合には評価額と同じ額とし、評価額の20%を下回る場合には20%とします。

令和7年度の宅地の税負担の調整措置を図示すると、下の図のようになります。



※1 住宅用地の場合それぞれの特例率を上記の表に置き換えて求めます。

(固定資産税は→小規模住宅用地1/6(上記)・その他の住宅用地1/3)
(都市計画税は→小規模住宅用地1/3・その他の住宅用地2/3)

家屋に対する課税

評価のしくみ

固定資産評価基準により、再建築価格を基準に評価します。

●新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格…………… 評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…………… 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

●新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は3年に1度の基準年度に見直しを行います。その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額を据え置きます。

また、基準年度の翌年度（第二年度）および翌々年度（第三年度）の評価額については、原則基準年度の評価額を据え置きます。

令和7年度は第二年度にあたり、評価額は令和6年度の評価額を原則据え置くこととなります。（増改築または一部取り壊し等がある家屋については、評価額の見直しを行います。）

新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された住宅が、次の各要件にあてはまるときは、新築後一定期間、固定資産税額が2分の1に減額されます。

なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

- ① 居住割合の要件…家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合が2分の1以上であること。
- ② 床面積の要件…居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

※都市再生特別措置法の規定による適正な立地を促すための勧告を受けた家屋については、減額対象から除外される場合があります。

●減額される範囲

減額の対象となるのは、新築家屋のうち住居部分に限られます。住宅用の附属家（車庫・物置等）は、住居部分に含みますが、併用住宅の店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居部分の床面積が120㎡を超える場合、120㎡を超える部分については減額の対象となりません。

●減額される期間

- ① 一般の住宅（②以外の住宅）……………新築後3年度間
- ② 3階建以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅 ……新築後5年度間

長期優良住宅に対する減額措置

平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅は、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税額が2分の1に減額されます。

なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

※居住割合や床面積の要件および減額の範囲については新築住宅の減額措置と同じになります。(P47をご覧ください。)

※長期優良住宅に関するお問い合わせ先 住宅都市みどり局建築指導課 電話番号711-4573

【減額の期間】

① 一般住宅(②以外の住宅)……………新築後5年度間

② 3階建以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅……………新築後7年度間

※減額の適用を受けられる際は、新築を行った翌年の1月31日までに必要書類を添付のうえ、所有する物件がある区役所の課税課へ申告書を提出していただく必要があります。

その他の減額措置

※下記の減額の適用を受けられる際は、改修工事完了後3か月以内に必要書類を添付のうえ、申告が必要です。詳しくは所有する物件がある区役所の課税課までお問い合わせください。

●住宅の耐震改修に伴う減額措置

耐震改修された住宅で、一定の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額が2分の1に減額されます。また、平成29年4月1日以後に、耐震改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額が3分の1に減額されます。

なお、住居部分の床面積が120㎡を超える場合、120㎡を超える部分については減額の対象となりません。

都市計画税にはこの減額措置はありません。

●住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

バリアフリー改修された住宅で、一定の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額が3分の2に減額されます。また、住居部分の床面積が100㎡を超える場合は、100㎡を超える部分については減額の対象となりません。

なお、住居部分の床面積が280㎡を超える場合、減額の措置はありません。

都市計画税にはこの減額措置はありません。

●住宅の省エネ改修に伴う減額措置

省エネ改修された住宅で、一定の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税が3分の2に減額されます。また、平成29年4月1日以後に、省エネ改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額が3分の1に減額されます。

なお、住居部分の床面積が120㎡を超える場合、120㎡を超える部分については減額の対象となりません。

都市計画税にはこの減額措置はありません。

●マンションの大規模修繕等に伴う減額措置

築20年以上かつ10戸以上の大規模修繕工事が行われたマンションで、一定の要件にあてはまる場合、工事が完了した年の翌年度の固定資産税が市町村が条例で定める割合に減額されます。

なお、住居部分の床面積が100㎡を超える場合、100㎡を超える部分については減額の対象となりません。

都市計画税にはこの減額措置はありません。

償却資産に対する課税

償却資産とは

個人や法人で、商店や工場などを経営している方、または、駐車場やアパートなどを貸し付けている方等が、その事業のために用いることができる構築物・機械・工具・備品などをいいます。

たとえば、テレビを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となります。

なお、自動車・原動機付自転車のように、自動車税・軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税の対象から除かれます。

〔償却資産の具体例〕

- 構築物 ……外構、看板・広告塔、家屋所有者以外の方が施工した内外装、駐車場の舗装など
- 機械および装置 ……旋盤、クレーン、受変電設備など
- 船舶・航空機 ……遊漁船、モーターボート、ヘリコプターなど
- 車両および運搬具 ……フォークリフト、ホイールクレーンなどの大型特殊自動車など
- 工具・器具・備品 ……テレビ、冷蔵庫、パソコンなどの事務機器など があります。

● 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。
※申告書は資産の所在する区毎に作成してください。

申告期限 1月31日 **申告先** 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局資産課税課(償却資産係)

※申告期限が土曜日または休日の場合は翌開庁日が申告期限となります。

○ インターネットを利用した電子申告のご案内

福岡市への固定資産税(償却資産)の申告は地方税のポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットで行うことができます。(P81をご覧ください)

- 償却資産申告書や種類別明細書の様式、「償却資産(固定資産税)申告の手引き」は福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索



3. 都市計画税

都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋に課税される税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

都市計画税を納める方（納税義務者）

都市計画税を納める方は、固定資産税の納税義務者のうち毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

納税の方法

固定資産税とあわせて納税通知書（納付書）で、年4回（4月、7月、12月および翌年の2月）に分けて納めていただくことになっています。

課税標準額の算出

固定資産税と同様、原則として評価額が課税標準額になりますが、土地については、負担調整措置や住宅用地に対する課税標準の特例措置などの適用がある場合は、これらの特例適用後の額が課税標準額となります。

・負担調整措置

固定資産税と同様の負担調整措置が適用になります。（P44～46をご覧ください。）

なお、住宅用地や市街化区域農地に対して適用される課税標準の特例措置は、P43～46に記載されている特例率ではなく、以下の率が適用になりますのでご注意ください。

・住宅用地に対する課税標準の特例措置

（小規模住宅用地の場合は、評価額 × 1/3）
（その他の住宅用地の場合は、評価額 × 2/3）

・市街化区域農地に対する課税標準の特例措置

評価額 × 2/3

税額の算出方法

都市計画税額 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

※都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

※固定資産税が免税点未満で課税されない場合は、都市計画税も課税されません。

Q&A 質問にお答えします。

Q.15 すでに売却した固定資産の納税義務は・・・？

私は、令和7年3月に家屋とその敷地を売却し、名義変更の登記を行いました。その時に令和7年度の固定資産税は、買い主が納めると約束しましたが、私あてに固定資産税納税通知書が送られてきました。なぜですか？

A

固定資産税は、原則としてその年の1月1日現在に不動産登記簿に登録されている所有者に課税されます。したがって、3月に名義変更の登記が行われても、あなたが令和7年度の納税義務者となるため、納税通知書をお送りしています。

なお、買い主の方が納められる場合でも、あなたにお送りした納税通知書で納めていただくことになります。

Q.16 住宅を取り壊してコインパーキングにしたら、土地の固定資産税が上がったのですが・・・？

私は、令和6年7月に自宅を取り壊し、その土地を令和6年11月にコインパーキングとして利用し始めました。令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書を見ると、令和6年度に比べ土地の固定資産税および都市計画税が急に高くなっていました。どうしてでしょうか。

A

住宅のある土地については、住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、固定資産税および都市計画税が軽減されます。あなたの場合、令和6年度は住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、土地の固定資産税および都市計画税が軽減されていましたが、令和7年1月1日時点で住宅がなく、令和7年度はこの特例が適用されなくなったため、土地の税額が高くなったものです。
(住宅用地に対する課税標準額の特例については、P43(固定資産税)、P50(都市計画税)をご覧ください。)



Q&A 質問にお答えします。

Q.17 土地の評価額は変わらないのに、どうして固定資産税は上がるのですか？

A 土地の評価額は、原則として3年ごとに評価の見直し(評価替え)を行い、その評価額は3年間据え置かれます。

一方、税額については、評価額が上昇しても急激な税負担の増加を避けるため、負担調整措置が取られています。このため、評価額に対して税負担の割合が低い土地については、評価額が変わらなくても、税額はなだらかに上昇することとなります。

※宅地の評価額については、平成6年度から全国一律に地価公示価格の7割をめどに引き上げられました。平成5年度以降の評価額と課税標準額の推移をグラフにすると次のページのようになります。

Q.18 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは・・・？

私のマンションは平成5年に建築されたものですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはおかしいのではないのでしょうか？

A 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数の経過によって通常生ずる損耗の状況による減価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を反映させた評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。
(P47をご覧ください。)



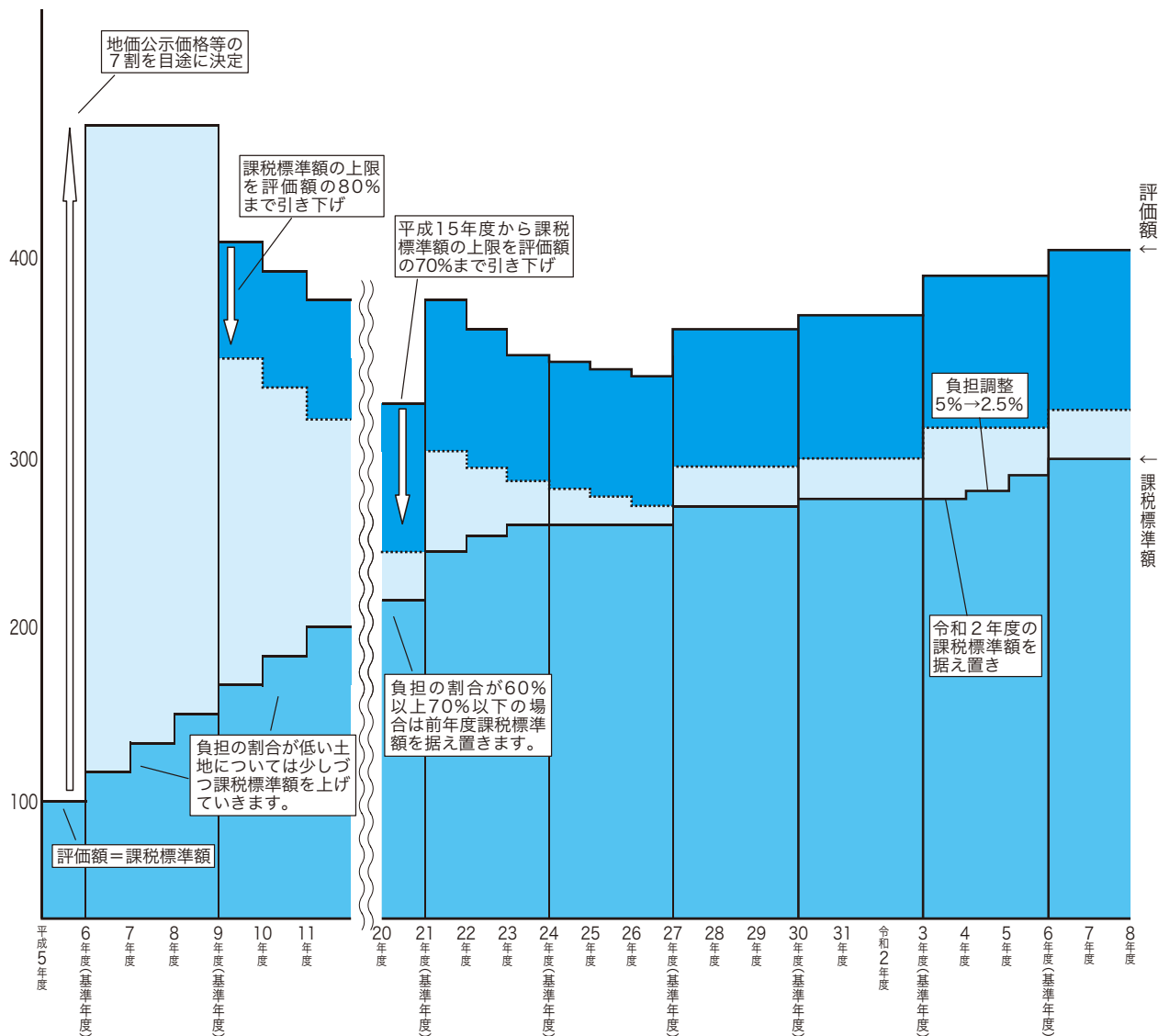
Q.19 宅地の評価額と課税標準額はどのように推移していますか？

A

●商業地等の例

※平成5年度の評価額を100とした場合のイメージ図

(平成6年度から地価公示価格等の7割を目途に評価額を決定しています。)



※住宅用地についても、評価額と課税標準額の推移は上記グラフの場合と同様なイメージですが、住宅用地に対する課税標準の特例措置がありますので、課税標準額はさらに低くなります。

Q&A 質問にお答えします。

Q.20 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが・・・？

私は、令和3年7月に、自宅(2階建、140㎡)を新築しました。その後、増改築などしていないのに、令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書を見ると、令和6年度に比べ家屋の固定資産税が急に高くなりました。どうしてでしょうか？

A あなたの場合、令和7年度から新築住宅に対する減額措置の適用がなくなったため、令和6年度に比べ家屋の固定資産税が高くなっています。

2階建ての住宅ですから、令和4年度から令和6年度までの3年度間、140㎡のうち120㎡に相当する固定資産税額が2分の1に減額されていたものです。(P47をご覧ください。)

Q.21 償却資産申告書が送られてきたのですが・・・？

昨年、飲食店を開業しましたが、この度、償却資産申告書が送られてきました。私は何を申告したらよいのでしょうか？

A 償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。

償却資産とは、個人や法人で商店や工場などを経営している方、または、駐車場やアパートなどを貸し付けている方等が、その事業のために用いることができる構築物・機械・工具・備品等のような固定資産をいい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。(営業権・特許権などの無形固定資産や自動車税・軽自動車税の対象となるものは償却資産の課税の対象とはなりません。)

したがって、飲食店の場合には、厨房用品、冷蔵庫、レジスター、テーブル、椅子、壁掛けエアコン、看板などの事業用資産を償却資産として申告していただく必要があります。

また、テナントとして入居している方が、取り付けた建築設備や内装工事なども申告の対象となります。



Q.22 固定資産税・都市計画税の税額計算方法は？

私は、200㎡の敷地に一戸建専用住宅（延床面積120㎡）を建てて住んでいます。令和7年度の固定資産税・都市計画税の税額はどのようになるのでしょうか？

A

仮にあなたが所有している土地・家屋の評価額等が次のとおりとします。

○土地（敷地面積200㎡）

令和7年度評価額 18,000,000円(90,000円/㎡)

令和6年度固定資産税課税標準額 2,400,000円

令和6年度都市計画税課税標準額 4,800,000円

○家屋（平成29年建築、木造2階建、延床面積120㎡）

令和7年度評価額 5,340,000円(44,500円/㎡)

令和6年度評価額 5,340,000円(44,500円/㎡)

この場合、令和7年度の税額は以下ようになります。

▼ 固定資産税額**【土地】**

$$\text{負担の割合(負担水準)} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} = \frac{2,400,000\text{円}}{(18,000,000\text{円} \times 1/6)} = 0.8$$

$$\text{令和7年度課税標準額} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額}} \times (18,000,000\text{円} \times 1/6 \times 5\%) = 2,550,000\text{円}$$

【家屋】

$$\text{令和7年度課税標準額} = \frac{\text{令和7年度評価額}}{\text{令和7年度課税標準額}} = 5,340,000\text{円}$$

【税額】

$$\text{土地課税標準額} \times \text{家屋課税標準額} \times 1.4\% \div 100 = (2,550,000\text{円} + 5,340,000\text{円}) \times 1.4\% \div 100 = 110,400\text{円}(100\text{円未満は切捨て})$$

▼ 都市計画税

【土地】

$$\text{負担の割合(負担水準)} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} = \frac{4,800,000\text{円}}{18,000,000\text{円} \times 1/3} = 0.8$$

$$\text{令和7年度課税標準額} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額}} + (\text{令和7年度評価額} \times 1/3 \times 5\%) = \frac{4,800,000\text{円}}{18,000,000\text{円}} + (18,000,000\text{円} \times 1/3 \times 5\%) = 5,100,000\text{円}$$

【家屋】

$$\text{令和7年度課税標準額} = \frac{\text{令和7年度評価額}}{5,340,000\text{円}}$$

【税額】

$$\frac{\text{土地課税標準額}}{5,100,000\text{円}} + \frac{\text{家屋課税標準額}}{5,340,000\text{円}} \times 0.3\% \approx 31,300\text{円}(100\text{円未満は切捨て})$$

年度 区分		令和6年度		令和7年度	
		固定資産税	都市計画税	固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地	2,400,000円	4,800,000円	2,550,000円	5,100,000円
	家屋	5,340,000円	5,340,000円	5,340,000円	5,340,000円
	合計	7,740,000円	10,140,000円	7,890,000円	10,440,000円
税額 (100円未満は切捨て)		108,300円	30,400円	110,400円	31,300円

※土地・家屋の評価の見直し(評価替え)は3年に1度の基準年度に行います。

4. 軽自動車税

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)の所有者に対して課税されます。

軽自動車税(種別割)を納める方(納税義務者)

毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。なお、割賦(所有権留保付)販売がなされている場合は、買主が所有者とみなされます。

注 軽自動車等を廃車・譲渡したときは届け出が必要です。届け出がないと従来の所有者に課税されることになります。また、市外に転出されるときなどにも届け出が必要です。

税率

原動機付自転車等		税率(税額)
原動機付自転車 (原付バイク)	イ 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの (屋根付三輪 ^{※1} および特定小型原動機付自転車 ^{※2} を含み、八及びホを除く)	2,000円
	ロ 二輪で、総排気量50ccを超え、90cc以下のもの(ハを除く) または定格出力0.6kwを超え、0.8kw以下のもの	2,000円
	ハ 二輪で、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下のもの	2,000円
	ニ 二輪で、総排気量90ccを超え、125cc以下のもの(ハを除く) または定格出力0.8kwを超え、1.0kw以下のもの	2,400円
	ホ 三輪以上で、総排気量20ccを超え、50cc以下のもの(ミニカー ^{※3}) または定格出力0.25kwを超え、0.6kw以下のもの	3,700円
二輪の軽自動車	総排気量125ccを超え、250cc以下のもの (ボートトレーラー等の被けん引車 ^{※4} を含む)	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

※1 「屋根付三輪」は、三輪の原動機付自転車で、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5m以下のものをいいます。

※2 「特定小型原動機付自転車」は、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の全てに該当するものをいいます。

- ①原動機の定格出力が0.6kw以下であること
- ②長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
- ③最高速度が20km毎時以下であること

※3 「ミニカー」は、三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるものまたは輪距が0.5mを超えるものをいいます。

なお、三輪以上の原動機付自転車、上記※2の①～③の要件に該当するものは、「特定小型原動機付自転車」に区分されます。

※4 「ボートトレーラー等の被けん引車」は、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下のものをいいます。

三輪以上の軽自動車			税率(税額)			
			旧税率	標準税率	重課税率※4 (経年車重課)	軽課税率 (グリーン化特例)
			平成27年3月31日 以前に最初の 新規検査を受けた車両 (経年車重課適用の 車両を除く。)	平成27年4月1日 以降に最初の 新規検査を受けた車両 (グリーン化特例適用の 車両を除く。)	最初の新規検査から 13年を経過した車両 (電気・天然ガス・メタノール・ 混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被けん引車は、重課税率の対象外です。)	一定の基準に 該当する車両は 令和7年度の 税率が軽減されます。
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円	下表を ご覧ください。
四輪以上 (660cc以下 のもの)	乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
	貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

※4 令和7年度に重課税率となるのは、初度検査年月が「平成24年3月」以前の車両です。

軽課税率(グリーン化特例)

一定の基準に該当する車両は、新規検査を受けた年度の翌年度課税分に限り、下表のとおり軽課税率が適用されます。

◆令和3年4月1日から令和8年3月31日(ガソリン車・ハイブリッド車の基準2については令和7年3月31日)までに最初の新規検査を受けたもの

軽自動車の種別			軽課税率(年額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車※5(概ね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準1※6(概ね50%軽減)	基準2※7(概ね25%軽減)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※5 天然ガス軽自動車は平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限りです。

※6 乗用営業用

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
- 令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

※7 乗用営業用

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
- 令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

申告

軽自動車等の所有者となった場合は15日以内に、市外へ転出したり、軽自動車等を廃車や譲渡(売却を含む。)などした場合は30日以内に、下記の場所で申告手続きをしてください。

車 種	申 告 場 所	申告の内容	必 要 な も の
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課 軽自動車税係 (博多区役所9階)	購入	販売店の証明(販売証明)
			《前住所地で廃車の手続きが済んでいる場合》 廃車証明書又は車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など)
		登録 転入	《前住所地で廃車の手続きが済んでいない場合》 ナンバープレート・車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など)
			譲渡証明書・車台番号が確認できるもの(自賠責保険証 など)・ナンバープレート(他市町村ナンバーの所有者から 名義変更する場合)
		名義変更 (譲 渡)	譲渡証明書・車台番号が確認できるもの(自賠責保険証 など)・ナンバープレート(他市町村ナンバーの所有者から 名義変更する場合)
		廃車(転出)	ナンバープレート・理由書(ナンバープレートを返納できな い場合)
		排気量の変更 (50cc・90ccの 境界をまたぐ)	ナンバープレート・改造証明・宣誓書

- ◆ナンバープレートを取得するための手数料などはありません。
- ◆ミニカーを登録する場合は、上記必要なものに加え「側面が開放されていない車室を備えている」または「輪距(左右のタイヤの中心間の距離)が50cmを超えている」ことが分かる写真やカタログ等の提出が必要です。

※原動機付自転車、小型特殊自動車の一部手続きについては、
窓口に行かなくても、パソコンやスマートフォンで24時間
手続きができます。

福岡市 原付バイク オンライン申請 [検索](#)

以下の車両は下記の場所で申告手続きをしてください。手続き方法等の詳細につきましては、
下記の申告場所へお問い合わせください。

車 種	申 告 場 所	
	軽自動車税(種別割)の申告	車検(廃車・名義変更・住所変更等)の手続き
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL:092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 TEL:050-3816-1750
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL:092-410-8090(福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL:050-5540-2078

※軽自動車税に関するお問い合わせ先は、資産課税課軽自動車税係になります。
※県外へ転出された方は、車種および転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先を
お問い合わせください。

納税の方法

納期月	5月
-----	----

軽自動車税(種別割)は、資産課税課から送付した納税通知書(納付書)により5月末日(※)までに納めていただくことになります。(※)5月末日が土曜日または休日の場合は翌開庁日。

身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車等については、申請により税が減免される場合があります。ただし、減免を受けることができるのは、1人の身体障がい者等について自動車税(種別割)および軽自動車税(種別割)を通じて1台です。したがって、自動車税(種別割)で減免を受けた方は、軽自動車税(種別割)では減免を受けることができません。減免の適用については、障がいの種別や等級、車両の所有者、使用状況などの一定の基準があります。

また、障害者総合支援法および児童福祉法に定める一定の施設等が本来の事業の用に使用する軽自動車等や、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方が所有する軽自動車等についても、申請により減免される場合があります。

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽自動車税 減免

検索

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税(環境性能割)は、三輪以上の軽自動車の取得に対して、市町村により課税される税金です。ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。

詳しくは福岡県へお問い合わせください。(福岡県税務課:643-3067)

軽自動車税(環境性能割)を納める方(納税義務者)

三輪以上の軽自動車の取得者です。軽自動車を取得したときに、軽自動車の主たる定置場所在の都道府県に納税することになります。

税率

通常の取得価額に、下記の税率をかけます。(通常の取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。)

区 分	税 率	
燃費基準値の達成度に応じて決定 (新車・中古車問わず対象)	営業用	非課税、0.5%、1%、2%
	自家用	非課税、1%、2%

納税の方法

軽自動車の届出をするときに、申告書を提出し、納めます。

身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車については、申請により軽自動車税(環境性能割)が減免される場合があります。

軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)

三輪以上の軽自動車の新車購入時の軽自動車保有関係手続きおよび二輪の小型自動車の新車新規検査、継続検査がパソコンからオンラインで手続きできるようになりました。このサービスの開始により、車検の申請、各種手数料や国税の納付とあわせて、軽自動車税(種別割)の電子申告、軽自動車税(環境性能割)の電子申告・電子納付が可能となります。

※原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です。

※スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

軽自動車の手続きについては

軽自動車OSSのホームページをご覧ください。

軽OSS 申請

検索

お問い合わせ先：軽自動車OSS専用ダイヤル 050-3364-0800

二輪を含む自動車の手続きについては

自動車OSSのホームページをご覧ください。

OSS 申請

検索

お問い合わせ先：ヘルプデスク 050-5540-2000

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

令和7年4月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象車両が拡大されたことにより、車検が必要なすべての車両(三輪、四輪の軽自動車および二輪の小型自動車)の納付情報を、軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

注意事項

- 納付情報が軽JNKSに登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。
納付後すぐに継続検査を受ける場合は、金融機関またはコンビニエンスストア等の窓口で納付し、これまでどおり納税証明書を持参してください。
- 以下の場合、これまでどおり納税証明書の提示が必要となる場合があります。
 - ・4/2以降に中古車を購入した場合
 - ・4/2以降に他の市区町村から引っ越してきた場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合 等

Q&A 質問にお答えします。

Q.23 譲ったバイクの納税義務は…?

私は本年4月中旬に、バイクを友人に譲ったのですが、5月に私あての軽自動車税(種別割)納税通知書が届きました。

バイクは友人に譲ったのに私が税金を納めなければならないのでしょうか?

A

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で、バイクなどの軽自動車等を所有している方に課税されますので、譲ったバイクの税金は、今年度までは、4月1日時点の所有者に納めていただくことになります。

なお、バイクの譲渡の申告がなされていない場合は、来年度もあなたに課税されることになります。軽自動車等を譲ったり廃車したりしたときは、前記(P59をご覧ください。)の申告場所でお早めに手続きを済ませてください。

Q.24 事業所構内においてのみ使用されるフォーク・リフトは軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか?

A

工場内や事業所構内でのみ使用され、道路を運行しない場合でも小型特殊自動車の基準(道路運送車両法施行規則別表第1)に該当するものであれば、軽自動車税(種別割)の課税対象となりますので登録申告が必要です。

Q.25 車検を受けるにあたり、軽JNKSに納付情報が反映されているか確認したいのですが…?

A

納付後1～2週間で、軽JNKSに納付情報が反映されます。

納付後すぐに継続検査を受ける場合は、金融機関またはコンビニエンスストア等の窓口で納付し、これまでどおり納税証明書を持参してください。

軽JNKS運用拡大に伴いまして、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた軽自動車税(継続検査用)納税証明書は、令和7年度から全ての車両について送付しております。

Q&A 質問にお答えします。

Q.26 電動キックボード(定格出力0.6kw)を購入しましたが、軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか？

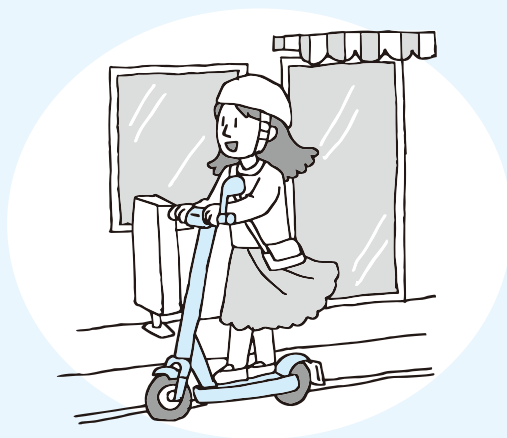
A 電動キックボードは、原動機付自転車に該当するため登録申告が必要です。なお、ナンバープレートをつけても、道路運送車両法に定められた車両の保安基準を満たしていない場合には、公道を走行することはできません。保安基準については、お近くの警察署へお問い合わせください。

令和5年7月から、新たに「特定小型原動機付自転車」の分類が設けられました。

以下の要件を全て満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」に分類され、特定小型原動機付自転車用の課税標識(縦10cm×横10cm)が交付されます。

- 原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- 最高速度が20キロメートル毎時以下であること

特定小型原動機付自転車の税率(税額)は、2,000円となります。



5. 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者などが、市内のたばこ小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

市たばこ税を納める方(納税義務者)

たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)・特定販売業者(輸入業者)・卸売販売業者です。

小売たばこの販売価格には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者です。

福岡市内で購入されたたばこは、福岡市の税収になります。



税額の算出方法及び税率

市たばこ税額 = 売り渡し等をした製造たばこの本数 × 税率

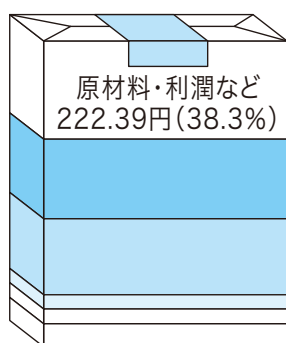
税率(紙巻たばこ)

6,552円/1,000本

納税の方法

納税義務者が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

たばこ1箱(20本入、580円の場合)に含まれる、税金などの内訳



原材料・利潤など
222.39円(38.3%)

国たばこ税	136.04円 (23.5%)
市たばこ税	131.04円 (22.6%)
県たばこ税	21.40円 (3.7%)
たばこ特別税	16.40円 (2.8%)
消費税・地方消費税	52.73円 (9.1%)
たばこの税負担合計357.61円/箱(61.7%)	

6. 入湯税

入湯税は、市内の鉱泉浴場の入湯客に課税される税金で、消防施設、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

入湯税を納める方(納税義務者)

福岡市内に所在する鉱泉浴場の入湯客

※ただし、次の方には課税されません。

- ①12歳未満の方
- ②市内に居住する65歳以上の方
- ③市内に居住する障がい者の方(一定要件あり)
- ④修学旅行の児童・生徒

税率

宿泊の入湯客の場合……1人1泊50円
日帰りの入湯客の場合…1人1日50円

納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、入湯客から徴収した(特別徴収した)税額を翌月の10日までに申告し、納めることになっています。

鉱泉浴場とは?

鉱泉浴場とは、原則として「温泉法という温泉を利用する浴場」のことを指しますが、入湯税の課税対象には、温泉法の基準に満たない場合でも、一般的にいわゆる「天然温泉」と言われる鉱泉水を利用する浴場も含まれます。

7. 事業所税

事業所税は、市内の事業所等において事業を行う法人または個人に課税される税金で、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等(事務所、店舗、工場など)において事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間(法人にあっては事業年度、個人にあってはその年の1月1日から12月31日までの期間)の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
税額の算出方法 および 税 率	$\text{事業所床面積(m}^2\text{)} \times 600\text{円(税率)}$	$\text{従業者給与総額(円)} \times 0.25\%(税率)$
免 税 点	市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下であるときは課税されません。	市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下であるときは課税されません。
納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納めることになっています。	
申告納付期限	法人………事業年度終了の日から2か月以内 個人………翌年の3月15日まで	

申告先 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課 TEL:292-2486

非課税・課税標準の特例

●非課税

公共性が高く都市機能上必要とされる施設、また、農林漁業・中小企業・福利厚生・環境公害関係施設などで一定のものは、非課税になります。

●課税標準の特例

非課税とされた都市施設以外の都市施設や協同組合などで一定のものは、課税標準の特例により事業所税が軽減されます。

申告の方法のご案内

※インターネットを利用した電子申告・電子納税がご利用いただけます。(P81をご覧ください。)

電子申告・電子納税の手続きの詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX

検索

※申告書等、事業所税関係書類については、福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索

8. 宿泊税

宿泊税は、市内の宿泊施設の宿泊客に課税される税金で、観光・MICE振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

宿泊税を納める方(納税義務者)

旅館・ホテル・簡易宿所および住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者

税 率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊あたり右記のとおりです。

税 率		内訳(参考)	
宿泊料金	税率	市の税率	県の税率
2万円未満	200円	150円	50円
2万円以上	500円	450円	50円

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

※宿泊施設により、宿泊税の支払い方法は異なりますので、各施設にご確認ください。

※福岡市・福岡県の税額をあわせてお支払いください。

納税の方法

宿泊施設の経営者が宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、翌月末までに福岡市へ申告し、納めることになっています。

※福岡市・福岡県の税額をあわせて徴収し、市へ納入していただきます。

申告先

〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)

財政局法人税務課 TEL:292-2496

令和7年度当初予算における宿泊税の使いみち

宿泊税については、その用途を「福岡市観光振興条例」で定めており、令和7年度においては、以下の(1)～(4)の取組みの財源として全額を活用します。

令和7年度宿泊税収入額(見込)

約30.7億円

全額活用

宿泊税充当事業費

(1)～(4)の計

約85.2億円

(1)九州のゲートウェイ都市機能強化

約15.0億円

- 西日本・九州の自治体等と連携した西のゴールデンルートの推進
- 国内を代表するMICE拠点の形成 など

(2)MICE都市としてのプレゼンス向上

約5.7億円

- 国際会議や展示会などの誘致に向けた助成等の支援
- ヴィーガン対応店舗の拡充など食のユニバーサル対応の推進 など

(3)地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

約62.9億円

- 志賀島・北崎地区におけるインバウンド滞在促進や立ち寄りスポット整備
- 鴻臚館東門や堀の一部の復元整備 ○インバウンド向けマナー啓発

(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費

約1.6億円

第3章 市税の納付など

市税の様々な納付方法

市税の納付方法には、下記のとおり様々な方法があります。

税目	eLTAX(共通納税)			コンビニ	金融機関	口座振替
	eL-QR、eL番号を利用した納付		eLTAX (電子申告ができる税目)			
	地方税お支払サイト	スマートフォン 決済アプリ				
	クレジットカード、 インターネットバンキング、 ダイレクト納付、ATM		クレジットカード、 インターネットバンキング、 ダイレクト納付、ATM			
個人市県民税(普通徴収)	○	○		○	○	○
固定資産税・都市計画税	○	○	※固定資産税(償却資産) は電子申告のみ可能	○	○	○
固定資産税(償却資産)						
軽自動車税(種別割)	○	○		○	○	○
個人市県民税(特別徴収)			○		○	
法人市民税			○		○	
事業所税			○		○	
市たばこ税			○		○	
入湯税			○		○	
宿泊税			○		○	

↓
P68へ

↓
P69へ

↓
P81へ

↓
下記へ

↓
P70へ

窓口で納める場合

納税通知書に同封されている納付書等を使って、下記の納付場所で納付いただけます。なお、口座振替をご利用の方には、納税通知書に納付書が同封されていません。

市税の納付場所 (令和7年4月1日現在)

1 全国の本店、支店および出張所で納められるところ

福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡中央銀行	三井住友銀行
みずほ銀行	りそな銀行	SBI新生銀行	佐賀銀行
筑邦銀行	十八親和銀行	大分銀行	宮崎銀行
広島銀行	伊予銀行	百十四銀行	鹿児島銀行
肥後銀行	宮崎太陽銀行	南日本銀行	熊本銀行
豊和銀行	西京銀行	東京スター銀行	北九州銀行
福岡信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	福岡ひびき信用金庫
福岡県信用組合	朝銀西信用組合	横浜幸銀信用組合	九州労働金庫

○eL-QRが印刷されている納付書は、上記の金融機関の他、eL-QR対応の金融機関で納付することができます。

2 福岡市内の本店および各支店で納められるところ

福岡市農業協同組合	福岡市東部農業協同組合
-----------	-------------

3 福岡県内の九州信用漁業協同組合連合会の各店舗

4 福岡市各区役所の銀行派出所、西区西部出張所

5 九州(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行の各店舗および各郵便局

6 全国のコンビニエンスストアの店舗で納められるところ(※1、2)

セブン-イレブン	デイリーヤマザキ	ファミリーマート
ポプラグループ	ミニストップ	ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア	ローソン	MMK設置店

※1 個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)に限ります。

※2 1枚あたり30万円以下の納付書で利用可能です。

インターネット(地方税お支払サイト)を利用した納付

納付書に印字している地方税統一QRコード「eL-QR」や「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから納付が可能です。

利用できる決済方法

クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、ATM(ペイジー番号発行)

※クレジットカード払いの場合はシステム利用手数料として、最初の1万円までは37円(税別)、以降に75円(税別)が加算されます。

※インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、ATMによる納付は金融機関毎に利用できる納付方法が異なります。

●クレジットカードシステム利用手数料

納付額	手数料(税抜)	手数料(税込)
¥1 ~ ¥10,000	¥37	¥40
¥10,001 ~ ¥20,000	¥112	¥123
¥20,001 ~ ¥30,000	¥187	¥205
¥30,001 ~ ¥40,000	¥262	¥288
¥40,001 ~ ¥50,000	¥337	¥370

手続きの流れ

- ① 納付書うら面に印刷されたQRコード読み取り等により
地方税お支払サイトにアクセス
- ② 納付書おもて面に印刷されたeL-QRを読み取るかeL番号を入力

eLマーク

こちらの納付番号等は使用できません。
必ず下記のeL番号を入力してください。

eL番号: 40130-2300031230
0000310100-005862-165

地方税お支払サイト内の①～④に
それぞれ入力してください。

eL-QR

地方税お支払サイト
eL TAX for Payment

① ② ③ ④

- ③ 様々な決済手段からご希望のお支払い方法を選択して手続き

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)



地方税お支払サイトとは、ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけるサイトです。

ご注意

- ・要件を満たさない動作環境で使用した場合は、システムが正しく動作しない場合があります。
- ・お支払いが完了したかどうかは、納付完了や手続き完了の際に送られてくるメールにてご確認ください。また、サイト内「納付履歴」画面からも確認が可能です。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

利用可能時間

地方税お支払サイトは24時間利用できます。
※利用時間帯によっては選択できない支払方法があります。
※システムメンテナンス時間を除きます。また、年末年始(12/29～1/3)は利用できません。

【注意事項】

地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリで納付された場合、領収証書が発行されません。
領収証書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付書を持参して納税を行ってください。

スマートフォン決済アプリで納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRを読み込んでいただくと、納付ができます。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

利用できる決済アプリ

スマートフォン決済(eL-QR読取)は、地方税共同機構が運営する地方税共通納税システムの仕組みを利用しています。

対応アプリは、「地方税お支払サイト」にてご確認ください。
※令和7年5月現在 対応アプリ 29種類

地方税お支払サイト 決済アプリ

検索



※eL-QRが印刷されていない場合は利用できません。

口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が、市税を納期毎に、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

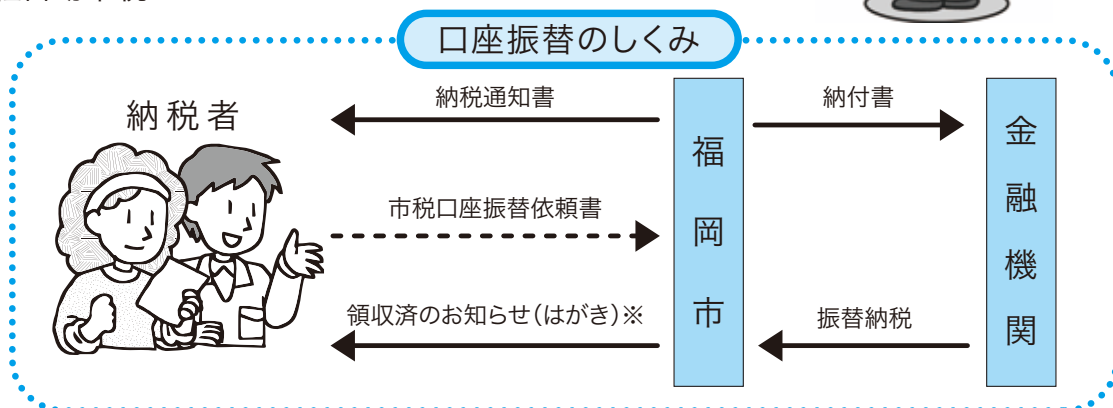
一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、概ね5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者の都合により数回に渡り振り替えが出来なかった場合は納付書で納付していただくように変更となりますのでご注意ください。

口座振替の利用できる市税

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税



※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付いたします(軽自動車税を除く)。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

※軽JNKS運用拡大に伴いまして、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた軽自動車税(継続検査用)納税証明書は、令和7年度から全ての車両について送付しておりません。

取扱収納機関と預貯金の種類

● 収納機関

P67に記載の1～3の収納機関、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、佐賀共栄銀行、全国のゆうちょ銀行、楽天銀行、PayPay銀行
(楽天銀行とPayPay銀行は、インターネットからの申し込みに限ります。)

● 預貯金の種類

・郵便貯金(通常貯金) ・普通預金 ・当座預金 ・納税準備預金

振替日(口座から引き落とす日)

納期の末日(休日の時は翌開庁日)です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していますと振り替えができませんので、納期月には、指定された預貯金口座等の残高にご注意ください。(後日、再振替を行うことはできません。)

お申し込みは簡単

お申し込み方法① 市税インターネット口座振替受付サービス

口座振替の申し込み手続き(新規・変更)をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。(※地方銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、PayPay銀行に普通預金口座をお持ちの方が対象です。)



申し込みできる金融機関や申込専用サイトについては、福岡市ホームページをご覧ください。福岡市税収納管理センター(☎292-2093)へお問い合わせください。

専用サイトへのアクセスはこちらから



福岡市 インターネット口座振替

検索

お申し込み方法② 市税口座振替依頼書

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。(軽自動車税、市県民税のうちすでに口座振替を利用されている方は除きます。)

なお、お申し込みから振り替え開始までの手続きに1か月半程度時間を要しますのでお早めにお申し込みください。

領収証書など

●個人市県民税、固定資産税・都市計画税および固定資産税(償却資産)について

口座振替により納付された場合、領収証書は発行されません。

口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。

※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付します(軽自動車税を除く)。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、12月中旬までに福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

・事業の用に供する資産にかかる固定資産税・都市計画税や固定資産税(償却資産)を口座振替にされている方が、確定申告のために納税証明を必要とされる場合は、次のいずれかにより対応させていただきます。

①「領収済のお知らせ(はがき)」を1月中旬に送付することができますので、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

②1月から3月までの間、区役所納税課、各出張所、天神・千早証明サービスコーナーにおいて確定申告用納税証明(無料)の交付をします。

※確定申告には納税通知書をお使いいただけます。固定資産税の税額の確認は、納税通知書に添付している課税明細書により行ってください。

●軽自動車税について

軽JNKSの運用拡大に伴い、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた軽自動車税(継続検査用)納税証明書は、令和7年度から全ての車両について送付しておりません。

軽自動車税の継続検査用納税証明書は原則提示が不要となっております(詳しくはP61をご覧ください)。納付後すぐに継続検査を受けられる場合等、継続検査用納税証明が必要な方は、無料で交付いたしますので、納付が確認できるものをご用意のうえ、オンライン、税証明発行窓口等で証明書を申請ください。(詳しくはP75をご覧ください。)

お問い合わせ先(口座振替関係)

福岡市税収納管理センター (TEL:292-2093 FAX:292-4112)

納期内納付と滞納

市税は、納税者の皆様が定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくものです。
このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来のありかたです。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状や催告書が送られてきたり、財産の差し押え等が行われる場合があります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなくてはなりません。

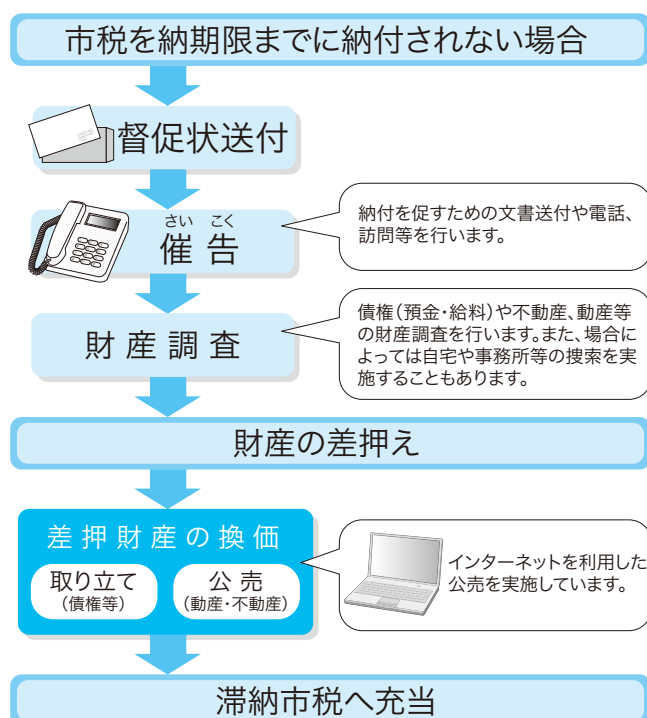
【延滞金の割合(令和4年1月1日以降)】

納期限の翌日から1か月間	年2.4%	※割合は年によって異なる
納期限の翌日から1か月経過後	年8.7%	

滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するため、やむを得ずその方の財産(給与、預金、不動産、動産など)を差し押さえることとなります。

また、差し押さえられた後も特別の理由もなく滞納を続けられますと、財産を公売(取り立て)し、市税に充当することとなります。



※一般的な滞納処分の流れを図示しているもので、個々のケースにより異なる場合があります。

●納税の猶予と納税相談

特別な事情があり、納期限までに納付が困難な方は、次のページの納税の猶予制度を受けられる場合があります。詳しくは、区役所納税課、または特別滞納整理課(P97~98)にご相談ください。

●福岡市納税お知らせセンター

納期限を過ぎても市税の納付が確認できない方へ、オペレーターが電話や携帯電話のSMS(ショートメールサービス)で未納のお知らせや口座振替の加入の案内などを行っています。土曜・日曜・祝日や夜間(19時まで)に電話等を行う場合があります。なお、納付すべき市税を特定の口座に振り込むようお願いすることはありません。

インターネットによる公売の入札

市税の滞納処分により差し押さえた財産について、KSI官公庁オークションを利用したインターネット公売を年に数回実施しています。インターネットを利用できる方であれば、原則としてどなたでも参加できます。

なお、実施日時につきましては、福岡市ホームページ等で事前にお知らせします。

●市税滞納処分による公売

詳しくは福岡市ホームページから検索してください。

福岡市 インターネット公売

検索

納税の猶予と市税の減免

火災、風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活保護法による扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、申請に基づき納める時期を遅らせたり、分割して納めたり、あるいは税額を減免したりすることができる次のような制度があります。

納税の猶予

税金は、納期限内に納めるのが原則ですが、納税者に次のような事情が生じ納期限内に全額を納付することができないと認められる場合には、申請に基づいて納める時期を遅らせたり、分割して納めることができます。ただし、猶予期間は原則として1年以内に限りです。

- (ア) 災害により損害を受けたり、盗難にあったとき
- (イ) 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- (ウ) 廃業や休業したとき
- (エ) 事業について著しい損失を受けたとき
- (オ) 一時に納付することにより生活の維持や事業の継続が困難になるおそれがあるとき

申請には、申請書の提出が必要です。一定の要件を満たす場合はオンライン申請も可能です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

福岡市 市税 猶予

検索

市税の減免

納税者が、次の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、その税の納期限の3日前までに申請書を提出していただかなければなりません。

詳しくは各税目の担当課(P97～98をご覧ください。)へお問い合わせください。

税の種類	主な要件
個人市県民税 ※森林環境税は右記要件の一部のみ対象となります。	○生活保護を受けている場合 ○廃業、休業、失業等により、所得が減少した方で一定の条件に該当する場合 ○勤労学生に該当する学生・生徒の場合 ○障がい者の場合 ○相続により納税義務を承継した方で、相続財産がない場合 ○災害(火災・風水害など)により損害を受けた場合
固定資産税 都市計画税	○生活保護を受けている場合 ○災害により所有する固定資産に損害を受けた場合
軽自動車税(種別割)	○生活保護を受けている場合 ○障がい者またはその家族が所有する車で、障がい者自身が使用する場合、またはその家族がその障がい者のために使用する場合 ○災害により滅失した場合
事業所税	○災害により損害を受けた場合

納税管理人

市内に住所、居所、事務所または事業所(以下「住所等」といいます。)を有していない市民税、固定資産税、事業所税の納税義務者または宿泊税の特別徴収義務者は、納税に関する事務処理をしてもらうため、納税管理人を定めることになっています。(納税管理人を定めなくても納付に支障がないことについて申請をし、認定を受けたときは定める必要はありません。)

この申告または申請は、区役所課税課(法人市民税、事業所税および宿泊税は法人税務課)へお願いします。

市税に疑問があるとき

市税のことについて疑問があるときは各区役所に市民相談室を設置していますのでお気軽にご利用ください。

相談内容は次のとおりです。

- 個人市県民税に関すること
- 固定資産税に関すること
- その他の市税に関すること
- 市税の納税に関すること



不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通を作成し、所管の区役所等(P97～98をご覧ください。)を経由して提出してください。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間 また は 期 限
市 税 の 課 税 の 決 定	納税通知書または税額決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
差 押 え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日

行政訴訟(処分の取消訴訟)

市税の課税の決定や滞納処分などについての取り消しを求める訴訟は、審査請求に対する裁判を経なければ行うことができません。(出訴期間は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)

ただし、次の場合には審査請求の裁判を経なくても訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき
- 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき

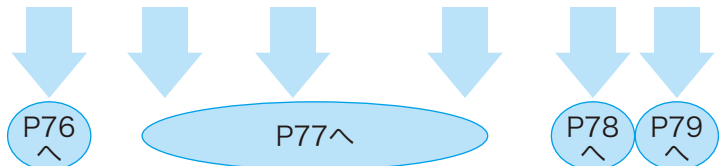
固定資産の評価額についての審査の申出

固定資産の評価額について不服がある場合は、福岡市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。(P41をご覧ください。)

市税に関する証明・閲覧

証明等の種類と手数料

取得方法 証明書の種類	手数料	コンビニ交付	オンライン申請			窓口 交付	郵送 請求
			郵送 受取	【事前予約】※4 休日・時間外に 窓口受取	【事前予約】※5 平日の開庁時に 窓口受取		
市県民税課税・非課税証明書 (所得証明書)	1件 300円 〔コンビニ交付または オンライン申請で 郵送受取の場合は 1件 250円〕	○	○	○	○	○※6	○
納税証明書		○ (個人市県民税のみ)	○	×	○	○※6	○
市税に係る徴収金に滞納が ないことの証明書		×	○	×	○	○※6	○
固定資産公課証明書		×	○	×	○	○※6	○
固定資産評価証明書		×	○	×	○	○	○
無資産証明書		×	○	×	○	○	○
軽自動車税(継続検査用) 納税証明書※1	無料	×	○	○	○	○※6	○
固定資産課税台帳の写し	実費として 1枚 10円 〔閲覧のみの場合は 無料〕	×	○	×	×	○	○
名寄帳の写し		×	○	×	×	○	○
字図(地番現況図)の写し※2		×	×	×	×	○	×
固定資産税路線価図の写し※3		×	×	×	×	○	×
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	×	×	×	×	○	×



※1 軽自動車税の継続検査用納税証明書については、原則提示が不要です。

詳しくはP61をご覧ください。

※2 「福岡市Webまっぷ」にて無料で閲覧と印刷ができます。 URL <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/portal>

※3 固定資産税路線価図は、市役所内情報プラザおよびインターネットでも閲覧できます。

「全国地価マップ」URL <https://www.chikamap.jp/> (7月下旬頃更新予定)

※4 受取可能な窓口は、天神証明サービスコーナー、千早証明サービスコーナー、博多区証明発行コーナーです。(博多区証明発行コーナーは、時間外受取りはできません。)

※5 受取可能な窓口は、各区役所および出張所です。

※6 市内34か所の郵便局で請求・受取が可能な証明です。詳しくはP79をご覧ください。

証明や閲覧を請求できる方

個人や法人の秘密にかかわることですから、原則として次の方に限られます。

(1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。相続人等であることを証明する書類が必要です。)

(2) 本人の委任状、承諾書※などを持参した方(ご家族の場合でも委任状などが必要です。)

※委任状、承諾書は作成日から3か月以内のもの

(3) 法人の場合は、代表権のある方(それ以外の方は委任状などが必要です。)

(4) 借地人、借家人(固定資産課税台帳の閲覧、評価証明の請求に限ります。賃貸借契約書および賃借料の直近の領収書をご持参ください。)

※転借人の場合、各区役所納税課管理係にお問い合わせください。

(P97～98をご覧ください。)

コンビニ等での市税に関する証明の交付 (コンビニ交付サービス)

全国のコンビニ等のマルチコピー機(キオスク端末)から一部税証明書の取得が可能です。
交付手数料は1通250円です。窓口、郵送請求よりも手数料が50円安くなります。

取得できる証明書

令和7年度および令和6年度所得証明書(個人市県民税の課税・非課税証明書)

令和7年度および令和6年度納税証明書(個人市県民税分)

※市税にかかる徴収金に滞納のないことの証明書等、その他税証明はコンビニ交付対象外です。

※調整控除など税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

【記載が必要な例】就学援助・奨学金・高等学校等就学支援金など。

利用できる方

- 以下の条件を全て満たす方
- ・発行日現在、福岡市に住民登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)
- ・1月1日(令和7年度の証明書を必要とする場合は令和7年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告や個人市県民税の申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方

※マイナンバー通知カードや住基カードは使用できません。

※取得できる税証明書はマイナンバーカード(個人番号カード)の所有者のもののみです。家族の証明書を取得することはできません。

※転出の届出(福岡市内から市外へ住所を移す届出)をすると、転出(予定)日より前であっても、コンビニ交付サービスを利用することができません。

※氏名や住所が規定の文字数を超え文字切ってしまう場合や、外字(文字入力ソフトに登録されていない文字)が含まれている場合は発行できません。

その他、利用または発行が出来ない場合については、市ホームページをご確認ください。

利用できる店舗

- マルチコピー機が設置されている全国のコンビニ等で利用できます。
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、イオン九州、各区役所1階、千早証明サービスコーナ1階

- 取扱時間

午前6時30分～午後11時00分(施設営業時間内に限る。)

※年末年始(12月29日～1月3日)およびシステムメンテナンス日は利用できません。

手続きについて、詳しくはこちらからご覧ください

福岡市 税証明コンビニ交付

検索



市税に関する証明の電子申請(オンライン申請)

インターネットで証明に関する各種手続きが可能です。(証明の受取り方法によって、申請が異なります)

1 窓口に行かずに証明を郵送で受け取る場合

インターネットサイトからお申し込みいただき、クレジットカードでのお支払い確認後原則、受付日当日、証明を郵送で送付いたします。交付手数料は1件250円です。窓口、郵送請求よりも手数料が50円安くなります。ご本人、相続人、親権者や成年後見人などの法定代理人、法人代表者(法人の証明)が請求できます。

●申請に必要なもの

- ・署名用電子証明書機能のあるマイナンバーカード
- ・クレジットカード(手数料決済用)
- ・個人認証に必要なアプリのダウンロード
- ・(必要に応じて)戸籍謄抄本、登記事項証明書、商業登記簿などの確認資料

●手続きの流れ

個人認証に必要なアプリのダウンロード

オンライン申請ページから必要事項を入力

マイナンバーカードで個人認証※

クレジットカードで手数料等の支払い

郵送で証明書類が送られてきます

※英数字6～16桁の入力が必要です。

お問い合わせ先

福岡市税証明郵送請求センター

TEL:292-2069

(電話受付:8時45分～17時30分
土日祝日、年末年始を除く)

2 休日・時間外に窓口で受け取る場合

平日の開庁時間中に区役所等へ行く時間が取れない方のため、所得証明書、軽自動車税(継続検査用)納税証明書について、インターネットで事前に予約した方は下記の窓口で証明を受け取ることができます。交付手数料は1件300円です。請求・受取りはご本人(個人)に限ります。

※休日に受け取り希望の方は、直前の平日の9時までに予約が必要です。平日の時間外に受け取り希望の方は当日の9時までに予約が必要です。

窓 口: 天神証明サービスコーナー(福岡市役所1階 情報プラザ内)
千早証明サービスコーナー(なみきスクエア1階)
博多区役所証明発行コーナー(博多区役所2階)

取扱時間: 休日(土日祝日) 9時～17時
時間外(平日・土日祝日) 17時～20時 ※博多区役所証明発行コーナーは除きます。

3 平日の開庁時に区役所で受け取る場合

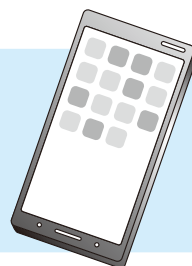
インターネットでの事前予約に基づいて証明を作成します(窓口での待ち時間が短くなります。)。事前申請いただいた証明は、申請の翌営業日から各区役所および出張所で受け取ることができます。

※上記2・3の手続きの際には、マイナンバーカード、クレジットカードは不要です。ただし、受取りの際に本人確認書類と手数料(1件300円)が必要です。

手続きについて、詳しくはこちらからご覧ください

福岡市 税務証明 オンライン

検索



区役所などの窓口での市税に関する証明の請求・受取

証明等の種類と手数料

証明の種類	手数料	担当窓口
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	各区納税課 ※博多区は証明発行コーナー係 各出張所 天神証明サービスコーナー 千早証明サービスコーナー
納税証明書	1件 300円	
市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明書	1件 300円	
固定資産公課証明書	1件 300円	
固定資産評価証明書	1件 300円	
無資産証明書	1件 300円	
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	
固定資産課税台帳の写し	実費として 1枚 10円 (閲覧のみの場合は) 無料	各区納税課
名寄帳の写し		各区課税課
字図(地番現況図)の写し		
固定資産税路線価図の写し		
住宅用家屋証明書	1件1,300円	住宅都市局建築指導課 各区納税課 ※博多区は証明発行コーナー係

窓口で確認させていただくもの

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

(1) 請求される方が「個人」の場合

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・在留カード(外国人登録証)
- ・その他公的機関が発行した証明(船舶やその他特殊技術に関する免許証など)

(2) 請求される方が「法人」の場合

- ・法人印および代表者の職印が押印された申請書
※印鑑に法人名がない場合や、法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。
※法人の代表者が来庁される場合は、代表者ご本人であることが確認できれば押印は不要です。

(3) 注意事項

- ※市税納付後、おおむね2週間以内に「納税証明書」や「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」などを請求される時は、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。
- ※個人の方の証明を委任状で請求される場合は、窓口に来所される方の本人確認ができるもの(原本)と委任者の本人確認ができるもの(写し可)の両方が必要です。

(※ご家族の場合でも委任状などが必要です。)

見本

委 任 状

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求および受領を委任します。

(1) 証明書の名称 () 証明
(2) 証明書の年度および通数 () 年度・() 通

福岡市() 区) 長 様
令和 年 月 日

(委任者)
住所
本人署名
(委任者が法人の場合は押印)

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要な方

福岡市ホームページから税務証明交付申請書等がダウンロードできます。

福岡市 税務証明交付申請書

検索

郵便局での市税に関する証明の請求・受取

市内34か所の郵便局では、福岡市の納税証明書などの証明を受け取ることができます。**なお、取り扱いができるのは請求者ご本人に関する証明に限ります(軽自動車税継続検査用納税証明書を除く)。**窓口では本人確認をしますので、本人確認書類をご持参ください。

取扱いができる市税に関する証明はP75をご覧ください。

取扱郵便局

東 区	福岡東 和白 志賀島 西戸崎 香椎御幸 福岡唐原 福岡八田 福岡流通 センター内 福岡青葉 福岡高美台	東区香椎浜1丁目9-5 東区塩浜1丁目9-1 東区志賀島736-1 東区西戸崎4丁目12-5 東区千早5丁目14-21 東区唐原5丁目1-62 東区八田4丁目6-2 東区多の津1丁目14-1 東区青葉7丁目27-14 東区高美台2丁目4-6	博多区	福岡小林 福岡雑餉隈 博多月隈	博多区博多駅前4丁目17-11 博多区麦野4丁目36-25 博多区月隈2丁目2-14	早良区	福岡四箇田 団地 福岡野芥 脇山 福岡原五	早良区四箇田団地1-1 早良区野芥3丁目14-12 早良区脇山2543-3 早良区原5丁目2-2	
	博多区	板付 博多南	博多区板付2丁目6-9 博多区元町2丁目2-12	中央区	福岡小笹 福岡福浜		中央区小笹1丁目4-28 中央区福浜2丁目4-1	西 区	福岡吉岐 北崎 周船寺 福岡能古 玄界島 元岡
				南 区	福岡大池 福岡松原 福岡老司 福岡柏原	南区大池1丁目23-8 南区大平寺1丁目10-2 南区老司2丁目13-8 南区柏原4丁目13-43			
				城南区	城南 福岡堤 福岡田島三	城南区干隈2丁目56-1 城南区堤2丁目20-4 城南区田島3丁目19-12			

窓口で確認させていただくもの

- ・請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。
- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・健康保険証 ・国民年金手帳
 - ・在留カード(外国人登録証)
 - ・その他公的機関が発行した証明(船舶やその他特殊技術に関する免許証など)
 - ・市税に関する証明で、請求される方が法人の場合は、法人印および代表者の職印の押印により確認させていただきます。
(印鑑に法人名がない場合や、法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。)

取扱時間

- 取扱時間/平日9時～17時(郵便局の営業時間に限る。) 土日祝日、年末年始を除く

おことわり

- 郵便局での証明の交付は、担当区役所と専用FAXの送受信によって行いますので、請求から交付まで時間がかかります。あらかじめご了承ください。
- 証明の様式は、市が作成する様式に限ります。

お問い合わせ先

区役所納税課、財政局納税企画課 (TEL:711-4206 FAX:733-5598)

市税に関する証明の郵送請求

郵送で証明を請求する場合は、(1)～(6)の書類等を同封のうえ、下記の「福岡市税証明郵送請求センター」あてに請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書(様式は福岡市ホームページからダウンロードできます。)
- (2) 手数料(※郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(あて先を記入して切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の方の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)
- (6) 委任者の本人確認書類の写し(代理の方が請求される場合)
- (7) 相続人であることを証明する書類(相続人の方が請求される場合)

※小為替は、過不足のないようお願いします。

福岡市 税務証明交付申請書

検索

福岡市税証明郵送請求センター 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
TEL:292-2069 (電話受付:8時45分～17時30分 土日祝日、年末年始を除く)

Q&A 質問にお答えします。

Q.27 口座振替は、毎年手続きをする必要がありますか？

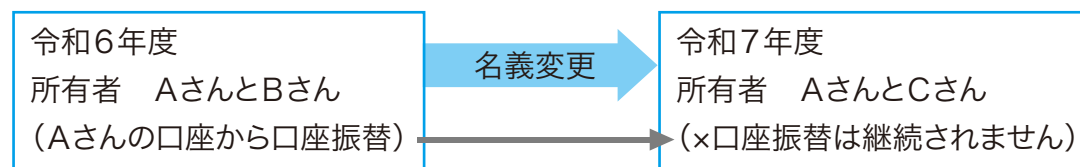
A 口座振替は、基本的に一度手続きされますと、翌年以降は自動的に更新されるため、毎年手続きをしていただく必要はありません。

ただし固定資産税・都市計画税の場合、共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等は、再度手続きが必要となります。

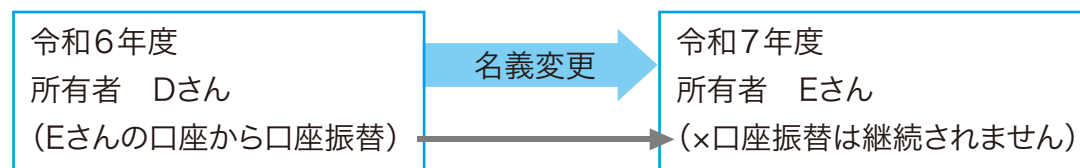
その場合は、大変お手数ですが、納税通知書に同封されている口座振替依頼書または、インターネット口座振替受付サービスにより再度お申し込みいただきますようお願いします。

《以下のような場合は再度手続きが必要です》

(例1) 共有者の変更



(例2) 登記簿上の所有者変更



Q.28 私は専業主婦で収入もなく、夫の扶養に入っていますが、私の所得証明書(非課税証明書)を受け取ることはできますか？

A お受け取りいただけます。窓口にて収入の有無に関する聞き取りをさせていただいてからの発行となります。(収入の有無に関する聞き取りが必要となるため、コンビニ交付では取得できません。)

Q.29 妻の所得証明書を夫が受け取りに行きたいのですが、委任状が必要ですか？

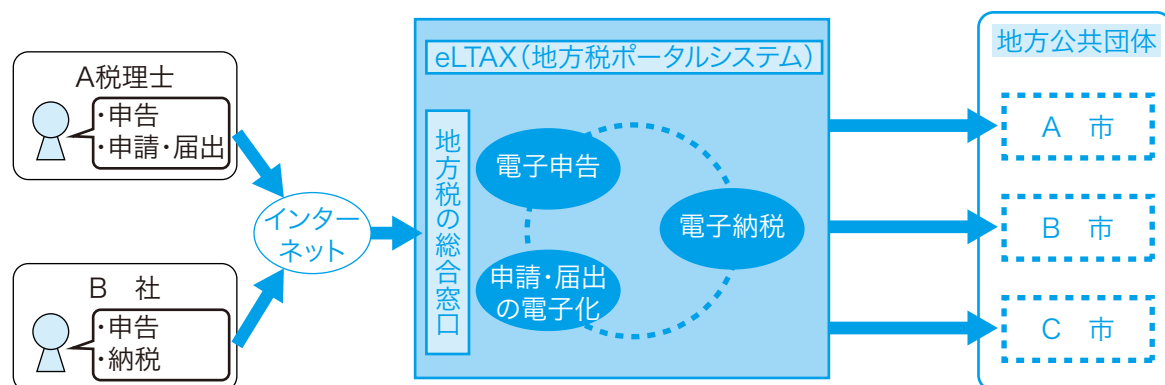
A ご家族の方でも本人からの委任状が必要です(委任状は作成日から3か月以内のものをお願いします。)。また委任者と窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)を提示していただきます(委任者の本人確認書類については、写し可)。

eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告・電子納税

福岡市では、インターネットを通じた地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告や電子納税の受付を行っています。

eLTAXの特徴

- ◎オフィスや自宅からインターネットを通じて申告や納税手続きができます。
- ◎地方公共団体ごとに作成した複数の申告を、1回のデータ送信操作でまとめて行えます(ただし、電子申告サービスを開始している地方公共団体に限ります。)
- ◎無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk、PCdesk Next)や市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応ソフトに限りです。)で申告手続きができます。



電子申告・申請、電子納税等

現在、福岡市では以下の電子申告等をeLTAXで受付しています。
(eLTAXの新規利用にあたっては、事前に利用届出(申告先の地方公共団体や利用税目等の届出)をご提出ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。)

税 目	電子申告※1	電子申請・届出※2	電子納税(共通納税)※2
個人市県民税 (特別徴収)	・給与支払報告書 ・給与支払報告・特別徴収に関わる 給与所得者異動届 ・普通徴収から特別徴収への切替届 など	・特別徴収義務者の所在地・ 名称変更届出書	○
法人市民税	・予定申告 ・中間申告 ・確定申告 など	・法人設立、設置届 ・異動届	○
事業所税	・資産割、従業者割の納付申告 ・免税点以下の申告 ・事業所用家屋貸付等申告 など	・事業所等新設・廃止申告	○
固定資産税 (償却資産)	・全資産申告 ・増加資産/減少資産申告 ・修正申告 など	—	地方税お支払サイトでの 納付が可能 (詳しくはP68をご覧ください。)
市たばこ税	・申告 ・還付請求申告書	—	○
入湯税	・納入申告書	・特別徴収義務者経営申請書	○
宿泊税	・納入申告書(定額) ・納入申告書 特例申告(定額)	・特別徴収義務者登録申請書 ・申告納期限の特例適用者指定 申請書	○

※1 各税目共通様式にて更正請求書や納税管理人申告(申請)書等も利用できます。

※2 電子申請・届出(特別徴収義務者の所在地・名称変更届出、法人設立届出等)、電子納税は、eLTAXホームページ等から行うことができます。

◎共通納税

共通納税は複数の地方公共団体へ一括して電子納税することができます。マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード等により、自宅やオフィスから納税手続きを電子的に行うものです。

※ダイレクト納付とは、金融機関口座を指定して地方税を直接納付するもので、事前にeLTAXへの口座登録及び金融機関での口座振替の審査が必要になります。

※金融機関毎に利用可能な納付方法が異なります。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

※クレジットカードでの納税には、納付額により決済手数料が必要となります。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

【電子納税のご利用にあたっての注意点】

- ・電子納税(共通納税を利用した納税)の場合、領収証書は発行されません。
領収証書が必要な場合は、納付書により金融機関の窓口で納税してください。
- ・電子納税されてから、1週間前後で納税証明を請求される場合は、地方税お支払サイトで納付履歴を確認する必要があるため、「履歴確認用番号」と「お支払時登録したメールアドレス」をご用意ください。

●eLTAXの利用時間

平日8時30分～24時00分まで(土日祝日、年末年始を除く)

●eLTAX利用について

eLTAXの利用方法や詳しい電子申告・電子納税方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

※eLTAXでは、所得税確定申告書の作成はできません。

Q.30 オンラインでどのような手続きができますか？

A

市税に関する各種申告・申請手続きなどのオンライン化の取組みをご紹介します。

● 個人市県民税の申告

福岡市電子申請システムを利用して、市民税・県民税申告書をオンラインで提出できます。(P13参照)



オンライン申告についてはこちらから

● 個人市県民税の税額の試算

給与や年金の源泉徴収票を基に、所得や控除等の情報を入力することで、個人市県民税の税額計算やふるさと納税等の控除額の目安を試算することができます。(P27参照)



税額の試算についてはこちらから

● 原付バイク等の各種手続きのオンライン申請

原付バイク等の「新規登録」、「廃車申告」、「名義変更」などの手続きがオンラインで申請できます。(P59参照)



オンライン申請についてはこちらから

● 税務証明書のオンライン申請

税務証明書をオンラインで申請し郵送で受け取れます。
いつでも申請できるため来庁する必要がありません。(P77参照)



オンライン申請についてはこちらから

●納税通知書の住所・送付先変更届の オンライン申請

個人市民税・固定資産税・軽自動車税の
納税通知書について、送付先等の変更が
オンラインから申請できます。

〈個人市民税
固定資産税〉



〈軽自動車税〉



オンライン申請に
ついてはこちらから

●QRコードなどを利用した納付

納付書に印刷された地方税統一QRコード(eL-QR)やeL番号を
利用して納付できます。(P68参照)



QRコードなどを利用した納付に
ついてはこちらから
(地方税お支払サイト)

●市税インターネット口座振替受付サービス

口座振替の申し込み手続き(新規・変更)をご自宅のパソコンや
スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して
申し込みができます。(P70～71参照)



市税インターネット口座振替受付サービスに
ついてはこちらから

●市税還付金請求のオンライン申請

「納め過ぎの税金についてのお知らせ」(還付通知書)について、
オンライン申請にて還付金の請求ができます。
公金受取口座へのお振り込みも可能です。



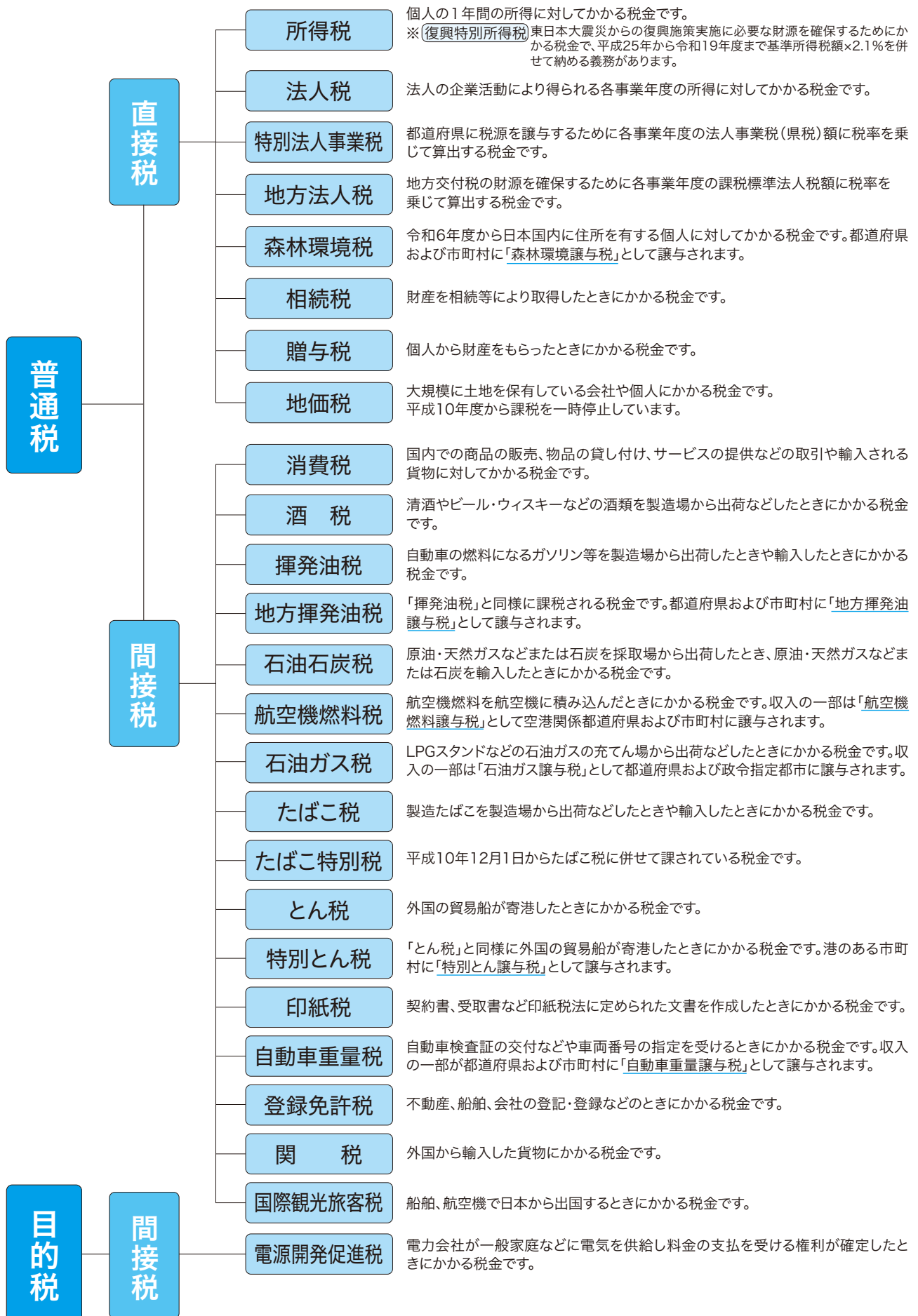
オンライン申請に
ついてはこちらから

MEMO

第4章 国税・県税

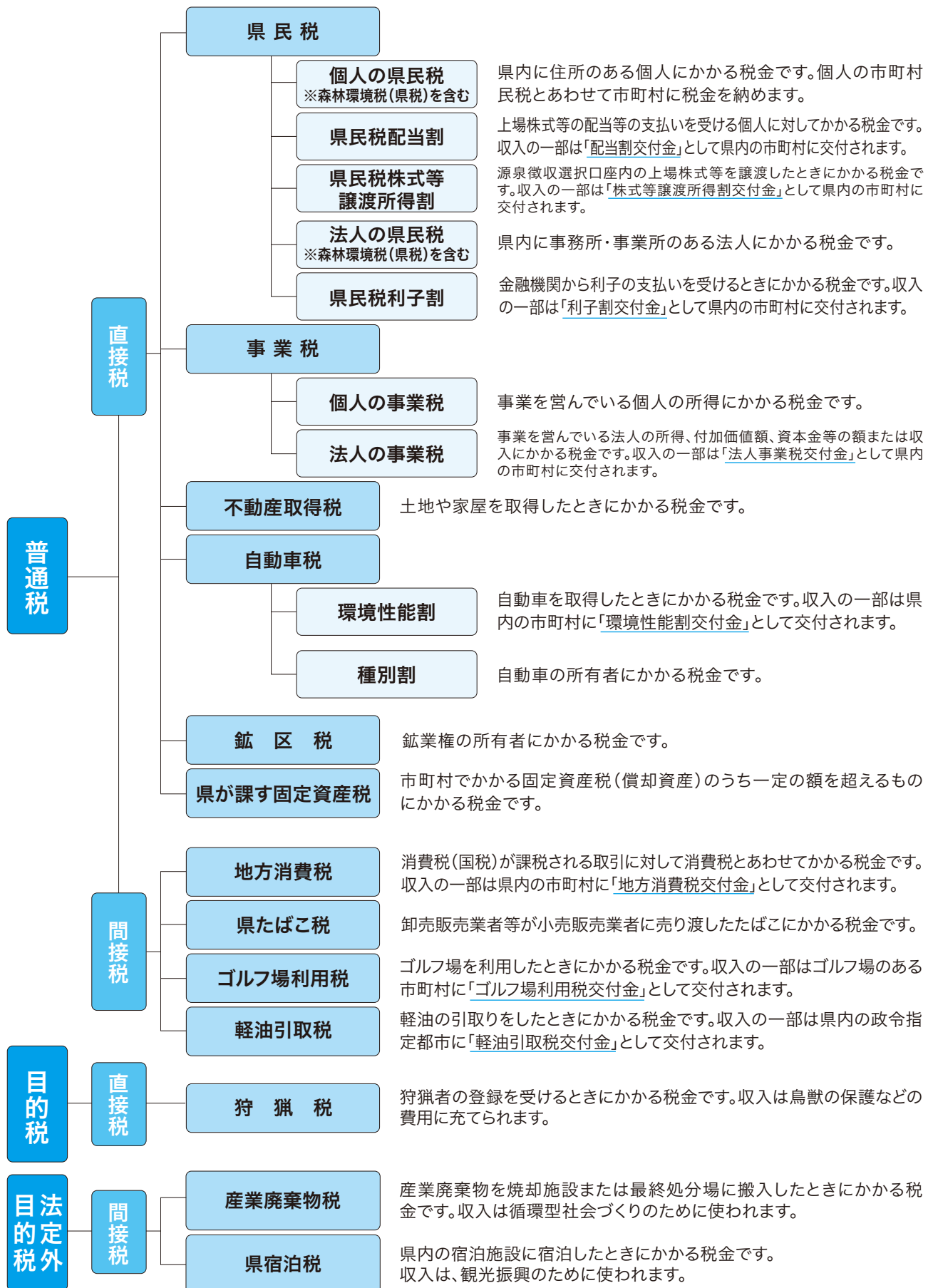
国税の種類とあらまし

※国税について詳しくは税務署(P96をご覧ください。)にお尋ねください。



県税の種類とあらまし

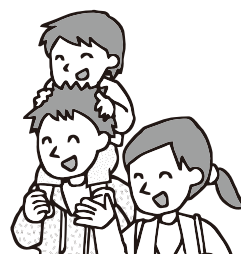
※県税について詳しくは県税事務所(P96をご覧ください。)にお尋ねください。



第5章 暮らしと税金

家族と税金

※市税以外の詳細につきましては、税務署(国税)、県税事務所(県税)にお尋ねください。(P96をご覧ください。)



●パート収入に対する税金

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

※以下の内容は令和7年度(令和6年中の収入)に係る記載になります。

令和8年度(令和7年分の収入)以降についてはP30をご確認ください。

パート収入は通常給与収入として扱われます。令和6年分のパート収入が年間100万円を超えると個人市県民税が課税され、年間103万円を超えると所得税が課税されます。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の配偶者控除および配偶者特別控除の適用関係(令和6年分)

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
100万円超103万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
103万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

※1 配偶者控除(扶養控除なども)の判定は12月31日現在の状況で判定します。

※2 配偶者控除および配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

なお、家内労働者、外交員、集金人などが得た収入は事業所得または雑所得になりますが、これらの所得は金額の計算上、控除される必要経費の額が55万円に満たない場合は、55万円までを必要経費とする特例制度が設けられています。※3

※3 収入金額が55万円以下の場合はその収入金額が限度となります。別途、給与所得がある方は必要経費の算出方法が異なります。

●配偶者への居住用不動産の贈与

●贈与税(国税)

下記の要件を満たす夫婦間で居住用不動産(土地・借地権・家屋)またはその購入資金の贈与があった場合には、基礎控除110万円のほかに、2,000万円を限度として贈与税の配偶者控除が受けられます。

※この配偶者控除は、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか受けられません。

●贈与税の配偶者控除が受けられる主な要件

- 1 贈与を受けたときにおいて、その夫婦の婚姻期間が20年以上であること。
- 2 贈与財産が、国内にある居住用不動産であること(国内にある居住用不動産の購入資金の贈与も含みます。)
- 3 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産(または贈与を受けた資金で取得した居住用不動産)に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること。
- 4 贈与税の申告書を提出すること。

●相続税の優遇制度

●相続税(国税)

配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分に相当する金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。なお、この優遇制度を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

※仮装または隠ぺいされていた部分はこの優遇制度が適用されません。

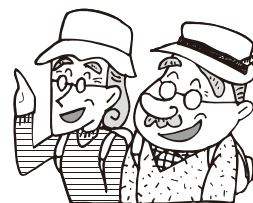
●教育資金の贈与

●贈与税(国税)

30歳未満の子・孫などが両親や祖父母など(直系尊属)から金融機関等との一定の契約に基づき教育資金の贈与を受けた場合、金融機関等を経由して税務署に「教育資金非課税申告書」を提出することにより最大で1,500万円までが非課税となります。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

高齢者と税金(年金と税金)



●所得税、個人市県民税の配偶者控除、扶養控除

- 所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

配偶者控除、扶養控除の対象となる配偶者、扶養親族の年齢が70歳以上(令和6年分の所得税の申告の場合、昭和30年1月1日以前に生まれた方)であれば、通常の場合より控除額が多くなります。

※控除額について(P20～21をご覧ください。)

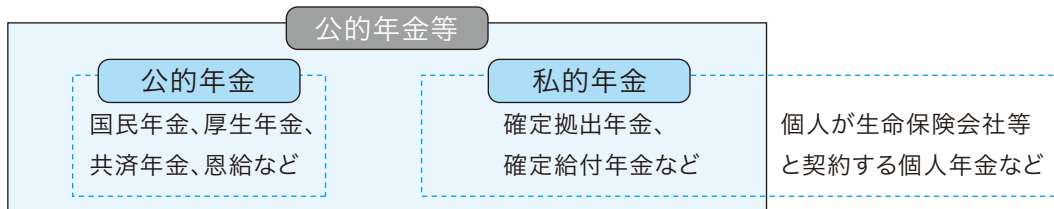
●所得税、個人市県民税の公的年金等控除

- 所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

- 公的年金と私的年金

一口に年金と言っても、種類はいろいろです。年金は大別して、「公的年金」と「私的年金」に分けることができます。

「公的年金」とは、国などの公的機関が運営するものです。「私的年金」とは、企業が退職者に支給する企業年金や個人が生命保険会社等と契約する個人年金などです。このうち「公的年金」と「私的年金のうち企業が退職者に支給する企業年金など」をあわせたものを「公的年金等」と呼びます。



- 年金にも税金がかかります

年金は、原則、雑所得として所得税、個人市県民税が課税されます。

なお、障害年金、遺族年金などについては、非課税とされています。

- 公的年金等の所得の簡易計算表

(公的年金等にかかる雑所得の計算表(令和7年度))

年 齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等にかかる雑所得の金額		
		(A) 以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 1,299,999円	A－ 600,000円	A－ 500,000円	A－ 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－ 275,000円	A×0.75－ 175,000円	A×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－ 685,000円	A×0.85－ 585,000円	A×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－ 1,455,000円	A×0.95－ 1,355,000円	A×0.95－ 1,255,000円
65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	10,000,000円～	A－ 1,955,000円	A－ 1,855,000円	A－ 1,755,000円
	～ 3,299,999円	A－ 1,100,000円	A－ 1,000,000円	A－ 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－ 275,000円	A×0.75－ 175,000円	A×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－ 685,000円	A×0.85－ 585,000円	A×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－ 1,455,000円	A×0.95－ 1,355,000円	A×0.95－ 1,255,000円
	10,000,000円～	A－ 1,955,000円	A－ 1,855,000円	A－ 1,755,000円

●公的年金からの特別徴収制度

- 個人市民税(市税)、個人県民税(県税) (P15、P34をご覧ください。)

退職金と税金

●退職金に対する所得税、個人市県民税

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

退職金には長年の勤労に対する報償的な性格があり、また、老後の生活を保障するものですので、税負担が軽くなるような税制上の配慮がなされています。

退職金は、他の所得と分離して、勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引き、控除後の金額を2分の1にしたものを課税対象額として税額を算出します。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{退職金} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} \quad (\text{※ 1,000円未満の端数切捨て})$$

※勤続年数が5年以下である場合は、課税対象額の計算方法が異なります。

- ・法人役員等に支払われる場合は、退職金から退職所得控除額を差し引いた額が課税対象額になります。
- ・法人役員等以外に支払われる場合は、退職金から退職所得控除額を差し引いたあとの金額のうち、300万円を超える部分の金額については、2分の1の額ではなく全額が課税対象額になります。

$$\text{所得税の税額} = \text{課税対象額} \times \text{税率} - \text{速算表による控除額}$$

$$\text{個人市県民税の税額} = \text{課税対象額} \times \begin{array}{l} \text{個人市民税 } 6\% \\ \text{個人県民税 } 4\% \end{array} \quad (\text{税率})(100円未満の端数切捨て)$$

退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

※勤続年数が1年に満たない期間は切り上げます。

※障がい者になったことで退職した場合は、控除額に100万円を加算します。

●所得税の納付など

「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出すれば、会社が所得税および復興特別所得税を計算して退職金から差し引きますので確定申告は原則不要です。ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

●個人市県民税の納付など

原則として、特別徴収により納めます。給与などの所得については翌年度に課税されますが、退職所得については所得が発生した年に課税されます。

●死亡により相続人などが受け取る退職金

被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となりますので、所得税、個人市県民税の対象とはなりません。

相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、[500万円×法定相続人の数]を超えた部分です。

●中途退職で年末調整を受けていないとき

サラリーマンの所得税は毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、年末調整によって過不足額の精算をします。年末調整によって所得税の納税が完了した場合、原則、確定申告は不要ですが、退職して再就職しない場合、年末調整を受けられませんか、所得税は納め過ぎとなっている場合があります。

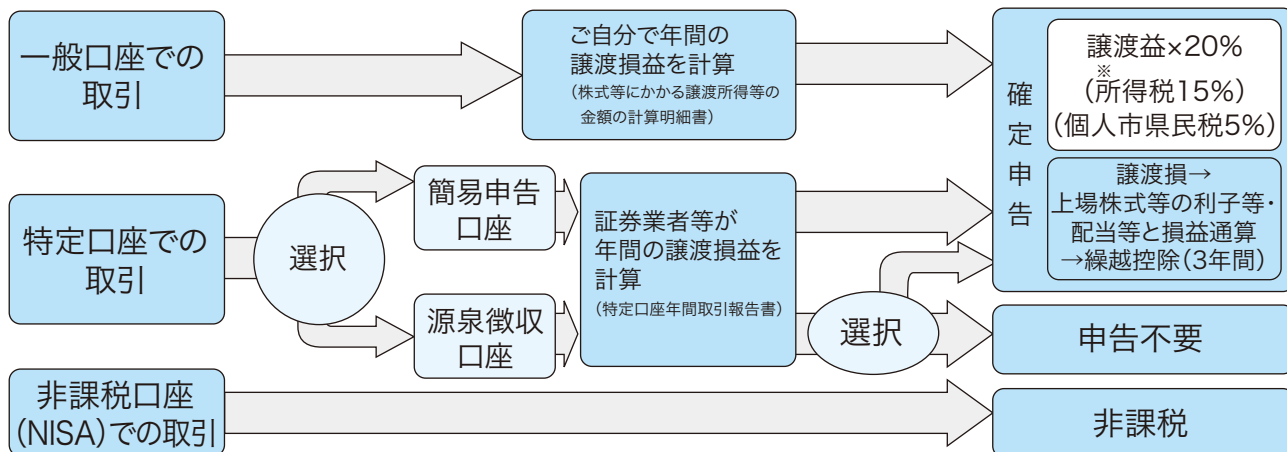
※この納め過ぎの所得税は、翌年に確定申告をすれば還付を受けられます。

株式と税金

●株式等譲渡益課税制度

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要ですが、証券業者等のどのような口座で取引したかによって手続きが異なります。



- ・簡易申告口座の場合は、証券業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により簡易に申告を行うことができます。
- ・源泉徴収口座の場合は、その口座内における譲渡益については、申告不要とすることができます。
- ・上場株式等に係る配当所得や譲渡所得は、令和6年度以降の個人住民税から所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

●株式等の譲渡所得金額(譲渡益)の計算方法

$$\boxed{\text{譲渡所得金額(譲渡益)}} = \boxed{\text{譲渡価額}} - (\boxed{\text{取得費}} + \boxed{\text{委託手数料等}})$$

●株式等の譲渡益の税率

上場株式等および一般株式等(上場株式等以外の株式等)ともに20%(所得税15%、個人市県民税5%)

※平成25年から令和19年まで復興特別所得税(所得税額×2.1%)が所得税とあわせて課されます。

●上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等の譲渡損失は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益・利子等・配当等から繰越控除することができます(上場株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越す場合は、一定の書類を添付した確定申告書を連続して提出する必要があります。)

ただし、上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等(配当所得)については、申告分離課税を選択したものに限りません。

マイホームと税金



●マイホームに関する主な税金および税額控除

「取得」したとき	所得税の控除(住宅借入金等特別控除)、登録免許税、印紙税、不動産取得税、消費税・地方消費税 このほか、相続や贈与による取得には、相続税や贈与税が課税される場合があります。
「保有」しているとき	固定資産税・都市計画税・所得税の控除(住宅借入金等特別控除、住宅特定改修特別税額控除など)
「譲渡」したとき	所得税、個人市県民税(譲渡所得にかかる課税と特例)、印紙税

●「取得」したとき

●所得税(国税)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

住宅ローン等を利用してマイホームの新築や購入、増改築を行い、居住の用に供した場合で、次の要件を満たすときは、その取得等の内容に応じ住宅借入金等特別控除を受けることができます。

●住宅ローン控除の主な要件

住宅の形態	要 件
新築住宅	1 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること 2 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 3 床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 4 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること 5 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、分割して返済するものであること 6 控除を適用する年の所得金額が2,000万円以下であること 7 その他の住宅の場合は、①令和5年12月31日までに建築確認を受けている、または、②令和6年6月30日までに建築されていること ※1 家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満であっても控除を適用することができますが、6の所得金額が1,000万円以下になるとともに、認定住宅等の場合は令和6年12月31日までに建築確認を受けている、その他の住宅の場合は令和5年12月31日までに建築確認を受けている必要があります。 ※2 一定の要件を満たす子育て世帯等が認定住宅等を取得した場合は、控除額が拡充されます。
買取再販住宅	1 新築住宅の1及び3～6の要件に当てはまること 2 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 3 建築後使用された家屋であること 4 次のいずれかに当てはまる家屋であること (1) 昭和57年1月1日以後に建築されたものであること (2) 取得の前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの(耐震住宅)であること (3) (1)または(2)以外の家屋(要耐震改修住宅)で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて申請し、かつ、居住日までにその耐震改修により家屋が(2)の基準に適合することにつき証明されたものであること 5 宅地建物取引業者が特定の増改築等を行った家屋で、その宅地建物取引業者から取得したものであること 6 宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に取得し、かつ、取得する時点で、新築の日から10年を経過したものであること 7 一定の要件を満たす子育て世帯等が認定住宅等を取得した場合は、控除額が拡充されます。
買取再販住宅 以外の中古住宅	買取再販住宅の1～4の要件に当てはまること
増改築等	1 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの増改築等であること 2 増改築等をした後の床面積(登記面積)が50㎡以上で、かつ、新築住宅の1及び3～6の要件に当てはまること 3 建築士等が発行する増改築等工事証明書などにより証明された増改築等であること 4 補助金等の額を差し引いた増改築等の工事費用が100万円を超えるものであること 5 自己の居住用の用に供される部分の工事費用が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること

●住宅ローン控除額の計算等 ※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

住宅ローン等の年末残高の控除率相当額をその年の所得税額から税額控除します。

※住宅ローン等の年末残高については、住宅の取得等の対価が限度で、住宅の種類(一般住宅、認定住宅等)によって限度額が異なります。

$$\text{控除額} = \text{ローン等の年末残高} \times \text{控除率}$$

なお、所得税から控除しきれない金額については、個人市県民税から控除できます。

●住宅ローン控除の手続き

所轄の税務署に確定申告をする必要があります。ただし、給与所得者の場合は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

●住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下である者が親・祖父母等から住宅取得資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、下記の額を限度とする贈与税(国税)の非課税措置があります。

住宅用の家屋の種類 贈与の時期	省エネ等住宅※	左記以外の住宅
令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで	1,000万円	500万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の要件を満たす省エネルギー性、耐震性またはバリアフリー性の高い住宅をいいます。

●登録免許税(国税)

土地や家屋を取得して、登記するときにかかります。

$$\text{税額} = \text{不動産の価額(固定資産評価額)} \times \text{税率}$$

●印紙税(国税)

土地や家屋の売買契約書や請負契約書を作成したときにかかります。

●不動産取得税(県税)

土地や家屋を取得したときにかかります。

$$\text{税額} = \text{不動産の価額(固定資産評価額)} \times \text{税率}$$

※マイホームの取得については、それぞれ軽減措置がある場合があります。

●「保有」しているとき

●固定資産税・都市計画税(市税)

(P39～56をご覧ください。)

●所得税(国税)の住宅特定改修特別税額控除

バリアフリー改修工事などして住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

ただし、住宅ローン等を利用して工事を行った場合で住宅借入金等特別控除を受けるときは、住宅特定改修特別税額控除は受けられません。

※住宅ローン控除(P91をご覧ください。)とは選択制になります。

●「譲渡」したとき

●譲渡所得にかかる所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

個人が土地や建物を譲渡(売却)したときにかかります。

税額は、給与所得や事業所得などの他の所得とは分離して計算しますが、所有していた期間により課税の仕組みが異なります。

土地・建物等を譲渡した年の1月1日現在において

所有期間	長期・短期の区分	所得税の税率	個人市民税の税率	個人県民税の税率
5年以内の場合	短期譲渡所得	30%	7.2%	1.8%
5年を超えている場合	長期譲渡所得	15%	4.0%	1.0%

※平成25年から令和19年まで復興特別所得税(所得税額×2.1%)が所得税とあわせて課されます。

●譲渡所得にかかる税額の計算方法

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

$$\text{税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率}$$

●マイホームを売ったときの特例

1 3,000万円の特別控除の適用

マイホームを売却し、一定の要件を満たす場合には、所有期間を問わず、課税譲渡所得金額の計算上最高3,000万円の特別控除を受けることができます。

2 軽減税率の適用

売却した年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合には、3,000万円の特別控除後の課税譲渡所得金額に対する税率が軽減されます。

3 買換え(交換)の特例

売却した年の1月1日現在で所有期間が10年を超え、居住期間10年以上のマイホームを売却して、新たにマイホームを買った場合で、一定の要件を満たす場合には、譲渡益の課税を繰り延べる特例を受けることができます。

ただし、上記1、2の特例とは選択適用となっています。

4 譲渡損失の損益通算と繰越控除の特例

売却した年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームを売却し、譲渡損失が生じた場合で、一定の要件を満たす場合には、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算できます。また、その年に通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得金額から繰越控除することができます。

なお、この特例には新たにマイホームを「買い換える場合」と「買い換えない場合」(住宅ローン残高があるマイホームを売った場合)の2種類があります。

※亡くなった人の住まいに係る3,000万円の特別控除の特例(平成28年4月1日から令和9年12月31日までの売却に限ります。)

亡くなった人が、相続開始の直前(一定の場合、老人ホーム等に入居する直前)に1人で住んでいた家とその敷地を相続した人が、相続開始の日から3年後の12月31日までにその家や敷地を売った場合で、一定の要件を満たすものについては3,000万円(令和6年1月1日以降は、一定の場合は2,000万円)の特別控除を受けることができます。

マイカーと税金



●マイカーに関する税金

【取得】
・自動車税(環境性能割) ・軽自動車税(環境性能割)

【保有】
・自動車重量税 ・自動車税(種別割) ・軽自動車税(種別割)

【燃料】
・揮発油税・地方揮発油税 ・軽油引取税 ・石油ガス税

●取得したときにかかる税金

●自動車税(環境性能割)(県税)

自動車を取得したときにかかる税金です。

【自家用乗用車の税額】

区 分	税 率	
燃費基準値の達成度に応じて決定	営業用	非課税、0.5%、1%、2%
	自家用	非課税、1%、2%、3%

●軽自動車税(環境性能割)(市税)

軽自動車を取得したときにかかる税金です。

(P60をご覧ください。)

●保有しているときにかかる税金

●自動車重量税(国税)

自動車検査証の交付や車両番号の指定を受けるときなどにかかる税金です。

●自動車税(種別割)(県税)

自動車の所有者にかかる税金です。

【自家用乗用車の税額(年額)】

(単位:円)

総排気量	令和元年9月30日以前に 新車新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以後に 新車新規登録を受けたもの
1リットル以下	29,500	25,000
1リットル超1.5リットル以下	34,500	30,500
1.5リットル超2リットル以下	39,500	36,000
2リットル超2.5リットル以下	45,000	43,500
2.5リットル超3リットル以下	51,000	50,000
3リットル超3.5リットル以下	58,000	57,000
3.5リットル超4リットル以下	66,500	65,500
4リットル超4.5リットル以下	76,500	75,500
4.5リットル超6リットル以下	88,000	87,000
6リットル超	111,000	110,000

●軽自動車税(種別割)(市税)

(P57をご覧ください。)

●燃料にかかる税金

●揮発油税・地方揮発油税(国税)

自動車の燃料になるガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。

●軽油引取税(県税)

軽油の引き取りをしたときにかかる税金です。

●石油ガス税(国税)

石油ガスを自動車の石油ガス容器に充てんし、出荷したときにかかる税金です。

第6章 税に関するお問い合わせ先など

令和7年度の主な税の納期月など

月	市 税	国 税	県 税
4	固定資産税・都市計画税第1期 ※納税通知書は4月上旬発送		
5	軽自動車税(種別割) ※納税通知書は5月上旬発送		自動車税(種別割)
6	個人の市県民税(普通徴収)第1期 ※納税通知書は6月中旬発送		
7	固定資産税・都市計画税第2期	所得税の予定納税(第1期分)	
8	個人の市県民税(普通徴収)第2期		個人の事業税(第1期)
9			
10	個人の市県民税(普通徴収)第3期		
11		所得税の予定納税(第2期分)	個人の事業税(第2期)
12	固定資産税・都市計画税第3期(28日まで)		
1	個人の市県民税(普通徴収)第4期 住宅用地の申告・償却資産の申告 共用土地にかかる分割課税の申出 給与支払報告書の提出		県民税株式等譲渡所得割 (10日まで)
2	固定資産税・都市計画税第4期		
3	個人の市県民税(普通徴収)の申告 (15日まで) 個人の事業にかかる事業所税の申告納付 (15日まで)	所得税確定申告・納付(15日まで) 贈与税申告・納付(15日まで) 消費税(個人事業者)(31日まで)	個人の事業税の申告 (15日まで) 地方消費税(個人事業者) (31日まで)
随 時	法人の市民税の申告納付 法人の事業所税の申告納付	法人税・相続税 消費税(法人)など	法人の県民税・事業税 地方消費税(法人) 不動産取得税
	個人の市県民税(特別徴収) (翌月の10日まで) 市たばこ税 (翌月の末日まで) 入 湯 税 (翌月の10日まで) 宿 泊 税 (翌月の末日まで)	源泉所得税(原則翌月の10日まで) 酒税 申告……(翌月の末日まで) 納付……(翌々月の末日まで)	県民税(利子割)(配当割) (翌月の10日まで) ゴルフ場利用税 (翌月の末日まで)

※地方消費税は県税ですが、国税である消費税とあわせて税務署および税関に申告・納付することになっています。

※納期限は、記載があるものを除き、各納期月の末日です。

※末日が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

MEMO

国税・県税等に関するお問い合わせ

●国税についてのお問い合わせ先一覧

主な国税として、[所得税](#)、[法人税](#)、[相続税](#)、[贈与税](#)、[消費税](#)、[自動車重量税](#)等があります。
(P85をご覧ください。)

名 称		電話番号	所在地	管轄区域
福岡国税局		411-0031	〒812-8547 博多区博多駅東2丁目11番1号 (福岡合同庁舎内)	
市内の 税務署	福岡税務署	771-1151	〒810-8689 中央区天神4丁目8番28号	中央区、南区
	西福岡税務署	843-6211	〒814-8602 早良区百道1丁目5番22号	城南区、早良区、 西区
	博多税務署	641-8131	〒812-8706 東区馬出1丁目8番1号	博多区、東区 (香椎税務署管内を除く)
	香椎税務署	661-1031	〒813-8681 東区千早6丁目2番1号	東区の一部

●県税についてのお問い合わせ先一覧

主な県税として、[自動車税\(種別割・環境性能割\)](#)、[不動産取得税](#)、[事業税](#)等があります。
(P86をご覧ください。)

名 称		電話番号	所在地	管轄区域
福岡県税務課		643-3062	〒812-8577 博多区東公園7番7号	
市内の 県税事 務所	博多県税事務所	260-6001	〒812-8542 博多区博多駅東1丁目17-1 (コネクトスクエア博多2F・3F)	博多区、南区
	東福岡県税事務所	641-0201	〒812-8543 東区箱崎1丁目18番1号 (福岡県粕屋総合庁舎2F)	東区
	西福岡県税事務所	735-6141	〒810-8515 中央区赤坂1丁目8番8号 (福岡県福岡西総合庁舎3F・4F)	中央区、城南区、 早良区、西区

●法務局お問い合わせ先一覧

[不動産登記](#)等については法務局にお尋ねください。

名 称	電話番号	所在地	管轄区域
福岡法務局	721-4570	〒810-8513 中央区舞鶴3丁目5番25号	博多区、中央区、 南区、東区
西新出張所	831-4114	〒814-8524 早良区祖原14番15号	城南区、早良区、 西区

市税に関するお問い合わせ

市税に関するお問い合わせやご相談は、区役所・市役所の担当課(係)までご連絡ください。
受付窓口は平日8時45分～17時15分です。(土・日・祝日・年末年始除く)

区役所・市役所の窓口

お尋ねになりたいこと	担当課		番号
・個人市県民税の課税※1	各区 課税課	市民税係	①
・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番現況図)、路線価図、名寄帳の閲覧		固定資産税土地 ・家屋係	②
・個人市県民税や固定資産税・都市計画税、軽自動車税 の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること※2	各区納税課		③
・市税に関する証明の発行・交付	各区 納税課	管理係 証明発行コーナー係(博多区)	④
・市税の口座振替手続き	納税管理課 (収納管理センター)	管理調整係	⑤
・過誤納金の還付 ・電子納税の収納確認※3		収納管理係 法人収納管理係	⑥
・法人に係る全税目の納税相談 ・区役所より徴収事務の引継を受けた個人市県民税や固 定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること※2	特別滞納整理課		⑦
・市税に関する証明のオンライン申請・郵送による請求	福岡市税証明郵送請求センター		⑧
・給与から特別徴収される個人市県民税の会社からの手 続き※1	法人税務課	特別徴収係	⑨
・法人市民税の課税		法人市民税係	⑩
・事業所税の課税		事業所税係	⑪
・宿泊税や市たばこ税、入湯税の課税		宿泊税係	⑫
・固定資産税(償却資産)の課税	資産課税課	償却資産係	⑬
・軽自動車税の課税 ・原付バイク・小型特殊自動車の登録や廃車の手続き		軽自動車税係	⑭
・市税の収納、市税に関する証明にかかる企画 ・市税の滞納整理等にかかる企画	納税企画課		⑮
・市税の課税にかかる企画	課税企画課		⑯
・市税制度全般、市税の予算・決算、市税広報 ・市税処分の不服申立、固定資産評価額の審査の申出	税制課		⑰

- ※1 個人市県民税の課税に関するお問い合わせやご相談は各区課税課市民税係、会社などの給与の支払者(特別徴収義務者)から提出される異動届出書等に関するお問い合わせやご相談については、法人税務課特別徴収係へご連絡ください。
 ※2 個人はお住いの区の納税課、法人は特別滞納整理課が納税相談等の窓口となります。
 ※3 電子納税の収納確認は法人収納管理係のみ行っています。

各区役所及び市役所(本庁)の連絡先

千早証明サービスコーナー、天神証明サービスコーナー、入部出張所、西部出張所では、市税に関する証明の発行・交付についてのみ行っています。

区	課(係)の名称		番号	電話番号	FAX番号
東区	課税課	市民税係	①	645-1026	632-4970
		固定資産税土地・家屋係	②	645-1031	
	納税課	第1～第4係(納税相談等)	③	645-1022	
		管理係	④	645-1021	
東区 千早証明サービスコーナー※1				674-3983	674-3974
博多区	課税課	市民税係	①	419-1027	476-5188
		固定資産税土地・家屋係	②	419-1032	
	納税課	第1～第4係(納税相談等)	③	419-1023	402-1190 476-5188
		証明発行コーナー係	④	402-0799	
		管理係		419-1022	
中央区	課税課	市民税係	①	718-1038	714-4231
		固定資産税土地・家屋係	②	718-1045	
	納税課	第1～第4係(納税相談等)	③	718-1028	
		管理係	④	718-1049	
中央区 天神証明サービスコーナー※1				733-5222	733-5224
南区	課税課	市民税係	①	559-5041	511-3652
		固定資産税土地・家屋係	②	559-5051	
	納税課	第1～第4係(納税相談等)	③	559-5169	
		管理係	④	559-5031	
城南区	課税課	市民税係	①	833-4032	841-2145
		固定資産税土地・家屋係	②	833-4036	
	納税課	第1・第2係(納税相談等)	③	833-4026	
		管理係	④	833-4024	
早良区	課税課	市民税係	①	833-4320	841-2185
		固定資産税土地・家屋係	②	833-4326	
	納税課	第1～第4係(納税相談等)	③	833-4317	
		管理係	④	833-4318	
早良区 入部出張所※1				804-2011	803-0924
西区	課税課	市民税係	①	895-7017	883-8565
		固定資産税土地・家屋係	②	895-7019	
	納税課	第1～第3係(納税相談等)	③	895-7014	
		管理係	④	895-7013	
西区 西部出張所※1,2				806-9431	806-6811
納税管理課 (福岡市税収納管理センター)		管理調整係	⑤	292-2093	292-4112
		収納管理係	⑥		
		法人収納管理係	⑥	292-1994	
特別滞納整理課			⑦	292-3124	
福岡市税証明郵送請求センター			⑧	292-2069	
法人税務課		特別徴収係	⑨	292-3259	292-4173
		法人市民税係	⑩	292-3249	
		事業所税係	⑪	292-2486	
		宿泊税係	⑫	292-2496	
資産課税課		償却資産係	⑬	292-2479	292-4187
		軽自動車税係	⑭	292-1604	
納税企画課			⑮	711-4206	733-5598
課税企画課			⑯	711-4207	
税制課			⑰	711-4202	

※1 千早証明サービスコーナー、天神証明サービスコーナー、入部出張所、西部出張所では、住宅用家屋証明は取り扱っておりません。

※2 西部出張所では、市税の収納を行っています。(納税相談は行っておりません。)

税からの
お知らせ

福岡市の予算と
市税収入

個人の市民税
(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付
など

国税・県税

暮らしと税金

税に関する
お問い合わせ

市役所・区役所の所在地

【市役所】
〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号
【天神証明サービスコーナー】(市役所1階 情報プラザ内)



【南区役所】
〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号



【東区役所】
〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号



【城南区役所】
〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号



【博多区役所】
〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号
(9階 納税管理課 特別滞納整理課 法人税務課 資産税課課)



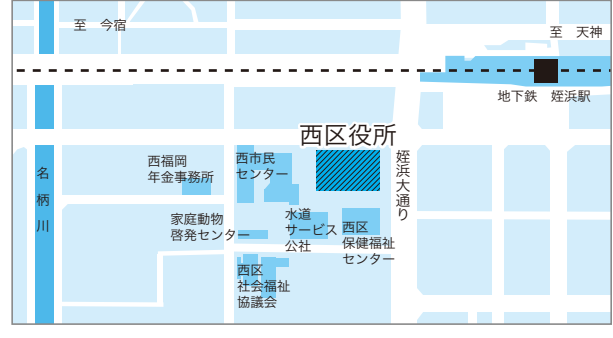
【早良区役所】
〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号



【中央区役所】
〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号



【西区役所】
〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号



【早良区 入部出張所】
【西区 西部出張所】
【千早証明サービスコーナー】(東区なみきスクエア)
【福岡市税証明郵送請求センター】

〒811-1102 早良区東入部2丁目14番8号
〒819-0367 西区西都2丁目1番1号
〒813-0044 東区千早4丁目21番45号
〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号
博多区役所9階

市税の便利な納付方法について

1 口座振替

口座振替とは、市税を納期毎に指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

利用できる税目 ○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

申込手続き(新規・変更)

▶**インターネット** ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して手続きができます。申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。福岡市税収納管理センター(TEL: 292-2093)へお問い合わせください。

▶**郵便** 「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。(軽自動車税を除く)

メリット

- ①**安心**…納付忘れを防げます!
- ②**便利**…金融機関に出かける必要がありません!
- ③**安全**…現金を持ち歩く必要がありません!

福岡市 市税インターネット口座振替

検索



インターネット
口座振替
専用サイト
については
こちらから

2 インターネット(地方税お支払サイト)で納付

納付書に印字している「e L-Q R」や「e L 番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから、簡単・便利に納付できます。

利用できる税目

○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

利用できる決済方法

○クレジットカード払い ○インターネットバンキング
○口座振替(ダイレクト方式) ○ページ番号発行

地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)



手続きの流れ

- 1 地方税お支払サイトにアクセス
- 2 納付書おてもて面に印刷されたeL-QRを読み取るかeL番号を入力
- 3 さまざまな決済手段からご希望のお支払い方法を選択して手続き

3 スマートフォン決済アプリで納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRを読み込んでいただくと、納付ができます。

利用できる税目

○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

福岡市税 スマホ決済

検索



※ご利用可能な決済アプリや各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

税金の制度や手続きなどをLINEで案内します!

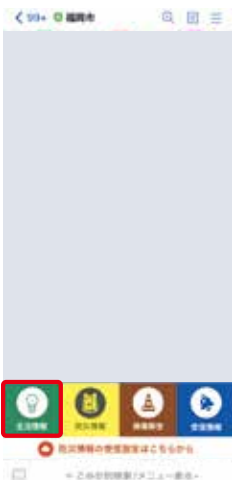
「福岡市LINE公式アカウント」を「友だち追加」すると、税金の制度や手続きなどの情報をチャット(対話)形式で確認できます。また、案内に従って進むと、そのままオンライン(電子)申請が利用でき、来庁することなく、手続きが行えます。

「友だち追加」は
こちらから



STEP1

福岡市LINE公式アカウント
「生活情報」をタップ



STEP2

「税金」をタップ



STEP3

調べたい項目を選択する
(例)「税証明」>「オンライン申請」をタップ



令和7年度 福岡市税の納期限

令和7年 4月30日(水)	固定資産税・都市計画税 第1期
6月 2日(月)	軽自動車税(種別割)
6月30日(月)	市県民税(普通徴収) 第1期
7月31日(木)	固定資産税・都市計画税 第2期
9月 1日(月)	市県民税(普通徴収) 第2期
10月31日(金)	市県民税(普通徴収) 第3期
令和8年 1月 5日(月)	固定資産税・都市計画税 第3期
2月 2日(月)	市県民税(普通徴収) 第4期
3月 2日(月)	固定資産税・都市計画税 第4期



福岡市口座振替マスコット
キャラクター「ふりかえる君」

納税には、
便利な口座振替をご利用ください。

- 発行・編集／令和7年6月
福岡市財政局税務部税制課 福岡市中央区天神1丁目8番1号
- TEL／092 (711) 4202
- ホームページアドレス／<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shizei/>
- 制作／株式会社ドミックスコーポレーション ●印刷／大野印刷株式会社